

## 4. PRTR 対象化学物質に関する基本情報

### 4-1. 化学物質の物性

第一種指定化学物質 354 物質の一覧表を、物性情報等と合わせて示す。一覧表の項目の内容、資料等について表-4.1 に示す。

表-4.1 物性情報の内容、資料等

項目	内容、資料等	
基本情報	政令番号	第一種指定化学物質の政令番号。
	CAS 番号	CAS Registry Number アメリカ化学会の機関である CAS(Cheical abstracts Service)が化学物質に付与してある登録番号。
	物質名	政令における物質名
	分子式	資料:The Physical Properties Database(PHYSPROP), Syracuse Research Corporation(SRC)
物性情報	オクタノール／水分配係数	対数値で記載(Log <i>Kow</i> )。通常-6～6 程度の範囲内, 数値が高いほど水に溶けにくく, 油に溶けやすい。 EXP= Experimental Data , EST= Estimated Data , EXT= Extrapolated Data 資料: ① 平成 12 年度 PRTR パイロット事業 PRTR 排出量等算出マニュアル, 環境庁・通商産業省, pp.173-184 ② The Physical Properties Database(PHYSPROP), Syracuse Research Corporation(SRC)
	<i>Kow</i>	対数値で記載していないオクタノール／水分配係数。
	ヘンリー定数 (Henry's Law Constant)	EXP= Experimental Data , EST= Estimated Data , EXT= Extrapolated Data 資料:The Physical Properties Database(PHYSPROP), Syracuse Research Corporation(SRC)
	Hc	簡易推定式で使用する無次元化したヘンリー乗数 H(簡易推定式は下水処理場の水温を 25℃ (298K) に設定)。 $H_c = \frac{H}{RT} = \frac{H}{0.000082 \times 298}$
	生分解性	資料:化学物質評価研究機構ホームページ(平成 8-11 年度, 通商産業省工業技術院委託調査研究「化学物質総合安全性評価手法の開発」) 参考: ① 化学物質管理促進法 PRTR・MSDS 対象物質前データ, 化学工業日報社, 2000 年 3 月 ② MSDS[CCOHS]:カナダの MSDS CD-ROM ③ 化学物質安全情報提供システム(神奈川県環境科学センター)

簡易推定式に使用

簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient			Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m3/mol)	Temp		Type	-
1		亜鉛の水溶性化合物	Zn										
2	79-06-1	アクリルアミド	C3H5NO	-0.67	①	EXP	0.2	1.00E-09	25	EST	4.09E-08		
3	79-10-7	アクリル酸	C3H4O2	0.36	①	EXP	2.3	3.70E-07	25	EST	1.51E-05	67%	14
4	140-88-5	アクリル酸エチル	C5H8O2	1.32	①	EXP	20.9	3.39E-04	25	EST	1.39E-02	52%	14
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	C7H13NO2	0.42			2.6	9.10E-07			3.72E-05		
6	96-33-3	アクリル酸メチル	C4H6O2	0.80	①	EXP	6.3	1.99E-04	25	EST	8.14E-03		
7	107-13-1	アクリロニトリル	C3H3N	0.25	①	EXP	1.8	1.38E-04	25	EXP	5.65E-03	5~24%	28
8	107-02-8	アクロレイン	C3H4O	-0.09	①	EXP	0.8	1.22E-04	25	EXP	4.99E-03		
9	103-23-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	C22H42O4	6.11	①	EST	1,288,249.6	4.34E-07	20	EXP	1.78E-05	67~74%	28
10	111-69-3	アジポニトリル	C6H8N2	-0.32	①	EXP	0.5	1.21E-09	25	EST	4.95E-08	82~86%	14
11	75-07-0	アセトアルデヒド	C2H4O	-0.34	①	EXP	0.5	6.67E-05	25	EXP	2.73E-03	79~83%	14
12	75-05-8	アセトニトリル	C2H3N	-0.34	①	EXP	0.5	3.45E-05	25	EXP	1.41E-03		
13	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	C8H12N4	1.10	①	EXP	12.6	4.14E-06	25	EST	1.69E-04		
14	90-04-0	o-アニシジン	C7H9NO	1.18	①	EXP	15.1	1.77E-06	25	EST	7.24E-05	40~69%	14
15	62-53-3	アニリン	C6H7N	0.90	①	EXP	7.9	2.02E-06	25	EXP	8.27E-05		
16	141-43-5	2-アミノエタノール	C2H7NO	-1.31	①	EXP	0.0	3.25E-08	25	EST	1.33E-06	49%	14
17	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン(別名ジエチレントリアミン)	C4H13N3	-2.13	①	EST	0.0	3.15E-07	25	EST	1.29E-05	0%	14
18	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[トリフルオロメチル]スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)	C12H4Cl2F6N4OS	4.00	①	EXP	10,000.0	8.42E-10	25	EST	3.45E-08		
19	61-82-5	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	C2H4N4	-0.86	①	EST	0.1	2.21E-13	25	EST	9.04E-12	0%	28
20	53369-07-6	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィニル]酪酸(別名グルホシネート)	C5H15N2O4P	-3.96	①	EST	0.0	5.26E-16	25	EST	2.15E-14		

簡易推定式に使用

簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient			Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m3/mol)	Temp		Type	-
21	591-27-5	m-アミノフェノール	C6H7NO	0.17	①	EXP	1.5	1.98E-10	25	EST	8.10E-09	-1~2%	14
22	107-18-6	アリルアルコール	C3H6O	0.17	①	EXP	1.5	4.99E-06	25	EXP	2.04E-04	82~88%	14
23	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	C6H10O2	0.45	①	EST	2.8	1.49E-05			6.10E-04		
24		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)											
25		アンチモン及びその化合物	Sb										
26	1332-21-4	石綿	Mg6Si4H8O18										
27	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	C12H18N2O2	4.75		EST	56,234.1	1.13E-04	25	EST	4.62E-03		
28	78-79-5	イソプレン	C5H8	2.42	①	EXP	263.0	7.67E-02	25	EST	3.14E+00		
29	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	C15H16O2	3.32	①	EXP	2,089.3	3.90E-10	25	EST	1.60E-08	0%	14
30	25068-38-6	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)											
31	4162-45-2	2,2'-(イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ])ジエタノール	C19H20Br4O4	6.78	①	EST	6,025,595.9	1.76E-13	25	EST	7.20E-12		
32	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン	C3H6N2S	-0.66	①	EST	0.2	1.36E-11	25	EST	5.57E-10	0%	14
33	13516-27-3	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)	C18H41N7	2.71	①	EST	512.9	2.73E-12			1.12E-10		
34	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)	C19H17ClN2O4	4.28	①	EXP	19,054.6	1.06E-08	25	EST	4.34E-07		
35	25319-90-8	S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセテート(別名フェノチオール又はMCPAチオエチル)	C11H13ClO2S	4.05	①	EXP	11,220.2	2.21E-05	20	EST	9.04E-04		
36	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)	C13H21N2O4PS	4.62	①	EXP	41,686.9	4.45E-05	25	EST	1.82E-03		
37	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EPN)	C14H14NO4PS	3.85	①	EXP	7,079.5	4.44E-07	25	EST	1.82E-05	0~4%	28
38	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ベンディメタリン)	C13H19N3O4	5.18	①	EXP	151,356.1	8.56E-07	25	EXP	3.50E-05		
39	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)	C9H17NOS	3.21	①	EXP	1,621.8	4.10E-06	20	EXP	1.68E-04		
40	100-41-4	エチルベンゼン	C8H10	3.15	①	EXP	1,412.5	7.88E-03	25	EXP	3.22E-01	0~116%	28

簡易推定式に使用

簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient			Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m3/mol)	Temp		Type	-
41	151-56-4	エチレンイミン	C2H5N	-0.28	①	EST	0.5	1.21E-05	25	EXP	4.95E-04		
42	75-21-8	エチレンオキシド	C2H4O	-0.30	①	EXP	0.5	1.48E-04	25	EXP	6.06E-03		
43	107-21-1	エチレングリコール	C2H6O2	-1.36	①	EXP	0.0	6.00E-08	25	EXP	2.46E-06	83~96%	14
44	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	C4H10O2	-0.32		EXP	0.5	4.70E-07	25	EXP	1.92E-05	63~83%	14
45	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	C3H8O2	-0.77		EXP	0.2	3.30E-07	25	EXP	1.35E-05	73~94%	14
46	107-15-3	エチレンジアミン	C2H8N2	0.05	①	EXP	1.1	1.73E-09	25	EXP	7.08E-08	39%	28
47	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	C10H16N2O8	-3.86	①	EST	0.0	6.35E-18	25	EST	2.60E-16		
48	12122-67-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛 (別名ジネブ)	C4H6N2S4Zn	1.30	①	EXP	20.0	2.72E-09	20	EST	1.11E-07		
49	12427-38-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ ン(別名マンネブ)	C4H6MnN2S4	0.62	①	EST	4.2	5.64E-07	20	EST	2.31E-05		
50	8018-01-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ ンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜 鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	C8H12MnN4 S8Zn	1.33	①	EXP	21.4	5.64E-07	25	EST	2.31E-05		
51	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジブロミド (別名ジクアトジブロミド又はジクワット)	C12H12Br2 N2	-4.60	①	EXP	0.0	1.42E-13	25	EST	5.81E-12	0%	28
52	62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)	C10H13NO2	1.58	①	EXP	38.0	2.13E-10	25	EST	8.72E-09	8%	14
53	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジア ゾール(別名エクロメゾール)	C5H5Cl3N2 OS	3.37	①	EXP	2,344.2	2.78E-07	25	EST	1.14E-05		
54	106-89-8	エピクロロヒドリン	C3H5ClO	0.26	①	EXP	1.8	3.04E-05	25	EST	1.24E-03	67%	14
55	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	C3H6O2	-0.95	①	EXP	0.1	5.84E-09	25	EST	2.39E-07		
56	75-56-9	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	C3H6O	0.03	①	EXP	1.1	6.96E-05	25	EST	2.85E-03	93~98%	28
57	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	C9H10O2	1.61	①	EST	40.7	8.23E-07	25	EST	3.37E-05	18~33%	28
58	111-87-5	1-オクタノール	C8H18O	2.97	①	EXP	933.3	2.45E-05	25	EXP	1.00E-03		
59	1806-26-4	p-オクチルフェノール	C14H22O	5.50			316,227.8	4.50E-06			1.84E-04	-5%	14
60		カドミウム及びその化合物	Cd										

簡易推定式に使用

簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient			Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m3/mol)	Temp		Type	-
61	105-60-2	$\epsilon$ -カプロラクタム	C6H11NO	0.66	①	EST	4.6	2.53E-08	25	EST	1.04E-06	80~84%	14
62	576-26-1	2,6-キシレノール	C8H10O	2.36	①	EXP	229.1	6.65E-06	25	EXP	2.72E-04		
63	1330-20-7	キシレン	C8H10	3.12	①	EXP	1,318.3	6.63E-03	25	EXP	2.71E-01		
64		銀及びその水溶性化合物	Ag										
65	107-22-2	グリオキサール	C2H2O2	-1.66	①	EST	0.0	3.33E-09	25	EXP	1.36E-07	62~68%	14
66	111-30-8	グルタルアルデヒド	C5H8O2	-0.18	①	EST	0.7	1.10E-07	25	EST	4.50E-06		
67	1319-77-3	クレゾール	C21H24O3	1.95	①	EXP	89.1	6.19E-07	25	EST	2.53E-05	48~50%	14
68		クロム及び3価クロム化合物	Cr										
69		6価クロム化合物	Cr										
70	79-04-9	クロロアセチル=クロリド	C2H2Cl2O	-0.22	①	EST	0.6	2.34E-04	25	EST	9.58E-03		
71	95-51-2	o-クロロアニリン	C6H6ClN	1.90	①	EXP	79.4	5.39E-06	25	EST	2.21E-04	0~5%	14
72	106-47-8	p-クロロアニリン	C6H6ClN	1.83	①	EXP	67.6	1.16E-06	25	EST	4.75E-05		
73	108-42-9	m-クロロアニリン	C6H6ClN	1.88	①	EXP	75.9	1.31E-06	25	EXP	5.36E-05		
74	75-00-3	クロロエタン	C2H5Cl	1.43	①	EXP	26.9	1.11E-02	24	EXP	4.54E-01	1%	28
75	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)	C8H14ClN5	2.61	①	EXP	407.4	2.36E-09	25	EST	9.66E-08		
76	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)	C15H22ClN2O2	3.13	①	EXP	1,349.0	9.00E-09	20	EXP	3.68E-07		
77	75-01-4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	C2H3Cl	0.60	①	EST	4.0	2.78E-02	24	EXP	1.14E+00		
78	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)- $\alpha, \alpha, \alpha$ -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン(別名フルアジナム)	C13H4Cl2F6N4O4	3.56	①	EXP	3,630.8	5.23E-09	25	EST	2.14E-07		
79	119446-68-3	1-((2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル]メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)	C19H17Cl2N3O3	4.30	①	EXP	19,952.6	6.36E-11	25	EST	2.60E-09		
80	79-11-8	クロロ酢酸	C2H3ClO2	0.22	①	EXP	1.7	9.42E-09	25	EST	3.85E-07	65%	21

簡易推定式に使用

簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient			Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m3/mol)	Temp		Type	-
81	51218-49-6	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)	C17H26ClNO2	4.08	①	EXP	12,022.6	8.00E-09	20	EXP	3.27E-07		
82	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)	C14H20ClNO2	3.52	①	EXP	3,311.3	8.32E-09	23	EXP	3.40E-07		
83	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	C6H3ClN2O4	2.17	①	EXP	147.9	3.15E-07	25	EST	1.29E-05		
84		1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)	C2H3ClF2	2.05	②	EST	112.2	5.88E-02	22	EXP	2.41E+00		
85		クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	CHClF2	1.08	①	EXP	12.0	4.06E-02	22	EXP	1.66E+00		
86		2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)	C2HClF4	1.86	①	EST	72.4	5.40E-01	25	EST	2.21E+01		
87		クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)	C2H2ClF3	1.65	①	EXP	44.7	2.71E-01	25	EST	1.11E+01		
88		クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13)	CClF3	1.65	①	EXP	44.7	1.38E+00	25	EXP	5.65E+01		
89	95-49-8	o-クロロトルエン	C7H7Cl	3.42	①	EXP	2,630.3	3.57E-03	25	EXP	1.46E-01	0%	14
90	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジジン又はCAT)	C7H12ClN5	2.18	①	EXP	151.4	3.37E-09	25	EST	1.38E-07	0~1%	14
91	107-05-1	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)	C3H5Cl	-0.24	①	EXP	0.6	1.10E-02	25	EST	4.50E-01	55~69%	28
92	86598-92-7	4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート(別名イミベンコナゾール)	C17H13Cl3N4S	4.94	①	EXP	87,096.4	2.03E-10	25	EST	8.31E-09		
93	108-90-7	クロロベンゼン	C6H5Cl	2.89	①	EXP	776.2	3.11E-03	25	EXP	1.27E-01	0%	28
94		クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)	C2ClF5	2.47	①	EST	295.1	2.66E+00	25	EXP	1.09E+02		
95	67-66-3	クロロホルム	CHCl3	1.97	①	EXP	93.3	3.67E-03	24	EXP	1.50E-01	0%	14
96	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)	CH3Cl	0.91	①	EXP	8.1	8.82E-03	24	EXP	3.61E-01	0~1%	28
97	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)	C9H9ClO3	3.25	①	EXP	1,778.3	1.33E-09	25	EST	5.44E-08		
98	96491-05-3	2-クロロ-N-(3-メキシメチル-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名テニルクロール)	C16H18ClNO2S	3.53	①	EXP	3,388.4	8.14E-09	25	EST	3.33E-07		
99	1314-62-1	五酸化バナジウム	V2O5										
100		コバルト及びその化合物	Co										

## 簡易推定式に使用

## 簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient			Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m3/mol)	Temp		Type	-
101	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	C6H12O3	0.59	①	EST	3.9	3.20E-06	25	EXP	1.31E-04	86%	14
102	108-05-4	酢酸ビニル	C4H6O2	0.73	①	EXP	5.4	5.11E-04	20	EST	2.09E-02	82~98%	28
103	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	C5H10O3	0.10	①	EST	1.3	3.11E-07	20	EST	1.27E-05		
104	90-02-8	サリチルアルデヒド	C7H6O2	1.81		EXP	64.6	5.61E-06	25	EXP	2.30E-04		
105	102851-06-9	$\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ- $\alpha$ , $\alpha$ , $\alpha$ -トリフルオロ-p-トリル)-D-バリナート(別名フルバリネート)	C26H22ClF3N2O3	6.81			6,456,542.3	1.45E-08			5.93E-07		
106	51630-58-1	$\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート(別名フェンバレレート)	C25H22ClNO3	4.42	①	EXP	26,302.7	3.45E-08	25	EST	1.41E-06		
107	52315-07-8	$\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名シベルメトリン)	C22H19Cl2NO3	6.60	①	EXP	3,981,071.7	4.20E-07	20	EST	1.72E-05		
108		無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	CN										
109	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	C6H15NO	0.05	①	EST	1.1	3.12E-09	25	EST	1.28E-07		
110	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	C12H16ClNOS	3.40		EXP	2,511.9	3.93E-07	25	EST	1.61E-05		
111	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルホルホン)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	C16H22N4O3S	3.21	①	EXP	1,621.8	4.13E-12	20	EST	1.69E-10		
112	56-23-5	四塩化炭素	CCl4	2.83		EXP	676.1	2.76E-02	25	EXP	1.13E+00	0%	14
113	123-91-1	1,4-ジオキサン	C4H8O2	-0.27	①	EXP	0.5	4.80E-06	25	EXP	1.96E-04	0%	14
114	108-91-8	シクロヘキシルアミン	C6H13N	1.49	①	EXP	30.9	4.16E-06	25	EXP	1.70E-04		
115	95-33-0	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	C13H16N2S2	3.47		EST	2,951.2	7.69E-09	25	EST	3.15E-07		
116	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	C2H4Cl2	1.48	①	EXP	30.2	1.18E-03	25	EXP	4.83E-02		
117	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	C2H2Cl2	2.13	①	EXP	134.9	2.61E-02	24	EXP	1.07E+00	0%	28
118	156-59-2	cis-1,2-ジクロロエチレン	C2H2Cl2	1.86	①	EXP	72.4	4.08E-03	24	EXP	1.67E-01	0%	28
119	156-60-5	trans-1,2-ジクロロエチレン	C2H2Cl2	2.06	①	EXP	114.8	9.38E-03	24	EXP	3.84E-01	0%	28
120	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	C13H12Cl2N2	3.91	①	EXP	8,128.3	4.06E-11	25	EST	1.66E-09	0%	28

簡易推定式に使用

簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient			Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m3/mol)	Temp		Type	-
121		ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	CCl2F2	2.16	①	EXP	144.5	3.43E-01	25	EXP	1.40E+01		
122	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	C12H11Cl2NO	3.43	①	EXP	2,691.5	9.77E-09	25	EST	4.00E-07		
123		ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	C2Cl2F4	2.82	①	EST	660.7	2.80E+00	25	EXP	1.15E+02		
124		2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	C2HCl2F3	2.31	①	EST	202.8	2.56E-02	22	EXP	1.05E+00		
125	106917-52-6	2',4'-ジクロロ- $\alpha, \alpha, \alpha$ -トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)	C13H7Cl2F3N2O4S	2.80	①	EXP	631.0	2.63E-08	25	EST	1.08E-06		
126	82692-44-2	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)	C22H20Cl2N2O3	4.69	①	EXP	48,977.9	4.24E-07	30	EST	1.74E-05		
127	3209-22-1	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン	C6H3Cl2NO2	3.05	①	EXP	1,122.0	1.17E-05	25	EST	4.79E-04		
128	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	C6H3Cl2NO2	3.09	①	EXP	1,230.3	1.20E-05	25	EXP	4.91E-04		
129	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)	C9H10Cl2N2O	2.68	①	EXP	478.6	5.04E-10	25	EST	2.06E-08	0%	28
130	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メチル尿素(別名リニュロン)	C9H10Cl2N2O2	3.20	①	EXP	1,584.9	6.25E-09	25	EST	2.56E-07	0%	28
131	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)	C8H6Cl2O3	2.81	①	EXP	645.7	3.54E-08	25	EST	1.45E-06		
132		1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)	C2H3Cl2F	2.04	①	EXP	109.6	2.41E-02	25	EST	9.86E-01		
133		ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	CHCl2F	1.55	①	EXP	35.5	1.08E-02	25	EXP	4.42E-01		
134	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	C3H6Cl2O	0.78	①	EST	6.0	1.29E-06	20	EST	5.28E-05	0~21%	28
135	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	C3H6Cl2	2.28	①	EXP	190.5	2.82E-03	25	EXP	1.15E-01	0%	14
136	709-98-8	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパニル又はDCPA)	C9H9Cl2NO	3.07	①	EXP	1,174.9	1.71E-08	25	EST	7.00E-07		
137	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	C3H4Cl2	1.36	①	EXP	22.9	3.55E-03	20	EXP	1.45E-01		
138	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	C12H10Cl2N2	3.02	①	EXP	1,047.1	2.84E-11	25	EST	1.16E-09	1%	28
139	95-50-1	o-ジクロロベンゼン	C6H4Cl2	3.43	①	EXP	2,691.5	1.92E-03	25	EXP	7.86E-02	0%	28
140	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	C6H4Cl2	3.44	①	EXP	2,754.2	2.41E-03	25	EXP	9.86E-02		



## 簡易推定式に使用

## 簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient				Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m3/mol)	Temp	Type		-	分解度
141	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキンフェン)	C20H16Cl2N2O3	3.69	①	EXP	4,897.8	2.12E-10	25	EST	8.68E-09			
142	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)	C19H16Cl2N2O4S	3.90	①	EXP	7,943.3	1.05E-12	25	EST	4.30E-11			
143	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)	C7H3Cl2N	2.74	①	EXP	549.5	1.01E-05	25	EST	4.13E-04			
144		ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)	C3HCl2F5	3.14		EST	1,380.4	5.02E-01	25	EST	2.05E+01			
145	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	CH2Cl2	1.25	①	EXP	17.8	3.25E-03	25	EXP	1.33E-01	5~26%	28	
146	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	C14H4N2O2S2	2.84	①	EXP	691.8	5.65E-11	25	EST	2.31E-09			
147	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	C12H18O4S2	2.88	①	EXP	758.6	1.01E-04	25	EST	4.13E-03			
148	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)	C14H15O2PS2	3.48	①	EXP	3,020.0	7.61E-10	25	EST	3.11E-08			
149	640-15-3	ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル(別名チオメトン)	C6H15O2PS3	3.15	①	EXP	1,412.5	2.76E-08	25	EST	1.13E-06			
150	35400-43-2	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名スルプロホス)	C12H19O2PS3	5.48	①	EXP	301,995.2	1.64E-06	25	EST	6.71E-05			
151	298-04-4	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	C8H19O2PS3	4.02	①	EXP	10,471.3	2.16E-06	25	EST	8.84E-05			
152	2310-17-0	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリル)メチル](別名ホサロン)	C12H15ClN4O4PS2	4.38	①	EXP	23,988.3	3.94E-07	25	EST	1.61E-05			
153	34643-46-4	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	C11H15Cl2O2PS2	5.67	①	EXP	467,735.1	3.01E-05	25	EST	1.23E-03			
154	950-37-8	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メキソ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)	C6H11N2O4PS3	2.20	①	EXP	158.5	7.17E-09	25	EST	2.93E-07			
155	121-75-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	C10H19O6PS2	2.36	①	EXP	229.1	4.89E-09	25	EXP	2.00E-07			
156	60-51-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメトエート)	C5H12NO3PS2	0.64	①	EXP	4.4	1.05E-10	25	EST	4.30E-09	0%	28	
157	25321-14-6	ジニトロトルエン	C21H18N6O12	2.18	①	EST	151.4	9.26E-08	25	EST	3.79E-06	0%	14	
158	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	C6H4N2O5	1.67	①	EXP	46.8	8.60E-08	20	EXP	3.52E-06	0%	28	
159	122-39-4	ジフェニルアミン	C12H11N	3.50	①	EXP	3,162.3	3.39E-06	20	EST	1.39E-04	0%	14	
160	102-81-8	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール	C10H23NO	2.01		EST	102.3	4.00E-08	25	EST	1.64E-06			

簡易推定式に使用

簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient			Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m3/mol)	Temp		Type	-
161	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン (別名カルボスルファン)	C20H32N2O 3S	5.57	①	EST	<b>371,535.2</b>	5.12E-07	25	EST	<b>2.10E-05</b>		
162		ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン- 2402)	C2Br2F4	2.96	②	EST	<b>912.0</b>	1.62E-01	25	EST	<b>6.63E+00</b>		
163	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	C8H11N	1.84	①	EXP	<b>69.2</b>	2.52E-06	25	EST	<b>1.03E-04</b>		
164	95-64-7	3,4-ジメチルアニリン	C8H11N	1.84	①	EXP	<b>69.2</b>	1.86E-06	25	EXP	<b>7.61E-05</b>	0%	14
165	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシ ブチル(別名フェノチオカルブ)	C13H19NO2 S	3.28	①	EXP	<b>1,905.5</b>	1.39E-08	23	EST	<b>5.69E-07</b>		
166	1643-20-5	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	C14H31NO	4.67	①	EST	<b>46,773.5</b>	6.61E-11	25	EST	<b>2.71E-09</b>		
167	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホ スホナート(別名トリクロロホン又はDEP)	C4H8Cl3O4 P	0.51	①	EXP	<b>3.2</b>	1.70E-11	20	EST	<b>6.96E-10</b>		
168	4685-14-7	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム塩(次号に掲 げるものを除く。)	C12H14N2	-4.22	①	EXP	<b>0.0</b>	1.00E-09	25	EST	<b>4.09E-08</b>		
169	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別 名パラコート又はパラコートジクロリド)	C12H14Cl2 N2	-2.71	①	EST	<b>0.0</b>	3.22E-13			<b>1.32E-11</b>	0%	28
170	85785-20-2	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカル バミン酸S-ベンジル(別名エスプロカルブ)	C15H23NOS	4.60	①	EXP	<b>39,810.7</b>	5.40E-07	25	EST	<b>2.21E-05</b>		
171	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン(別名o-トリジン)	C14H16N2	2.34	①	EXP	<b>218.8</b>	6.29E-11	25	EST	<b>2.57E-09</b>	1~6%	28
172	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	C3H7NO	-1.01	①	EXP	<b>0.1</b>	7.39E-08	25	EXP	<b>3.02E-06</b>	4%	14
173	2597-03-7	2-[(ジメチルホスフィノチオイル)チオ]-2-フェ ニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)	C12H17O4P S2	3.69	①	EXP	<b>4,897.8</b>	5.48E-09	25	EST	<b>2.24E-07</b>	0~3%	28
174	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリ ル(別名アイオキシニル)	C15H17I2N O2	6.42	①	EST	<b>2,630,268.0</b>	1.13E-04	25	EST	<b>4.62E-03</b>		
175		水銀及びその化合物	Hg										
176		有機スズ化合物	Sn										
177	100-42-5	スチレン	C8H8	2.95	①	EXP	<b>891.3</b>	2.75E-03	25	EXP	<b>1.13E-01</b>	7~100%	28
178		セレン及びその化合物	Se										
179		ダイオキシン類											
180	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5- チアジアジン(別名ダゾメット)	C5H10N2S2	1.40	①	EXP	<b>25.1</b>	4.98E-10	25	EST	<b>2.04E-08</b>		

簡易推定式に使用

簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient			Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m <sup>3</sup> /mol)	Temp		Type	-
181	62-56-6	チオ尿素	CH4N2S	-1.02	①	EXP	0.1	1.98E-09	25	EST	8.10E-08	3%	14
182	108-98-5	チオフェノール	C6H6S	2.52	①	EXP	331.1	3.35E-04	25	EST	1.37E-02		
183	77458-01-6	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)	C14H18ClN2O3PS	3.77	①	EXP	5,888.4	1.73E-10	20	EST	7.08E-09		
184	2636-26-2	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチル(別名シアノホス又はCYAP)	C9H10NO3PS	2.71	①	EXP	512.9	5.48E-06	25	EST	2.24E-04		
185	333-41-5	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	C12H21N2O3PS	3.81	①	EXP	6,456.5	1.13E-07	23	EXP	4.62E-06	0%	14
186	119-12-0	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	C14H17N2O4PS	3.20	①	EXP	1,584.9	4.93E-11	20	EST	2.02E-09		
187	13593-03-8	チオリン酸O,O-ジエチル-O-2-キノキサリニル(別名キナルホス)	C12H15N2O3PS	4.44	①	EXP	27,542.3	4.64E-08	20	EST	1.90E-06		
188	2921-88-2	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)	C9H11Cl3NO3PS	5.27	①	EXP	186,208.7	2.93E-06	20	EXP	1.20E-04	0~1%	14
189	18854-01-8	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)	C13H16NO4PS	3.73	①	EXP	5,370.3	6.07E-08	25	EST	2.48E-06		
190	97-17-6	チオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O,O-ジエチル(別名ジクロフェンチオン又はECP)	C10H13Cl2O3PS	5.14	①	EXP	138,038.4	9.48E-04	25	EST	3.88E-02		
191	2275-23-2	チオリン酸O,O-ジメチル-S-[2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル](別名バミドチオン)	C8H18NO4PS2	0.16	①	EST	1.4	4.86E-11	25	EST	1.99E-09		
192	122-14-5	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)	C9H12NO5PS	3.38	①	EXP	2,398.8	9.30E-07	25	EXP	3.81E-05	0%	14
193	55-38-9	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)	C10H15O3PS2	4.09	①	EXP	12,302.7	1.46E-06	20	EST	5.97E-05		
194	5598-13-0	チオリン酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-O,O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)	C7H7Cl3NO3PS	4.31	①	EXP	20,417.4	3.75E-06	25	EST	1.53E-04		
195	41198-08-7	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)	C11H15BrClO3PS	4.68	①	EXP	47,863.0	2.21E-08	25	EST	9.04E-07		
196	26087-47-8	チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)	C13H21O3PS	3.34	①	EXP	2,187.8	3.84E-08	25	EST	1.57E-06		
197	1163-19-5	デカブプロモジフェニルエーテル	C12Br10O	5.24	①	EXP	173,780.1	1.19E-08	25	EST	4.87E-07	0%	14
198	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1.3.7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	C6H12N4	-4.15	①	EST	0.0	1.64E-09	25	EST	6.71E-08		
199	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	C8Cl4N2	3.05	①	EXP	1,122.0	2.00E-06	25	EXP	8.18E-05	0%	14
200	127-18-4	テトラクロロエチレン	C2Cl4	3.40	①	EXP	2,511.9	1.77E-02	24	EXP	7.24E-01	11%	28

## 簡易推定式に使用

## 簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient				Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m <sup>3</sup> /mol)	Temp	Type		-	分解度
201		テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	C2Cl4F2	3.41	②	EST	2,570.4	1.13E-01	25	EST	4.62E+00			
202	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	C9H10O3	2.64		EST	436.5	1.20E-05	25	EST	4.91E-04			
203	116-14-3	テトラフルオロエチレン	C2F4	1.21	①	EST	16.2	6.29E-01	25	EST	2.57E+01			
204	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム 又はチラム)	C6H12N2S4	1.73	①	EXP	53.7	1.82E-07	25	EST	7.45E-06	2~3%	14	
205	100-21-0	テレフタル酸	C8H6O4	2.00	①	EXP	100.0	2.70E-09	25	EST	1.10E-07	75%	14	
206	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	C10H10O4	2.25	①	EXP	177.8	1.34E-04	25	EST	5.48E-03	83~84%	14	
207		銅水溶性塩(錯塩を除く。)	Cu											
208	75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド	C2HCl3O	0.99	①	EXP	9.8	2.91E-09	25	EXP	1.19E-07	2~12%	28	
209	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	C2H3Cl3	2.49	①	EXP	309.0	1.72E-02	24	EXP	7.04E-01	0%	14	
210	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	C2H3Cl3	2.17	①	EXP	147.9	8.24E-04	25	EXP	3.37E-02			
211	79-01-6	トリクロロエチレン	C2HCl3	2.61	①	EXP	407.4	9.85E-03	25	EXP	4.03E-01	2%	14	
212	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	C3Cl3N3	1.73	①	EST	53.7	4.90E-07	25	EST	2.01E-05			
213		トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)	C2Cl3F3	3.16	②	EXP	1,445.4	5.26E-01	25	EXP	2.15E+01			
214	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	CCl3NO2	2.09	①	EXP	123.0	2.05E-03	25	EXP	8.39E-02			
215	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタ ノール(別名ケルセン又はジコホル)	C14H9Cl5O	4.28	①	EXP	19,054.6	2.42E-07	25	EST	9.90E-06	0%	14	
216	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリ クロピル)	C7H4Cl3NO 3	2.53	①	EST	338.8	9.66E-10	25	EST	3.95E-08			
217		トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	CCl3F	2.53	①	EXP	338.8	9.70E-02	25	EXP	3.97E+00			
218	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリア ジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	C12H15N3O 6	1.21		EST	16.2	3.16E-14	25	EST	1.29E-12			
219	118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン	C7H5N3O6	1.60	①	EXP	39.8	4.57E-07	20	EST	1.87E-05			
220	1582-09-8	α, α, α-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロ ピル-p-トルイジン(別名トリフルラリン)	C13H16F3N 3O4	5.07	①	EXP	117,489.8	1.03E-04	20	EXP	4.22E-03			

## 簡易推定式に使用

## 簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow -	Henry's Law Coefficient				Hc -	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		(atm-m3/mol)	Temp	Type	分解度		期間	
221	118-79-6	2,4,6-トリブロモフェノール	C6H3Br3O	4.13	①	EXP	13,489.6	3.55E-08	25	EST	1.45E-06	33~66%	28	
222	75-25-2	トリブロモメタン(別名プロモホルム)	CHBr3	2.40	①	EXP	251.2	5.35E-04	25	EXP	2.19E-02	0%	28	
223	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	C9H20O	3.11	①	EST	1,288.2	4.12E-05	25	EST	1.69E-03			
224	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン	C9H12	3.42	①	EXP	2,630.3	8.77E-03	25	EXP	3.59E-01	0%	14	
225	95-53-4	o-トルイジン	C7H9N	1.32	①	EXP	20.9	1.98E-06	25	EXP	8.10E-05	61~69%	28	
226	106-49-0	p-トルイジン	C7H9N	1.39	①	EXP	24.5	2.02E-06	25	EXP	8.27E-05			
227	108-88-3	トルエン	C7H8	2.69	①	EXP	489.8	6.64E-03	25	EXP	2.72E-01	113~129%	14	
228	95-80-7	2,4-トルエンジアミン	C7H10N2	0.34	①	EXP	2.2	7.92E-10	25	EST	3.24E-08	0%	14	
229	52570-16-8	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)	C19H17NO2	4.42	①	EST	26,302.7	1.07E-11	20	EST	4.38E-10			
230		鉛及びその化合物	Pb											
231	7440-02-0	ニッケル	Ni	-0.57	①	EST	0.3	2.45E-02	25	EST	1.00E+00			
232		ニッケル化合物	Ni											
233	139-13-9	ニトリロ三酢酸	C6H9NO6	-3.81	①	EST	0.0	1.30E-10	25	EST	5.32E-09			
234	100-01-6	p-ニトロアニリン	C6H6N2O2	1.39	①	EXP	24.5	1.26E-09	25	EXP	5.16E-08	0%	14	
235	628-96-6	ニトログリコール	C2H4N2O6	1.16		EXP	14.5	2.77E-06	25	EXP	1.13E-04			
236	55-63-0	ニトログリセリン	C3H5N3O9	1.62	①	EXP	41.7	9.87E-08	25	EST	4.04E-06			
237	100-00-5	p-ニトロクロロベンゼン	C6H4ClNO2	2.39	①	EXP	245.5	4.89E-06	25	EXP	2.00E-04	0%	14	
238	86-30-6	N-ニトロソジフェニルアミン	C12H10N2O	3.13	①	EXP	1,349.0	1.21E-06	25	EST	4.95E-05	0%	14	
239	100-02-7	p-ニトロフェノール	C6H5NO3	1.91	①	EXP	81.3	4.15E-10	25	EXP	1.70E-08	0~9%	14	
240	98-95-3	ニトロベンゼン	C6H5NO2	1.85	①	EXP	70.8	2.40E-05	25	EXP	9.82E-04	3%	14	

簡易推定式に使用

簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient			Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m <sup>3</sup> /mol)	Temp		Type	-
241	75-15-0	二硫化炭素	CS2	1.94	①	EXP	87.1	1.44E-02	24	EXP	5.89E-01		
242	25154-52-3	ノニルフェノール	C15H24O	5.76	①	EST	575,439.9	4.30E-06	25	EST	1.76E-04	0%	14
243		バリウム及びその水溶性化合物	Ba										
244	88-89-1	ピクリン酸	C6H3N3O7	1.33	①	EXP	21.4	1.70E-11	25	EST	6.96E-10		
245	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)	C8H15N5S	2.80	①	EXP	631.0	4.43E-10	25	EST	1.81E-08		
246	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシ銅又は有機銅)	C18N12CuN2O2	2.46	①	EXP	288.4						
247	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)	C14H8Cl2N4	3.10	①	EXP	1,258.9	3.90E-10	25	EST	1.60E-08		
248	563-12-2	ビス(ジチオリン酸)S,S'-メチレン-O,O',O',O'-テトラエチル(別名エチオン)	C9H22O4P2S4	5.07	①	EXP	117,489.8	3.79E-07	25	EST	1.55E-05		
249	137-30-4	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	C6H12N2S4Zn	1.23	①	EXP	17.0	6.19E-10	25	EST	2.53E-08		
250	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	C10H18N4S8Zn2	2.00			100.0	1.00E-10			4.09E-09		
251	61789-80-8	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド	C36H6ClN										
252		砒素及びその無機化合物	As										
253	302-01-2	ヒドラジン	H4N2	-2.07	①	EXP	0.0	6.07E-07	25	EST	2.48E-05		
254	123-31-9	ヒドロキノン	C6H6O2	0.59	①	EXP	3.9	4.73E-11	25	EST	1.94E-09	68~71%	14
255	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	C8H12	3.93	①	EXP	8,511.4	4.48E-02	25	EXP	1.83E+00	0%	28
256	100-69-6	2-ビニルピリジン	C7H7N	1.39	①	EXP	24.5	6.74E-06	25	EST	2.76E-04	0%	28
257	55179-31-2	1-(4-ビフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-プタノール(別名ピテルタノール)	C20H23N3O2	4.16	①	EXP	14,454.4	1.63E-12	25	EST	6.67E-11		
258	110-85-0	ピペラジン	C4H10N2	-1.50	①	EXP	0.0	2.20E-09	25	EST	9.00E-08	0~2%	14
259	110-86-1	ピリジン	C5H5N	0.70	①	EXP	5.0	1.10E-05	25	EXP	4.50E-04		
260	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	C6H6O2	0.88	①	EXP	7.6	3.14E-09	25	EST	1.28E-07	81~85%	14

簡易推定式に使用

簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient			Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m <sup>3</sup> /mol)	Temp		Type	-
261	96-09-3	フェニルオキシラン	C8H8O	1.61	①	EXP	40.7	1.58E-05	20	EST	6.47E-04	80~82%	14
262	95-54-5	o-フェニレンジアミン	C6H8N2	0.15	①	EXP	1.4	7.20E-09	25	EST	2.95E-07		
263	106-50-3	p-フェニレンジアミン	C6H8N2	-0.25	①	EXP	0.6	6.73E-10	25	EST	2.75E-08		
264	108-45-2	m-フェニレンジアミン	C6H8N2	-0.33	①	EXP	0.5	9.53E-11	25	EXP	3.90E-09	1~2%	28
265	156-43-4	p-フェネチジン	C8H11NO	1.24	①	EXP	17.4	1.50E-07	25	EST	6.14E-06	0%	14
266	108-95-2	フェノール	C6H6O	1.46	①	EXP	28.8	3.33E-07	25	EXP	1.36E-05	82~88%	14
267	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)- 2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別 名ベルメトリン)	C21H20Cl2 O3	3.48	①	EXP	3,020.0	1.87E-06	25	EST	7.65E-05		
268	106-99-0	1,3-ブタジエン	C4H6	1.99	①	EXP	97.7	7.36E-02	25	EST	3.01E+00		
269	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル	C24H38O4	5.22	①	EXP	165,958.7	2.57E-06	25	EST	1.05E-04		
270	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル	C16H22O4	4.90	①	EXP	79,432.8	1.81E-06	23	EXP	7.41E-05		
271	3648-21-3	フタル酸ジ-n-ヘプチル	C22H34O4	7.56	①	EST	36,307,805.5	3.54E-06	25	EST	1.45E-04	36%	14
272	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	C24H38O4	4.89	①	EXP	77,624.7	2.70E-07	25	EST	1.10E-05	29%	28
273	85-68-7	フタル酸n-ブチル=ベンジル	C19H20O4	4.77	①	EXP	58,884.4	1.26E-06	25	EST	5.16E-05	81%	14
274	69327-76-0	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニル テトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別 名ブプロフェジン)	C16H23N3O S	4.30	①	EXP	19,952.6	4.20E-06	25	EST	1.72E-04		
275	112410-23-8	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5- ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェナジド)	C22H28N2O 2	4.25	①	EXP	17,782.8	1.26E-08	25	EST	5.16E-07		
276	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベン ゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	C14H18N4O 3	2.12	①	EXP	131.8	4.93E-12	25	EXP	2.02E-10		
277	122008-78-0	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェ ノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホッ プブチル)	C20H20FNO 4	4.47	②	EST	29,512.1	6.05E-09	20	EXP	2.48E-07		
278	111812-58-9	tert-ブチル=4-(((1,3-ジメチル-5-フェノキシ- 4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ)メチル)ベン ゾアート(別名フェンピロキシメート)	C24H27N3O 4	5.01	②	EXP	102,329.3	2.14E-06	25	EXP	8.76E-05		
279	2312-35-8	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2- プロピニル=スルフィット(別名プロパルギット又は BPPS)	C19H26O4S	5.00	①	EXP	100,000.0	4.15E-08	25	EST	1.70E-06		
280	96489-71-3	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチ オ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダベン )	C19H25ClN 2OS	6.37	①	EXP	2,344,228.8	4.72E-05	20	EST	1.93E-03		

## 簡易推定式に使用

## 簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient				生分解性(BOD)		
				Value	出典	Type		-	(atm-m3/mol)	Temp	Type	-	分解度	期間
281	119168-77-3	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	C18H24ClN3O	4.61	①	EXP	40,738.0	2.69E-08				1.10E-06		
282	95-31-8	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	C11H14N2S2	2.56		EST	363.1	1.42E-08	25	EST		5.81E-07		
283		ふっ化水素及びその水溶性塩	FH											
284	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名プロピネブ)	C5H8N2S4Zn	2.06		EST	114.8	7.05E-11				2.89E-09		
285		ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	CBrClF2	1.90	②	EST	79.4	9.40E-02	25	EST		3.85E+00		
286		ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	CBrF3	1.86	①	EXP	72.4	4.99E-01	25	EXP		2.04E+01		
287	75-26-3	2-ブロモプロパン	C3H7Br	2.14	①	EXP	138.0	1.10E-02	25	EST		4.50E-01	73~89%	28
288	74-83-9	ブロモメタン(別名臭化メチル)	CH3Br	1.19	①	EXP	15.5	6.24E-03	25	EST		2.55E-01	15~17%	28
289	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)	C60H78OSn2	5.20	①	EXP	158,489.3	1.85E-04	25	EST		7.57E-03		
290	115-28-6	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	C9H4Cl6O4	3.14	①	EST	1,380.4	1.12E-13	25	EST		4.58E-12	0%	14
291	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン-3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	C9H6Cl6O3S	3.83	①	EXP	6,760.8	6.50E-05	20	EXP		2.66E-03		
292	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	C6H16N2	0.35	①	EST	2.2	3.21E-09	25	EST		1.31E-07	56%	14
293	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	C8H12N2O2	3.20	①	EST	1,584.9	4.80E-05	25	EST		1.96E-03		
294		ベリリウム及びその化合物	Be											
295	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	C7H5Cl3	2.92	①	EXP	831.8	2.60E-04	25	EST		1.06E-02		
296	98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド	C7H6Cl2	2.97	①	EST	933.3	3.98E-04	25	EST		1.63E-02	89~92%	14
297	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	C7H7Cl	2.30	①	EXP	199.5	4.12E-04	25	EST		1.69E-02	70%	14
298	100-52-7	ベンズアルデヒド	C7H6O	1.48	①	EXP	30.2	2.67E-05	25	EXP		1.09E-03	64~68%	14
299	71-43-2	ベンゼン	C6H6	2.13	①	EXP	134.9	5.55E-03	25	EXP		2.27E-01	39~41%	40
300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	C9H4O5	1.95	①	EST	89.1	1.28E-10	25	EST		5.24E-09	89~101%	28



## 簡易推定式に使用

## 簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient			Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		(atm-m3/mol)	Temp	Type		分解度	期間
301	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセト アニド(別名メフェナセツ)	C16H14N2O 2S	3.23	①	EXP	1,698.2	4.71E-10	25	EST	1.93E-08		
302	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又は PCNB)	C6Cl5NO2	4.22	①	EXP	16,595.9	4.42E-05	25	EST	1.81E-03		
303	87-86-5	ペンタクロロフェノール	C6HCl5O	5.12	①	EXP	131,825.7	2.45E-08	22	EXP	1.00E-06	1%	28
304		ほう素及びその化合物	B										
305	75-44-5	ホスゲン	CCl2O	-0.71	①	EST	0.2	8.92E-03	25	EST	3.65E-01		
306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)		6.29	①	EXP	1,949,844.6	1.90E-04	25	EXP	7.78E-03		
307		ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキ ル基の炭素数が12から15までのもの及びその混 合物に限る。)											
308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル											
309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	C2H4O.C15 H24O									1%	14
310	50-00-0	ホルムアルデヒド	CH2O	0.35	①	EXP	2.2	3.37E-07	25	EXP	1.38E-05	87~96%	14
311		マンガン及びその化合物	Mn										
312	85-44-9	無水フタル酸	C8H4O3	1.60	①	EXP	39.8	1.63E-08	25	EST	6.67E-07	83~87%	14
313	108-31-6	無水マレイン酸	C4H2O3	1.62	①	EST	41.7	3.93E-06	25	EST	1.61E-04	55%	14
314	79-41-4	メタクリル酸	C4H6O2	0.93	①	EXP	8.5	3.88E-07	25	EXP	1.59E-05		
315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	C12H22O2	4.54	①	EXP	34,673.7	1.05E-03	25	EST	4.30E-02		
316	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	C7H10O3	0.81	①	EST	6.5	3.10E-07	25	EST	1.27E-05	93~94%	28
317	105-16-8	メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル	C10H19NO2	1.95			89.1	2.46E-06			1.00E-04		
318	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	C8H15NO2	0.97	①	EST	9.3	9.54E-08	25	EST	3.90E-06		
319	97-88-1	メタクリル酸n-ブチル	C8H14O2	2.88	①	EXP	758.6	4.96E-04	25	EST	2.03E-02		
320	80-62-6	メタクリル酸メチル	C5H8O2	1.38	①	EXP	24.0	3.19E-04	25	EST	1.31E-02	94%	14

## 簡易推定式に使用

## 簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient				Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m3/mol)	Temp	Type		-	分解度
321	126-98-7	メタクリロニトリル	C4H5N	0.68	①	EXP	4.8	2.47E-04	25	EST	1.01E-02			
322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	C15H18N4	2.98	①	EXP	955.0	6.36E-11	25	EST	2.60E-09			
323	100-61-8	N-メチルアニリン	C7H9N	1.66	①	EXP	45.7	8.88E-06	25	EXP	3.63E-04	0~2%	14	
324	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	C2H3NS	0.94	①	EXP	8.7	4.48E-05	25	EST	1.83E-03			
325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	C11H15NO2	2.31	①	EXP	204.2	1.34E-08	25	EST	5.48E-07	0%	28	
326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル(別名プロポキスル又はPHC)	C11H15NO3	1.52	①	EXP	33.1	1.43E-09	20	EST	5.85E-08			
327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	C12H15NO3	2.32	①	EXP	208.9	3.09E-09	19	EST	1.26E-07			
328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル(別名XMC)	C10H13NO2	2.23	①	EXP	169.8	1.81E-07	25	EST	7.41E-06	1~2%	28	
329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	C12H11NO2	2.36	①	EXP	229.1	3.27E-09	25	EST	1.34E-07	8~65%	28	
330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)	C12H17NO2	2.78	①	EXP	602.6	5.91E-08	25	EST	2.42E-06	0~1%	28	
331	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロメチル)	C13H15ClN6O7S	-0.02	①	EXP	1.0	1.87E-15			7.65E-14			
332	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザベンタ-1,4-ジエン(別名アミトラス)	C19H23N3	5.50	①	EXP	316,227.8	9.87E-06	25	EXP	4.04E-04			
333	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	C2H2N2S2	0.48			3.0	3.11E-07			1.27E-05			
334	2439-01-2	6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサリン-2-オン	C10H6N2OS2	3.78		EXP	6,025.6	6.17E-08		EXP	2.52E-06			
335	98-83-9	α-メチルスチレン	C9H10	3.48		EXP	3,020.0	2.55E-03	25	EXP	1.04E-01	0%	14	
336	108-99-6	3-メチルピリジン	C6H7N	1.20	①	EXP	15.8	7.73E-06	25	EXP	3.16E-04			
337	61432-55-1	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ビペリジン-1-カルボチオアート(別名ジメビペレート)	C15H21NOS	4.02	①	EXP	10,471.3	6.93E-08	30	EXP	2.84E-06			
338	26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート(別名m-トリレンジイソシアネート)	C9H6N2O2	3.74	①	EST	5,495.4	1.11E-05	25	EST	4.54E-04			
339	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	C10H12N2O5	3.56	①	EXP	3,630.8	4.56E-07	24	EST	1.87E-05			
340	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	C13H14N2	1.59	①	EXP	38.9	5.60E-11	25	EST	2.29E-09	0%	28	

## 簡易推定式に使用

## 簡易推定式に使用

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	分子式	LogKow			Kow	Henry's Law Coefficient			Hc	生分解性(BOD)	
				Value	出典	Type		-	(atm-m3/mol)	T <sub>emp</sub>		Type	-
341	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	C15H22N2O2	6.11		EST	1,288,249.6	6.78E-05	25	EST	2.77E-03		
342	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル(別名ピリプチカルブ)	C18H22N2O2S	5.18	①	EXP	151,356.1	8.64E-09			3.54E-07		
343	298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン(別名メキサレン)	C12H8O4	2.00	①	EXP	100.0	4.00E-08			1.64E-06		
344	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	C8H11NO	1.67	①	EST	46.8	1.24E-07	25	EST	5.07E-06	0~1%	14
345	68-11-1	メルカプト酢酸	C2H4O2S	0.09	①	EXP	1.2	1.94E-08	25	EST	7.94E-07	16%	14
346		モリブデン及びその化合物	Mo										
347	470-90-6	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル(別名クロルフェンビンホス又はCVP)	C12H14Cl3O4P	3.82	①	EXP	6,606.9	1.53E-08	20	EST	6.26E-07		
348	2274-67-1	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル(別名ジメチルビンホス)	C10H10Cl3O4P	3.13	①	EXP	1,349.0	3.27E-08	25	EST	1.34E-06		
349	300-76-5	りん酸1,2-ジプロモ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル(別名ナレド又はBRP)	C4H7Br2Cl2O4P	1.38	①	EXP	24.0	6.51E-05	20	EST	2.66E-03		
350	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)	C4H7Cl2O4P	1.47	①	EXP	29.5	5.74E-07	25	EST	2.35E-05		
351	6923-22-4	りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル(別名モノクロトホス)	C7H14NO5P	-0.20	①	EXP	0.6	6.50E-13	25	EST	2.66E-11		
352	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)	C6H12Cl3O4P	1.43	①	EXP	26.9	2.55E-08	25	EST	1.04E-06	1~5%	28
353	25155-23-1	りん酸トリス(ジメチルフェニル)	C24H27O4P	5.63	①	EXP	426,579.5	3.10E-08	25	EXP	1.27E-06		
354	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル	C12H27O4P	4.00	①	EXP	10,000.0	1.50E-07	25	EST	6.14E-06	0%	14
										RT	0.024436	m3atm/mol	

## 資料出典

LogKow(オクタノール/水分配係数):

①平成12年度PRTRパイロット事業PRTR排出量等算出マニュアル、環境庁・通商産業省、pp.173-184

②The Physical Properties Database(PHYSPROP), Syracuse Research Corporation(SRC)

EXP=Experimental Data, EST=Estimated Data, EXT=Extrapolated Data

※オクタノール/水分配係数(対数値で記載、通常-6~6程度の範囲内、数値が高いほど水に溶けにくい(油に溶けやすい))

ヘンリー定数(Henry's Law Constant):

The Physical Properties Database(PHYSPROP), Syracuse Research Corporation(SRC)

EXP=Experimental Data, EST=Estimated Data, EXT=Extrapolated Data

生分解性: 化学物質評価研究機構ホームページ(平成8-11年度、通商産業省工業技術院委託調査研究「化学物質総合安全性評価手法の開発」より)

【参考】化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質前データ、化学工業日報社、2000年3月

【参考】MSDS[CCOHS]:カナダのMSDS CD-ROM

【参考】化学物質安全情報提供システム(神奈川県環境科学センター)

## 4-2. 排出係数

第一種指定化学物質の下水処理場の排出係数(=下水処理場からの排出量÷下水処理場への流入量)について、表-4.2の各調査結果を用いて整理した。

表-4.2 排出係数の整理に使用した調査一覧

No.	調査名	調査対象	データ年度
1	<p>下水道における化学物質リスク管理に関する調査、国土交通省下水道部 (平成13～15年度データ) →①</p> <p>PRTRに関連する無機化合物等の下水処理場における実態把握について、建設省都市局下水道部 (平成8～10年度データ) →②③</p> <p>※同様の調査内容のため、とりまとめて集計分析を実施した。</p>	<p>①平成13～15年度データ 調査年度に供用開始しているすべての下水処理場</p> <p>②平成8～10年度データ ●(当時の)12政令指定都市および東京都のすべての終末処理場</p> <p>③平成10年度データ ●すべての流域下水道終末処理場 ●都道府県(12政令指定都市および東京都を除く)の終末処理場のうち5ヶ所以上</p>	
2	下水道における化学物質のリスクマネジメント調査、建設省都市局下水道部	8処理場	平成12年度
3	下水処理場における揮発性有機化合物(VOC)に関する実態調査、各自治体	13処理場	平成9年度
4	下水道施設における微量化学物質に関する現況と対策についての調査研究(その2)、下水道技術開発連絡会議	13処理場 (12政令指定都市および東京都において各1処理場)	平成12年度
5	下水汚泥有効利用に伴うリスク評価に関する研究、独立行政法人土木研究所材料地盤研究グループ リサイクルチーム	某流域下水道終末処理場	平成14年度 (H14.10～H15.2の5ヶ月継続調査)
6	下水道における化学物質流入、流出実態の把握に関する調査検討、国土交通省下水道部	PRTR公表結果から下水道への多量な化学物質の流入が見込まれる5処理場	平成16年度

※調査1～4の集計結果については、「下水道における化学物質リスク管理の手引き(案)」(社)日本下水道協会、平成13年5月を引用。

各化学物質の排出係数を整理した結果については、以下のとおりである。各々サンプル数や調査手法等が異なるため、化学物質毎に「排出係数一覧」として整理を行った。また調査1においてサンプル数20以上のデータを有する化学物質については、排出係数の分布図についても作成し示した。

なお参考として、各化学物質の「排出係数一覧」の平均値の範囲のみを抜粋し、とりまとめた結果を表-4.3に示す。本ガイドライン(案)の中で、下水処理場から公共用水域への排出量の算定例を数例示しているが、算定に際してはいずれも本表の値を用いている。

表-4.3(1) 放流水への排出係数のとりまとめ(a.下水道のPRTR届出対象化学物質)

政令 番号	物質名	放流水への排出係数 (各調査の平均値の範囲)		資料編 ページ
<b>a. 下水道のPRTR届出対象化学物質 → 30物質</b>				
1	亜鉛の水溶性化合物	0.30	～ 0.39	73-74
37	EPN	0.08	～ 0.74	74
60	カドミウム及びその化合物	0.07	～ 0.59	75
68	クロム及び3価クロム化合物	0.13	～ 0.47	76
69	6価クロム化合物	0.76	～ 0.76	77
90	シマジン又はCAT	0.76	～ 0.76	77
108	無機シアン化合物	0.67	～ 0.67	78
110	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	0.81	～ 0.81	78
112	四塩化炭素	0.75	～ 0.75	79
116	1,2-ジクロロエタン	0.25	～ 0.73	79
117	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	0.78	～ 0.78	80
118	cis-1,2-ジクロロエチレン	0.55	～ 0.58	80
137	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	0.67	～ 0.67	81
145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	0.25	～ 0.61	82
175	水銀及びその化合物	0.53	～ 0.53	81
178	セレン及びその化合物	0.42	～ 0.64	83
179	ダイオキシン類	非意図的生成物のため除外		
200	テトラクロロエチレン	0.08	～ 0.52	84
204	チウラム又はチラム	0.76	～ 0.76	84
207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	0.13	～ 0.26	85-86
209	1,1,1-トリクロロエタン	0.25	～ 0.71	86
210	1,1,2-トリクロロエタン	0.75	～ 0.75	87
211	トリクロロエチレン	0.03	～ 0.57	87
230	鉛及びその化合物	0.07	～ 0.42	88
252	砒素及びその無機化合物	0.44	～ 0.59	89
283	ふっ化水素及びその水溶性塩	0.67	～ 0.95	90
299	ベンゼン	0.03	～ 0.70	91
304	ほう素及びその化合物	0.78	～ 0.96	92
306	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	0.76	～ 0.76	93
311	マンガン及びその化合物	0.55	～ 0.63	94-95

表-4.3(2) 放流水への排出係数のとりまとめ(b.下水道のPRTR届出対象外化学物質)

政令 番号	物質名	放流水への排出係数 (各調査の平均値の範囲)		資料編 ページ
<b>b.下水道のPRTR届出対象外化学物質(排出係数あり) → 32物質</b>				
<b>【金属類等】7物質(ニッケルとニッケル化合物は1物質としてカウント)</b>				
25	アンチモン及びその化合物	0.16	～ 0.64	96
64	銀及びその水溶性化合物	0.05	～ 0.05	97
99	五酸化バナジウム	0.22	～ 0.22	98
100	コバルト及びその化合物	0.64	～ 0.64	99
231	ニッケル	0.50	～ 0.84	100
232	ニッケル化合物			
243	バリウム及びその水溶性化合物	0.09	～ 0.09	101
346	モリブデン及びその化合物	0.44	～ 0.77	102
<b>【有機化合物】25物質</b>				
9	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	0.02	～ 0.02	103
16	2-アミノエタノール	0.31	～ 0.31	103
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(C=10)	0.06	～ 0.06	104
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(C=11)	0.09	～ 0.09	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(C=12)	0.07	～ 0.07	
29	ビスフェノールA	0.03	～ 0.03	104
47	エチレンジアミン四酢酸	1.05	～ 1.05	105
54	エピクロロヒドリン	0.00	～ 0.00	105
56	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	0.00	～ 0.00	105
59	p-オクチルフェノール	0.00	～ 0.00	105
61	ε-カプロラクタム	0.24	～ 0.24	105
63	キシレン	0.05	～ 0.18	106
95	クロロホルム	0.18	～ 0.38	106
135	1,2-ジクロロプロパン	0.25	～ 0.25	107
140	p-ジクロロベンゼン	0.19	～ 0.34	107
172	N,N-ジメチルホルムアミド	0.00	～ 0.00	107
205	テレフタル酸	0.24	～ 0.24	107
227	トルエン	0.02	～ 0.09	108
240	ニトロベンゼン	0.00	～ 0.00	108
242	ノニルフェノール	0.00	～ 0.00	108
254	ヒドロキノン	0.18	～ 0.18	109
270	フタル酸ジ-n-ブチル	0.00	～ 0.00	109
272	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	0.01	～ 0.06	110
273	フタル酸n-ブチル=ベンジル	0.00	～ 0.00	110
307	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	0.01	～ 0.01	110
309	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	0.01	～ 0.01	111
310	ホルムアルデヒド	0.27	～ 2.88	111

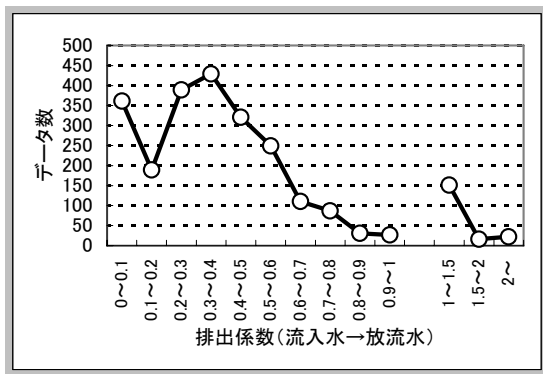
a. 下水道の PRTR 届出対象化学物質

政令番号1: 亜鉛の水溶性化合物

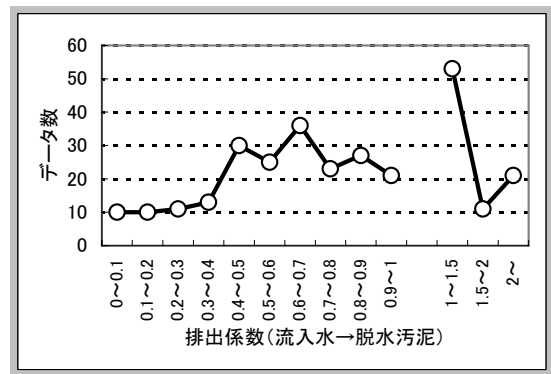
(水質汚濁防止法で排出規制が定まっている亜鉛含有量のデータであり、政令に定める物質(亜鉛の水溶性化合物)とは異なる。)

【排出係数の分布】

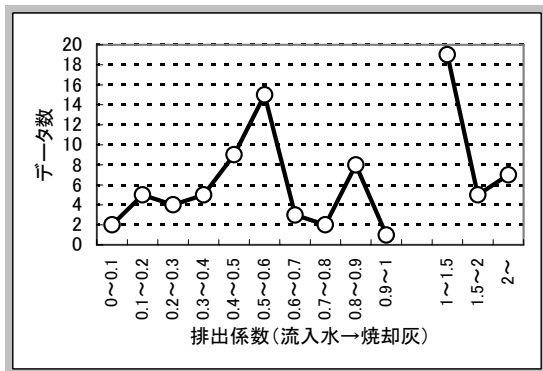
【流入水→放流水】



【流入水→脱水汚泥】



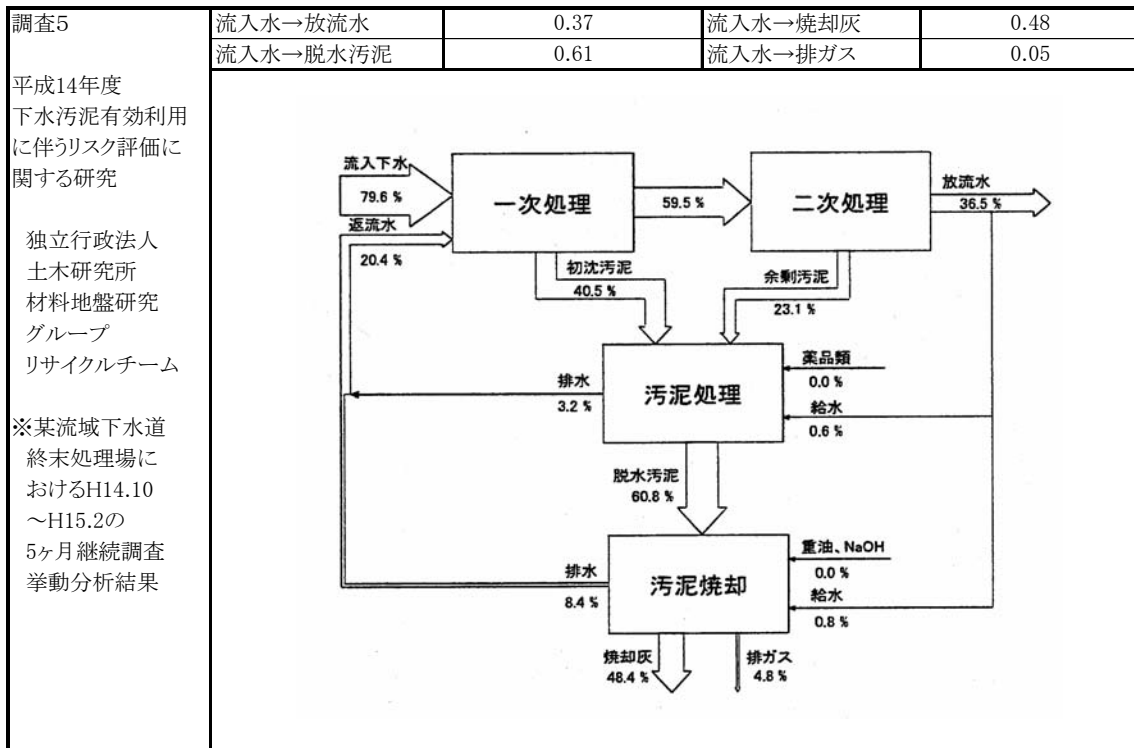
【流入水→焼却灰】



【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1 都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→放流水	0.00	2.00	0.39	0.35	0.30	2,362
	流入水→脱水汚泥	0.00	1.96	0.75	0.70	0.39	270
	流入水→焼却灰	0.00	1.94	0.76	0.60	0.45	78
調査2 平成12年度 PRTR実態調査	流入水→放流水	0.11	0.80	0.30	0.26	0.15	16
	流入水→脱水汚泥	0.24	5.41	1.17	0.68	1.46	10
	流入水→焼却灰	0.45	5.87	1.35	0.76	1.72	8
	流入水→排ガス	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8

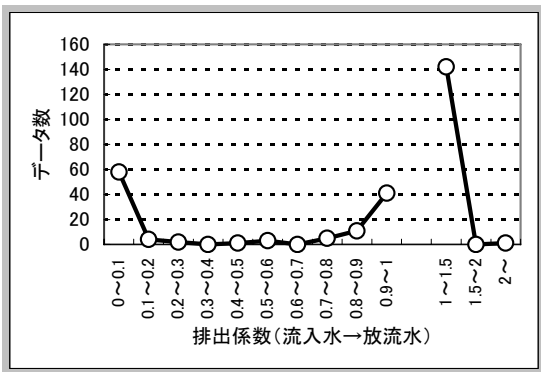
## 政令番号1: 亜鉛の水溶性化合物(続き)



## 政令番号 37: EPN

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



### 【排出係数一覧】

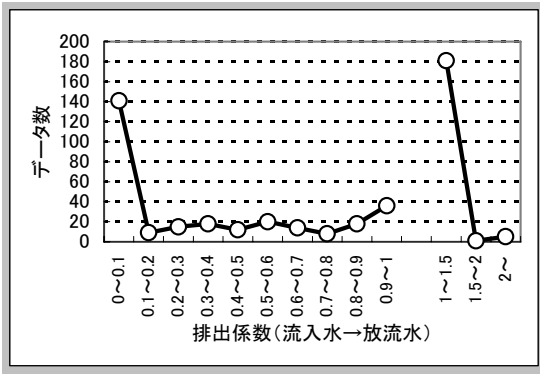
調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	1.39	0.74	1.00	0.42	267
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	～					
	流入水→焼却灰	～					
	流入水→排ガス	～					



# 政令番号 60:カドミウム及びその化合物

## 【排出係数の分布】

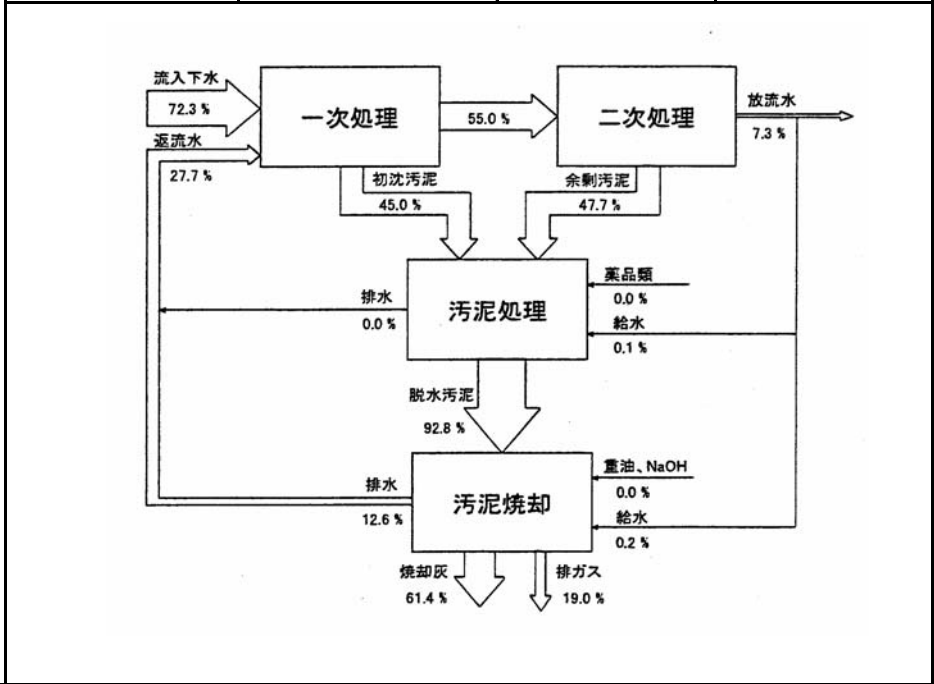
【流入水→放流水】



## 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	1.54	0.59	0.78	0.44	473
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~					<3
	流入水→焼却灰	0.49	0.49	0.49	0.49	0.00	3
	流入水→排ガス	~					
調査5	流入水→放流水	0.07		流入水→焼却灰		0.61	
	流入水→脱水汚泥	0.93		流入水→排ガス		0.19	

平成14年度  
下水汚泥有効利用  
に伴うリスク評価に  
関する研究  
  
独立行政法人  
土木研究所  
材料地盤研究  
グループ  
リサイクルチーム  
  
※某流域下水道  
終末処理場におけるH14.10  
~H15.2の  
5ヶ月継続調査  
挙動分析結果

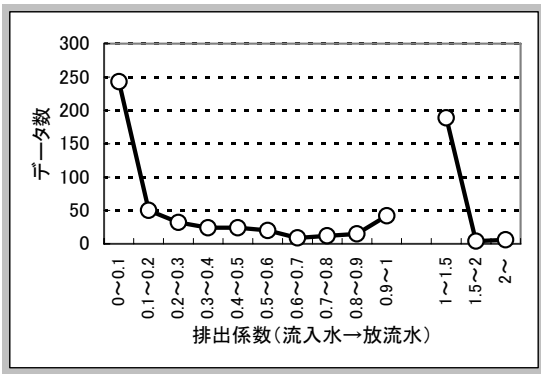


## 政令番号 68:クロム及び 3 価クロム化合物

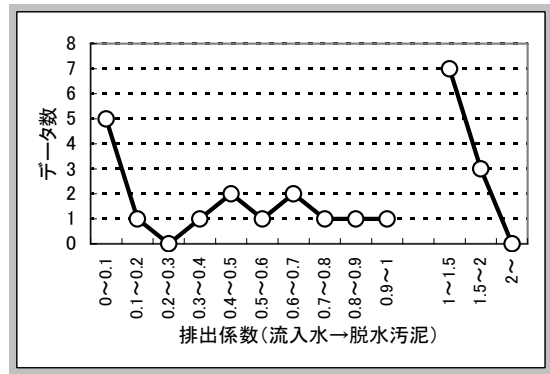
(水質汚濁防止法で排出規制が定まっているクロム含有量のデータであり、政令に定める物質(クロム及び 3 価クロム化合物)とは異なる。)

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



【流入水→脱水汚泥】



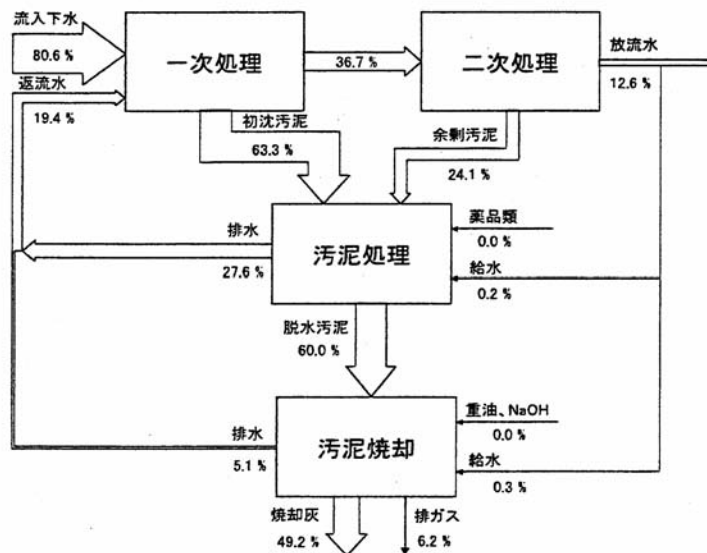
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	1.95	0.47	0.32	0.45	664
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	0.02	1.60	0.77	0.79	0.52	25
	流入水→焼却灰	0.06	0.72	0.54	0.56	0.20	9
	流入水→排ガス	~					
調査5	流入水→放流水	0.13		流入水→焼却灰		0.49	
	流入水→脱水汚泥	0.60		流入水→排ガス		0.06	

平成14年度  
下水汚泥有効利用  
に伴うリスク評価に  
関する研究

独立行政法人  
土木研究所  
材料地盤研究  
グループ  
リサイクルチーム

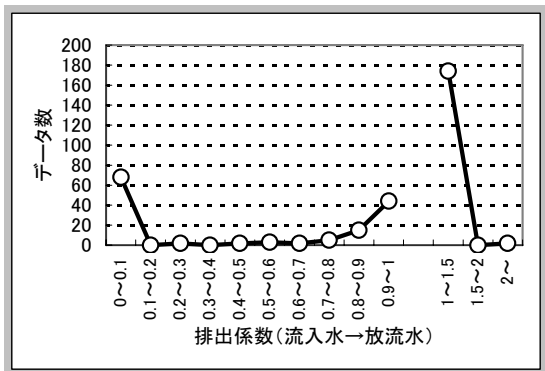
※某流域下水道  
終末処理場におけるH14.10  
~H15.2の  
5ヶ月継続調査  
挙動分析結果



## 政令番号 69:6 価クロム化合物

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



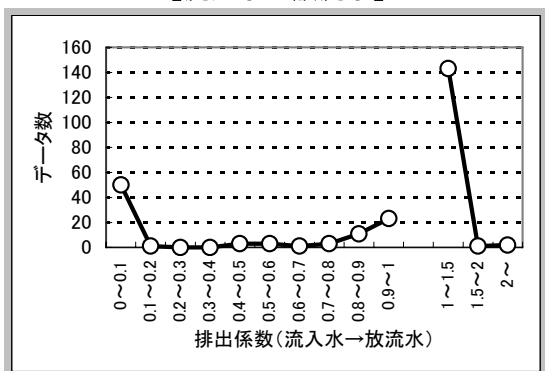
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.39	0.76	1.00	0.41	315
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~				
	流入水→焼却灰	~	~				
	流入水→排ガス	~	~				

## 政令番号 90:シマジン又はCAT

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



### 【排出係数一覧】

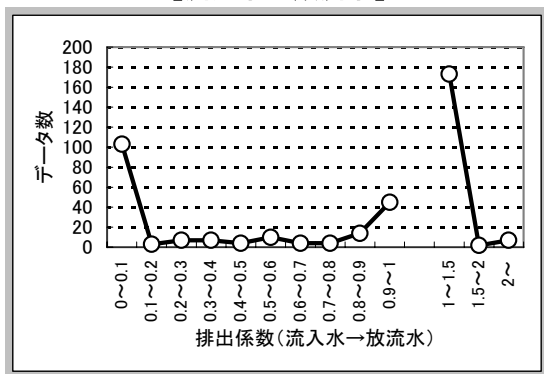
調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.67	0.76	1.00	0.41	239
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~				
	流入水→焼却灰	~	~				
	流入水→排ガス	~	~				

## 政令番号 108:無機シアン化合物

(水質汚濁防止法で排出規制が定まっているシアン化合物のデータであり、政令に定める物質(無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。))とは異なる。)

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



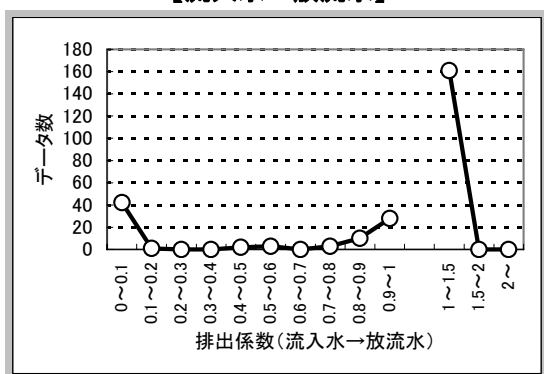
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 2.00	0.67	0.97	0.46	377
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	0.01	~ 0.04	0.02	0.01	0.01	4
	流入水→焼却灰	~	~				
	流入水→排ガス	~	~				

## 政令番号 110:チオベンカルブ又はベンチオカーブ

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



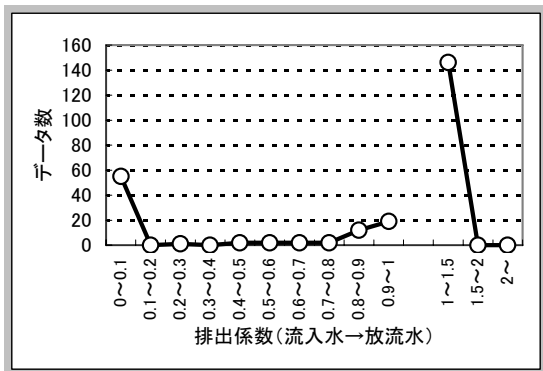
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.39	0.81	1.00	0.38	250
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~				
	流入水→焼却灰	~	~				
	流入水→排ガス	~	~				

## 政令番号 112:四塩化炭素

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



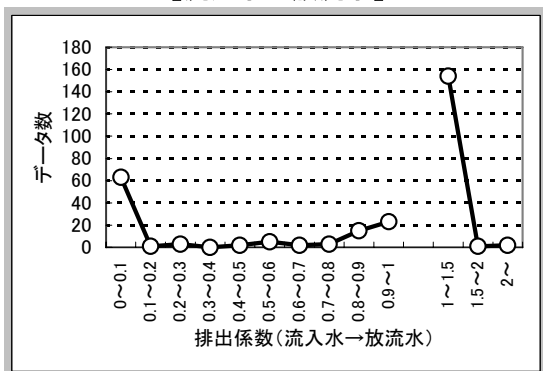
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.22	0.75	1.00	0.42	241
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	~
	流入水→焼却灰	~	~	~	~	~	~
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	~

## 政令番号 116:1,2-ジクロロエタン

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



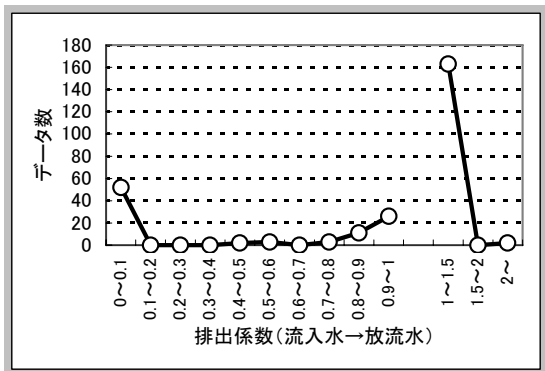
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.50	0.73	1.00	0.43	272
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	~
	流入水→焼却灰	~	~	~	~	~	~
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	~
調査3	流入水→放流水	0.00	~ 0.41	0.25	0.33	0.18	3
平成9年度 土木研究所	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	<3
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	<3
VOC調査	流入水→その他ガス	0.00	~ 0.34	0.22	0.31	0.15	3

## 政令番号 117:1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



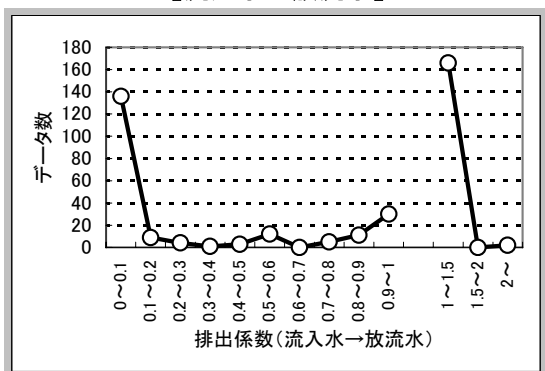
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 2.00	0.78	1.00	0.41	261
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~				
	流入水→焼却灰	~	~				
	流入水→排ガス	~	~				

## 政令番号 118:cis-1,2-ジクロロエチレン

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



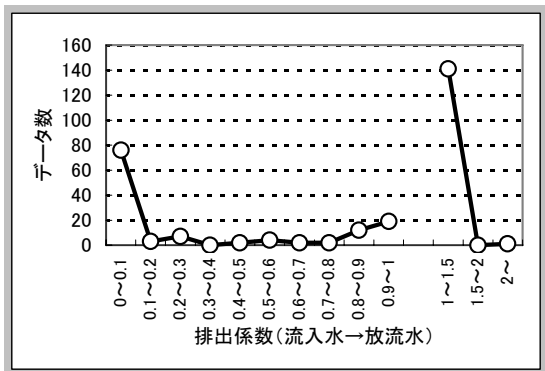
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.43	0.58	0.92	0.47	377
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~				<3
	流入水→焼却灰	~	~				
	流入水→排ガス	~	~				

## 政令番号 137:1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



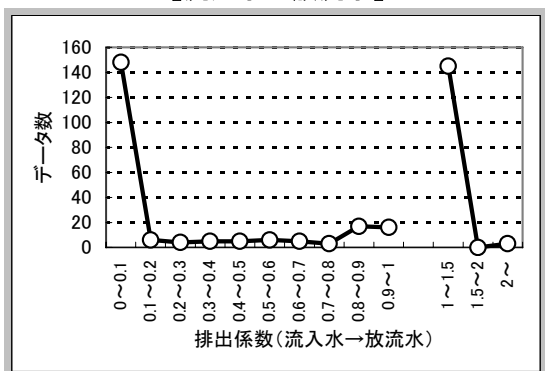
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.22	0.67	1.00	0.45	268
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	~
	流入水→焼却灰	~	~	~	~	~	~
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	~

## 政令番号 175:水銀及びその化合物

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



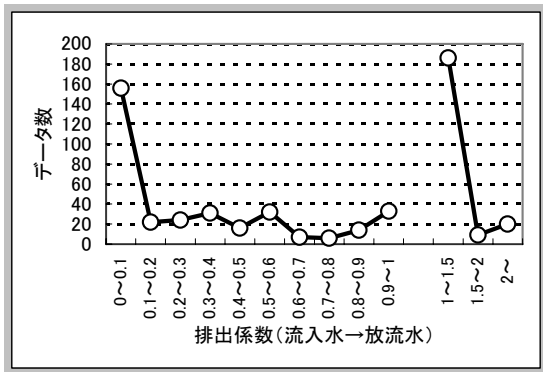
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.45	0.53	0.76	0.48	360
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	<3
	流入水→焼却灰	~	~	~	~	~	<3
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	~

## 政令番号 145:ジクロロメタン(別名塩化メチレン)

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



### 【排出係数一覧】

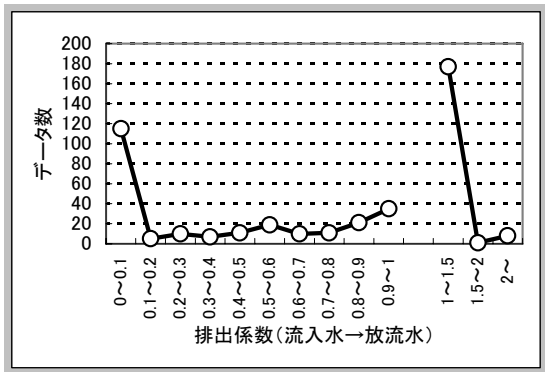
調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.96	0.56	0.52	0.46	536
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥		~				
	流入水→焼却灰		~				
	流入水→排ガス		~				
調査2	流入水→放流水	0.04	~ 2.00	0.47	0.19	0.54	13
平成12年度 PRTR実態調査	流入水→脱水汚泥	0.00	~ 0.11	0.02	0.01	0.03	10
	流入水→焼却灰	0.00	~ 0.01	0.00	0.00	0.00	8
	流入水→排ガス	0.00	~ 0.04	0.02	0.01	0.01	8
調査3	流入水→放流水	0.00	~ 0.73	0.25	0.21	0.20	13
平成9年度 土木研究所 VOC調査	流入水→脱水汚泥	0.00	~ 0.37	0.09	0.01	0.16	4
	流入水→排ガス	0.00	~ 0.21	0.05	0.00	0.09	4
	流入水→その他ガス	0.05	~ 0.85	0.31	0.23	0.23	13



# 政令番号 178:セレン及びその化合物

## 【排出係数の分布】

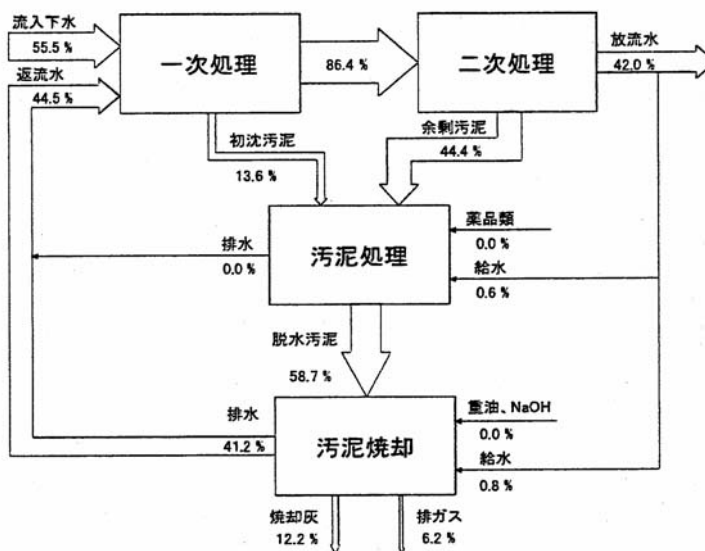
【流入水→放流水】



## 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	2.00	0.64	0.92	0.45	424
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	0.25	1.87	0.88	0.59	0.60	12
	流入水→焼却灰	0.07	0.57	0.20	0.07	0.19	5
	流入水→排ガス	~					
調査5	流入水→放流水	0.42		流入水→焼却灰		0.12	
	流入水→脱水汚泥	0.59		流入水→排ガス		0.06	

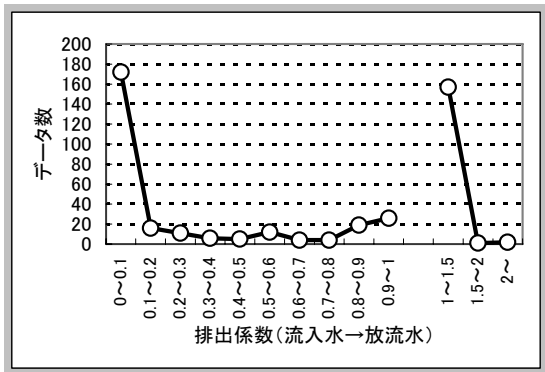
平成14年度  
下水汚泥有効利用  
に伴うリスク評価に  
関する研究  
  
独立行政法人  
土木研究所  
材料地盤研究  
グループ  
リサイクルチーム  
  
※某流域下水道  
終末処理場におけるH14.10  
~H15.2の  
5ヶ月継続調査  
挙動分析結果



## 政令番号 200:テトラクロロエチレン

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



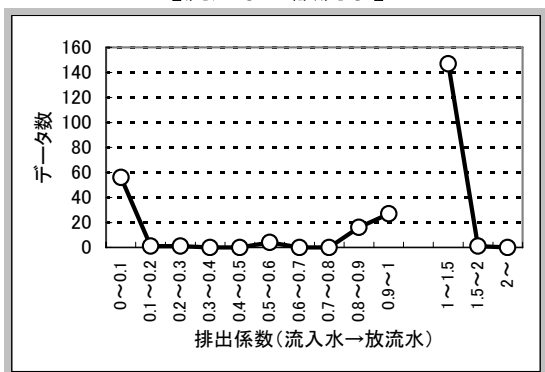
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.56	0.52	0.50	0.47	433
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	~
	流入水→焼却灰	~	~	~	~	~	~
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	~
調査3	流入水→放流水	0.00	~ 0.14	0.08	0.09	0.05	4
平成9年度 土木研究所	流入水→脱水汚泥	0.00	~ 0.01	0.00	0.00	0.00	3
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	<3
VOC調査	流入水→その他ガス	0.00	~ 0.50	0.16	0.07	0.20	4

## 政令番号 204:チウラム又はチラム

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



### 【排出係数一覧】

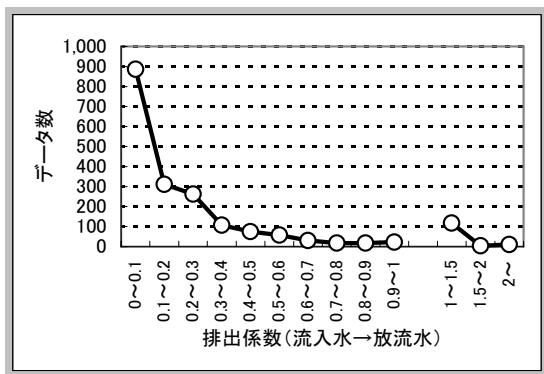
調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.55	0.76	1.00	0.42	253
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	~
	流入水→焼却灰	~	~	~	~	~	~
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	~

## 政令番号 207:銅水溶性塩(錯塩を除く。)

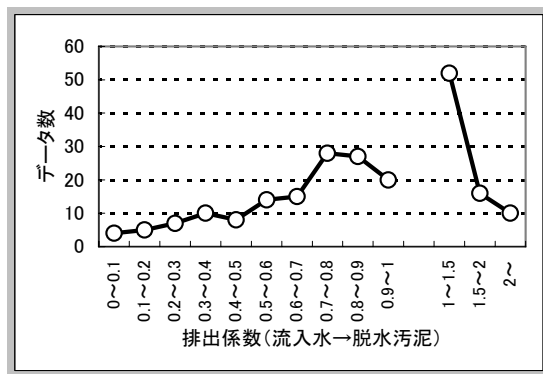
(水質汚濁防止法で排出規制が定まっている銅含有量のデータであり、政令に定める物質(銅水溶性塩(錯塩を除く。))とは異なる。)

### 【排出係数の分布】

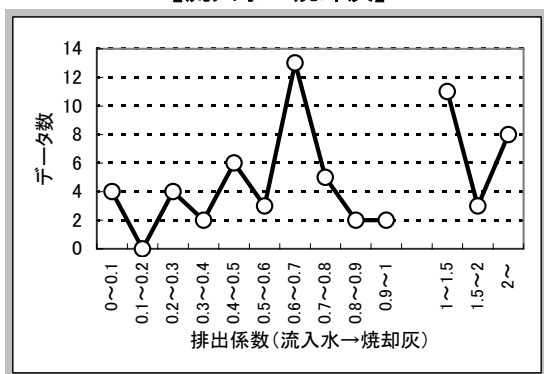
【流入水→放流水】



【流入水→脱水汚泥】



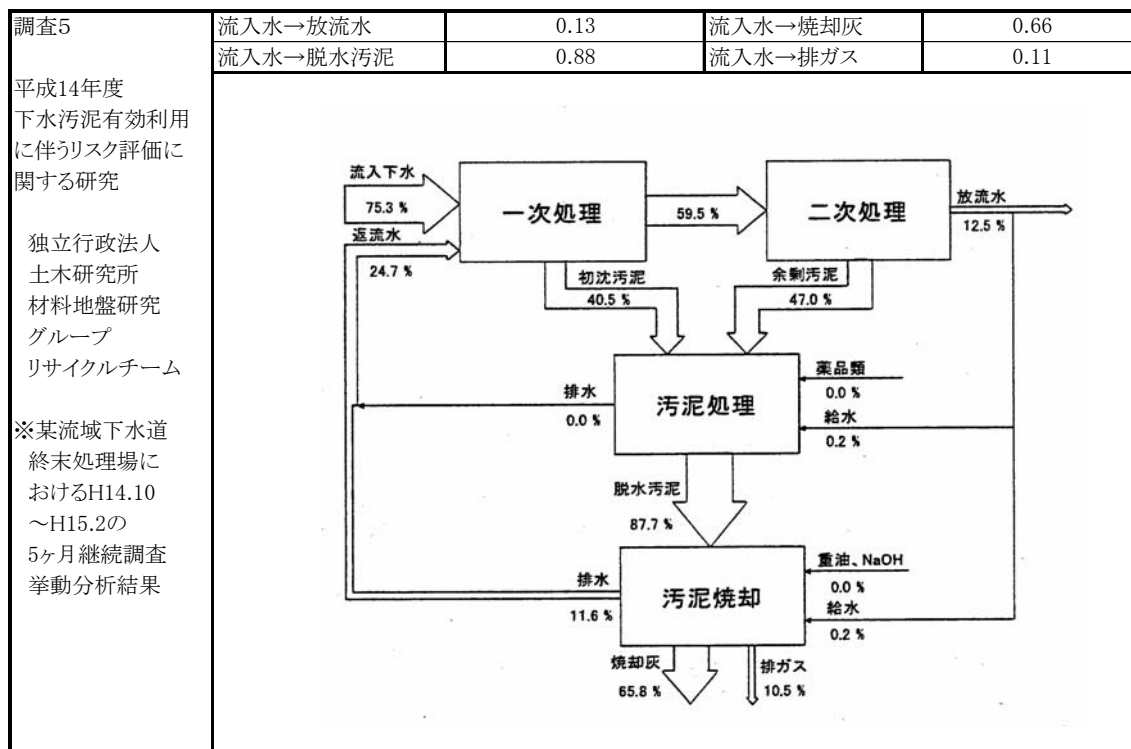
【流入水→焼却灰】



### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	1.71	0.22	0.11	0.29	1,909
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	0.00	1.96	0.87	0.84	0.40	206
	流入水→焼却灰	0.00	1.95	0.75	0.67	0.43	55
調査2 平成12年度 PRTR実態調査	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	<3
	流入水→放流水	0.14	0.42	0.26	0.21	0.12	3
	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	<3
	流入水→焼却灰	~	~	~	~	~	<3
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	<3

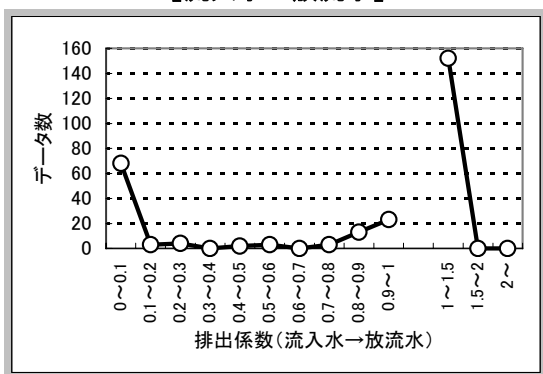
## 政令番号 207:銅水溶性塩(続き)



## 政令番号 209:1,1,1-トリクロロエタン

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



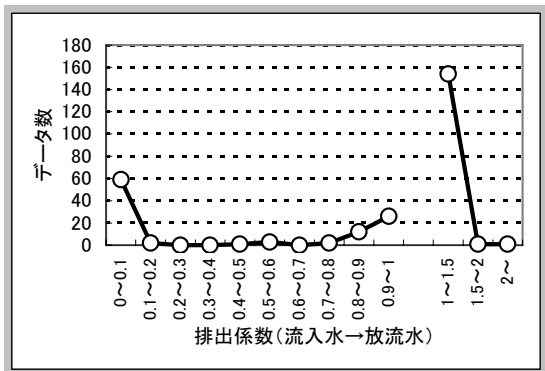
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	1.45	0.71	1.00	0.44	271
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	～					
	流入水→焼却灰	～					
	流入水→排ガス	～					

## 政令番号 210:1,1,2-トリクロロエタン

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



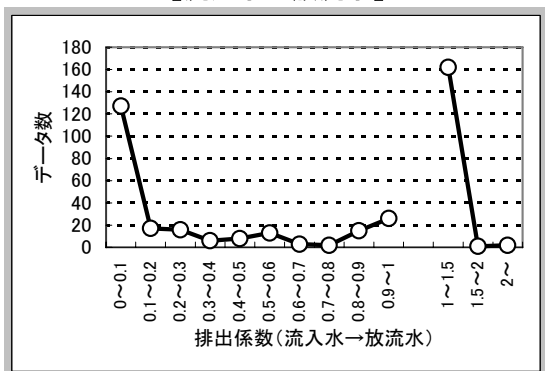
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.86	0.75	1.00	0.43	260
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	~
	流入水→焼却灰	~	~	~	~	~	~
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	~

## 政令番号 211:トリクロロエチレン

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



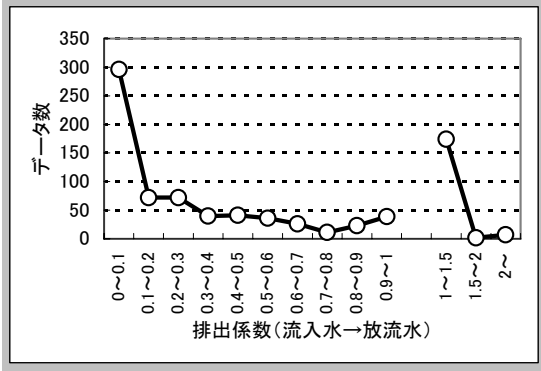
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 2.00	0.57	0.83	0.46	397
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	~
	流入水→焼却灰	~	~	~	~	~	~
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	~
調査3	流入水→放流水	0.00	~ 0.11	0.03	0.01	0.04	4
平成9年度 土木研究所	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	<3
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	<3
VOC調査	流入水→その他ガス	0.04	~ 0.39	0.13	0.06	0.15	4

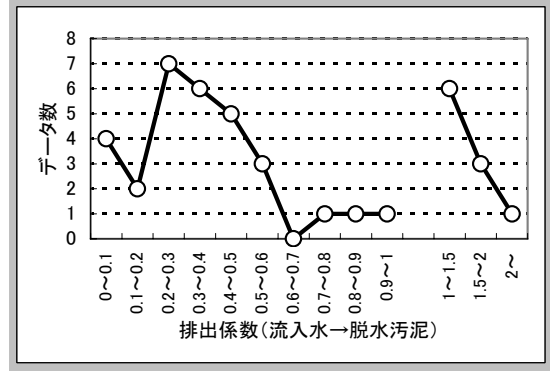
# 政令番号 230:鉛及びその化合物

## 【排出係数の分布】

### 【流入水→放流水】



### 【流入水→脱水汚泥】



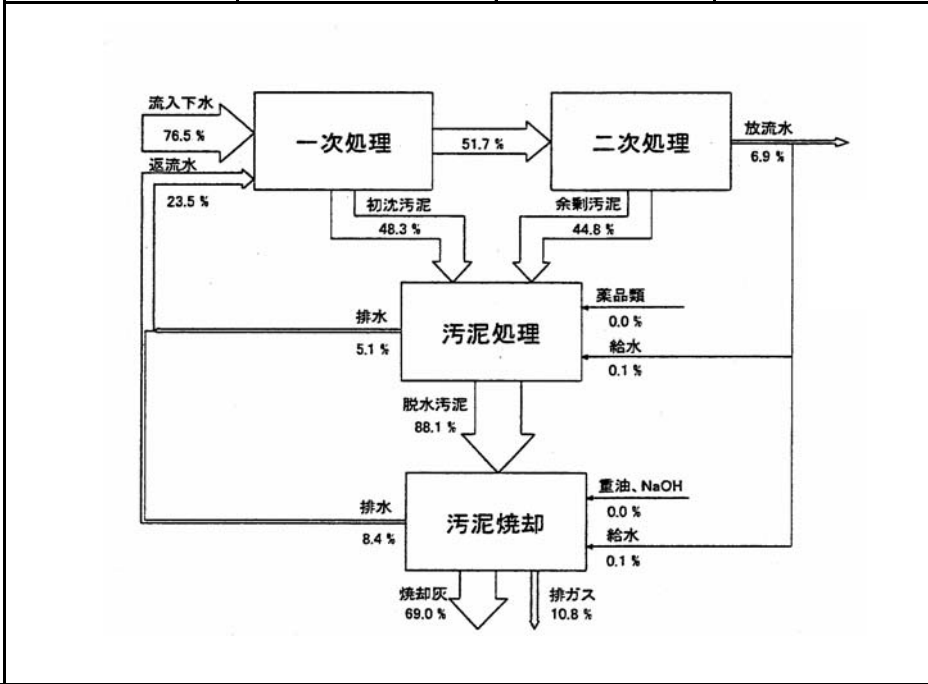
## 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	2.00	0.42	0.26	0.43	835
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	0.01	1.51	0.59	0.40	0.46	39
	流入水→焼却灰	0.14	0.95	0.57	0.48	0.28	9
	流入水→排ガス	~					
調査5	流入水→放流水	0.07		流入水→焼却灰		0.69	
	流入水→脱水汚泥	0.88		流入水→排ガス		0.11	

平成14年度  
下水汚泥有効利用  
に伴うリスク評価に  
関する研究

独立行政法人  
土木研究所  
材料地盤研究  
グループ  
リサイクルチーム

※某流域下水道  
終末処理場におけるH14.10  
~H15.2の  
5ヶ月継続調査  
挙動分析結果

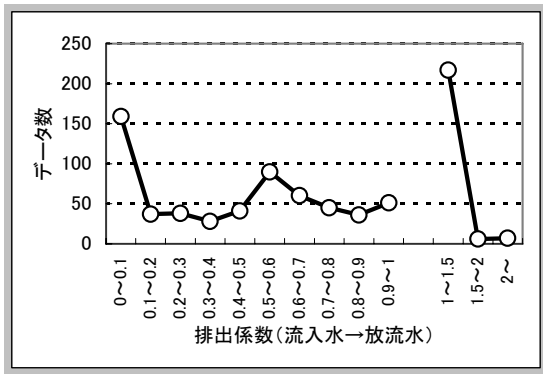


## 政令番号 252: 砒素及びその無機化合物

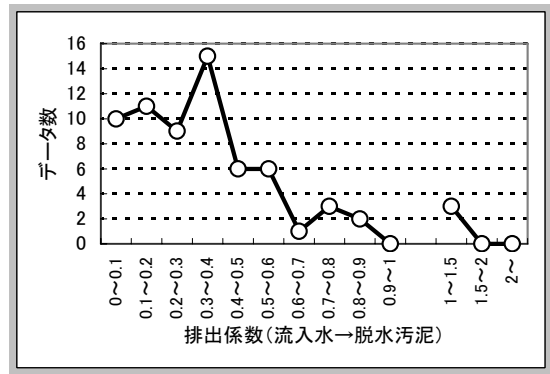
(水質汚濁防止法で排出規制が定まっている砒素及びその化合物のデータであり、政令に定める物質(砒素及びその無機化合物)とは異なる。)

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



【流入水→脱水汚泥】



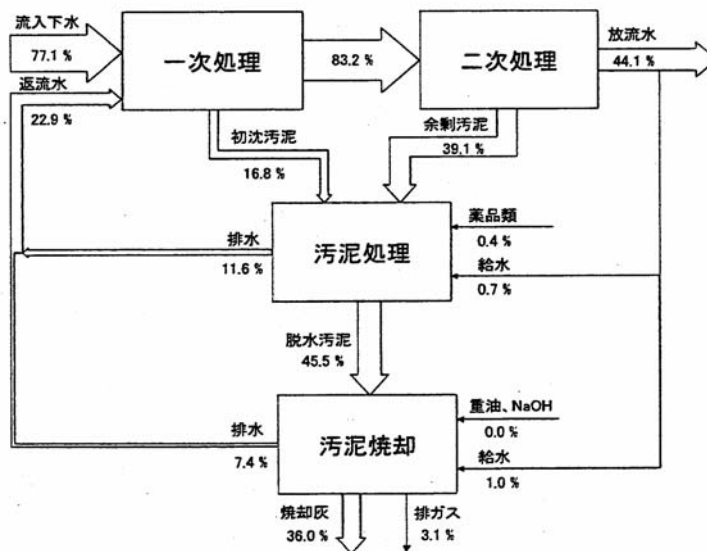
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	2.00	0.59	0.61	0.41	810
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	0.00	1.39	0.36	0.31	0.28	66
	流入水→焼却灰	0.00	0.61	0.22	0.24	0.15	18
	流入水→排ガス	~					
調査5	流入水→放流水	0.44		流入水→焼却灰		0.36	
	流入水→脱水汚泥	0.46		流入水→排ガス		0.03	

平成14年度  
下水汚泥有効利用  
に伴うリスク評価に  
関する研究

独立行政法人  
土木研究所  
材料地盤研究  
グループ  
リサイクルチーム

※某流域下水道  
終末処理場におけるH14.10  
~H15.2の  
5ヶ月継続調査  
挙動分析結果

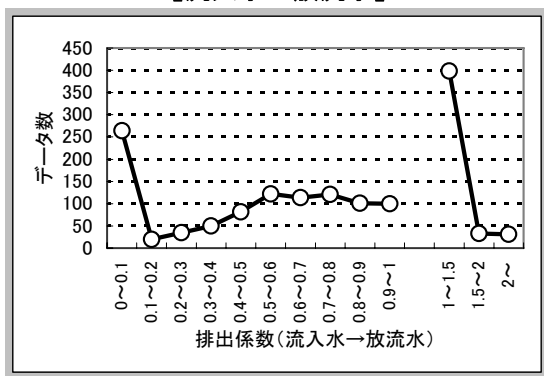


## 政令番号 283: ふっ化水素及びその水溶性塩

(水質汚濁防止法で排出規制が定まっているふっ素含有量のデータであり、政令に定める物質(ふっ化水素及びその水溶性塩)とは異なる。)

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



### 【排出係数一覧】

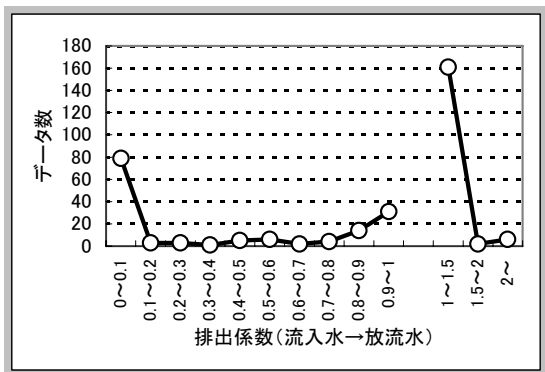
調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	2.00	0.67	0.73	0.43	1,447
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	0.00	0.31	0.11	0.11	0.08	14
	流入水→焼却灰	0.00	0.04	0.01	0.00	0.01	7
	流入水→排ガス	~					
調査2	流入水→放流水	0.50	1.11	0.95	1.00	0.21	6
平成12年度	流入水→脱水汚泥	0.00	0.17	0.05	0.01	0.06	6
PRTR実態調査	流入水→焼却灰	0.00	0.02	0.01	0.00	0.01	6
	流入水→排ガス	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6



## 政令番号 299:ベンゼン

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



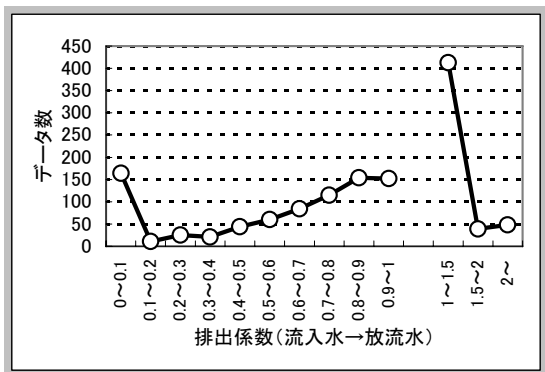
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.95	0.70	1.00	0.44	311
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	~
	流入水→焼却灰	~	~	~	~	~	~
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	~
調査2 平成12年度 PRTR実態調査	流入水→放流水	~	~	~	~	~	<3
	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	<3
	流入水→焼却灰	~	~	~	~	~	<3
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	<3
調査3 平成9年度 土木研究所 VOC調査	流入水→放流水	0.00	~ 0.12	0.03	0.00	0.05	4
	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	<3
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	<3
	流入水→その他ガス	0.00	~ 0.02	0.01	0.00	0.01	4

# 政令番号 304: ほう素及びその化合物

## 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



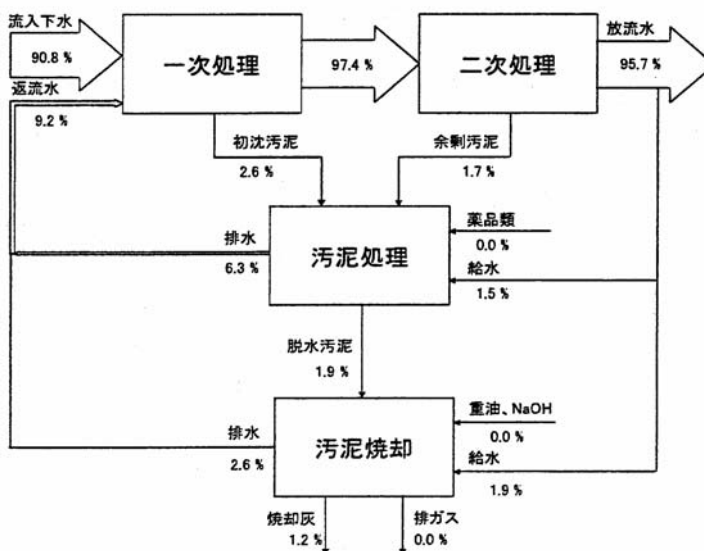
## 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 2.00	0.78	0.88	0.40	1,286
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥		~				
	流入水→焼却灰		~				
	流入水→排ガス		~				
調査4	流入水→放流水	0.30	~ 3.25	0.92	0.82	0.50	39
調査5	流入水→放流水	0.96		流入水→焼却灰		0.01	
	流入水→脱水汚泥	0.02		流入水→排ガス		0.00	

平成14年度  
下水汚泥有効利用  
に伴うリスク評価に  
関する研究

独立行政法人  
土木研究所  
材料地盤研究  
グループ  
リサイクルチーム

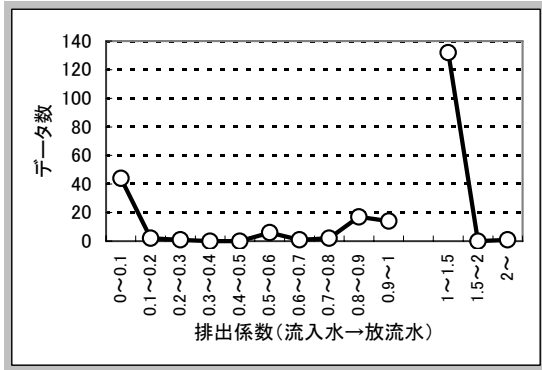
※某流域下水道  
終末処理場  
におけるH14.10  
~H15.2の  
5ヶ月継続調査  
挙動分析結果



## 政令番号 306:ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



### 【排出係数一覧】

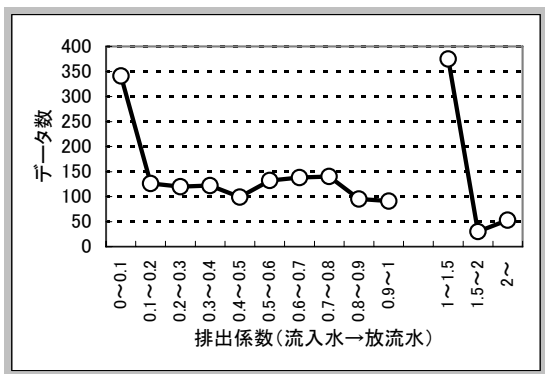
調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.45	0.76	1.00	0.40	219
都道府県および	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	~
政令指定都市等の	流入水→焼却灰	~	~	~	~	~	~
既往調査	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	~

## 政令番号 311:マンガン及びその化合物

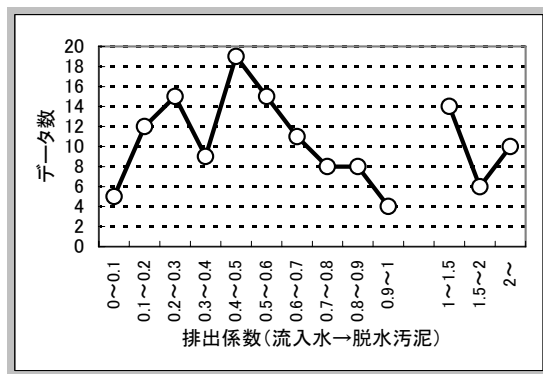
(水質汚濁防止法で排出規制が定まっている溶解性マンガン含有量のデータであり, 政令に定める物質(マンガン及びその化合物)とは異なる。)

### 【排出係数の分布】

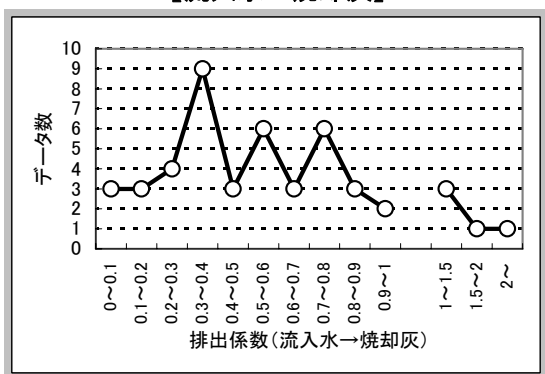
【流入水→放流水】



【流入水→脱水汚泥】



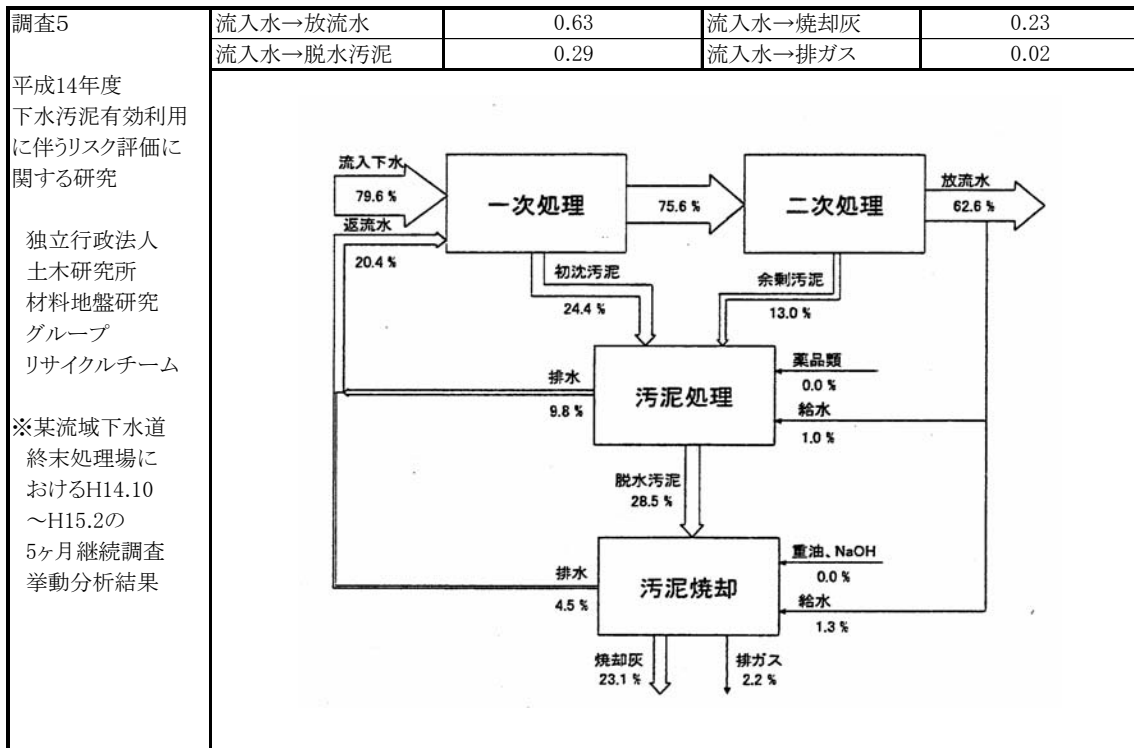
【流入水→焼却灰】



### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	2.00	0.57	0.56	0.42	1,815
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	0.00	1.83	0.60	0.50	0.41	126
	流入水→焼却灰	0.00	1.72	0.56	0.58	0.35	46
	流入水→排ガス						<3
調査2 平成12年度 PRTR実態調査	流入水→放流水	0.18	1.00	0.55	0.49	0.25	14
	流入水→脱水汚泥	0.07	0.66	0.23	0.15	0.18	9
	流入水→焼却灰	0.08	0.53	0.22	0.19	0.13	8
	流入水→排ガス	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	8

## 政令番号 311:マンガン及びその化合物(続き)

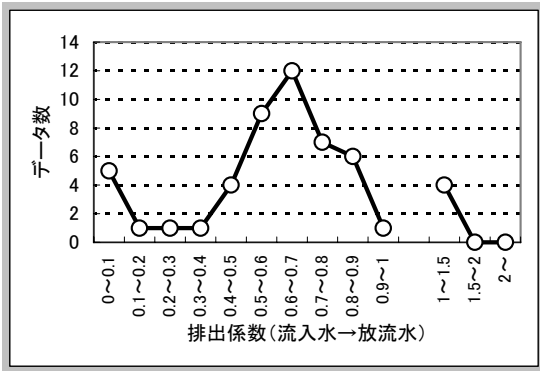


b. 下水道の PRTR 届出対象外化学物質(排出係数あり)

政令番号 25: アンチモン及びその化合物

【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



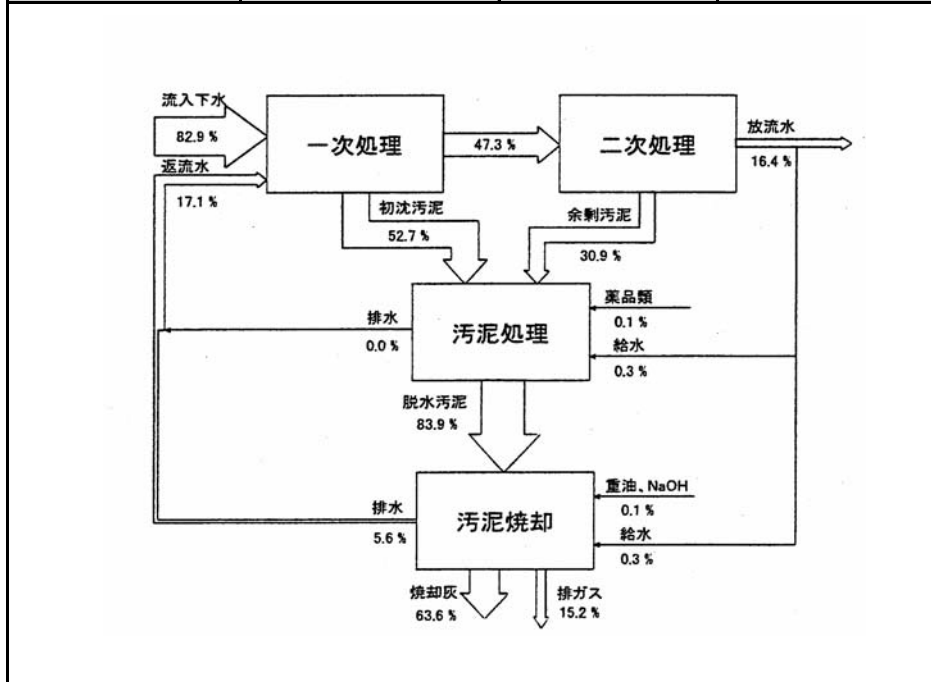
【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.13	0.59	0.63	0.28	51
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	0.24	~ 0.24	0.24	0.24	0.00	3
	流入水→焼却灰	0.12	~ 0.12	0.12	0.12	0.00	3
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	~
調査4	流入水→放流水	0.00	~ 1.49	0.64	0.65	0.38	35
調査5	流入水→放流水	0.16	~	~	~	~	0.64
	流入水→脱水汚泥	0.84	~	~	~	~	0.15

平成14年度  
下水汚泥有効利用  
に伴うリスク評価に  
関する研究

独立行政法人  
土木研究所  
材料地盤研究  
グループ  
リサイクルチーム

※某流域下水道  
終末処理場におけるH14.10  
~H15.2の  
5ヶ月継続調査  
挙動分析結果



# 政令番号 64: 銀及びその水溶性化合物

## 【排出係数一覧】

調査5	流入水→放流水	0.05	流入水→焼却灰	0.81
	流入水→脱水汚泥	0.91	流入水→排ガス	0.01

平成14年度  
下水汚泥有効利用  
に伴うリスク評価に  
関する研究

独立行政法人  
土木研究所  
材料地盤研究  
グループ  
リサイクルチーム

※某流域下水道  
終末処理場  
におけるH14.10  
～H15.2の  
5ヶ月継続調査  
挙動分析結果

The flowchart illustrates the wastewater treatment process with the following data points:

- 一次処理 (Primary Treatment):** Receives 81.2% 流入下水 (Inflow Wastewater) and 18.8% 返流水 (Recycled Water). It produces 60.0% of 二次処理 (Secondary Treatment) and 40.0% of 初沈汚泥 (Primary Sludge).
- 二次処理 (Secondary Treatment):** Receives 60.0% from 一次処理 and produces 5.4% 放流水 (Effluent Water) and 54.6% of 余剰汚泥 (Residual Sludge).
- 汚泥処理 (Sludge Treatment):** Receives 40.0% 初沈汚泥 and 54.6% 余剰汚泥. It produces 4.1% 排水 (Drainage Water) and 90.5% 脱水汚泥 (Dewatered Sludge). It also receives 0.4% 薬品類 (Chemicals) and 0.1% 給水 (Water Supply).
- 汚泥焼却 (Sludge Incineration):** Receives 90.5% 脱水汚泥. It produces 9.1% 排水, 80.7% 焼却灰 (Incineration Ash), and 0.8% 排ガス (Exhaust Gas). It also receives 0.0% 重油、NaOH (Heavy Oil, NaOH) and 0.1% 給水.

# 政令番号 99:五酸化バナジウム

## 【排出係数一覧】

調査5	流入水→放流水	0.22	流入水→焼却灰	0.65
	流入水→脱水汚泥	0.77	流入水→排ガス	0.04

平成14年度  
下水汚泥有効利用  
に伴うリスク評価に  
関する研究

独立行政法人  
土木研究所  
材料地盤研究  
グループ  
リサイクルチーム

※某流域下水道  
終末処理場におけるH14.10  
～H15.2の  
5ヶ月継続調査  
挙動分析結果

The flowchart illustrates the wastewater treatment process with the following data points:

- 一次処理 (Primary Treatment):** Receives 80.5% 流入下水 (Inflow Wastewater) and 19.5% 返流水 (Recycled Water). It produces 52.4% of 二次処理 (Secondary Treatment) and 47.6% of 初沈汚泥 (Primary Sludge).
- 二次処理 (Secondary Treatment):** Receives 52.4% from 一次処理. It produces 21.8% of 放流水 (Effluent Water) and 30.6% of 余剰汚泥 (Residual Sludge).
- 汚泥処理 (Sludge Treatment):** Receives 47.6% of 初沈汚泥 and 30.6% of 余剰汚泥. It produces 1.9% of 排水 (Wastewater) and 77.0% of 脱水汚泥 (Dewatered Sludge).
- 汚泥焼却 (Sludge Incineration):** Receives 77.0% of 脱水汚泥. It produces 8.7% of 排水 (Wastewater), 65.3% of 焼却灰 (Incineration Ash), and 3.5% of 排ガス (Exhaust Gas). It also receives 0.0% of 重油, NaOH (Heavy Oil, NaOH) and 0.5% of 給水 (Supply Water).



# 政令番号 100:コバルト及びその化合物

## 【排出係数一覧】

調査5	流入水→放流水	0.64	流入水→焼却灰	0.26
	流入水→脱水汚泥	0.30	流入水→排ガス	0.01

平成14年度  
下水汚泥有効利用  
に伴うリスク評価に  
関する研究

独立行政法人  
土木研究所  
材料地盤研究  
グループ  
リサイクルチーム

※某流域下水道  
終末処理場におけるH14.10  
～H15.2の  
5ヶ月継続調査  
挙動分析結果

The flowchart details the following processes and percentages:

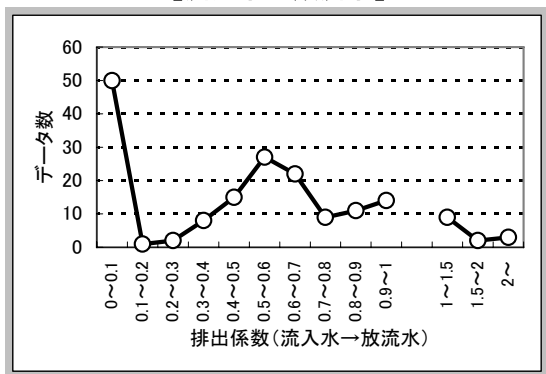
- 一次処理 (Primary Treatment):** Receives 84.2% of incoming wastewater and 15.8% of recycled water. It produces 76.2% of water for secondary treatment and 23.8% of primary sludge for sludge treatment.
- 二次処理 (Secondary Treatment):** Receives 76.2% from primary treatment and 12.6% of residual sludge. It discharges 63.6% of effluent water and sends 12.6% of sludge to the sludge treatment stage.
- 汚泥処理 (Sludge Treatment):** Receives 23.8% of primary sludge and 12.6% of residual sludge. It adds 0.0% of medicinal products and 1.0% of water. It discharges 7.2% of water and 30.1% of dewatered sludge to the incineration stage.
- 汚泥焼却 (Sludge Incineration):** Receives 30.1% of dewatered sludge and 4.5% of water. It adds 0.0% of heavy oil/NaOH and 1.4% of water. It produces 26.3% of incineration ash and 0.8% of exhaust gas.

## 政令番号 231:ニッケル, 政令番号 232:ニッケル化合物

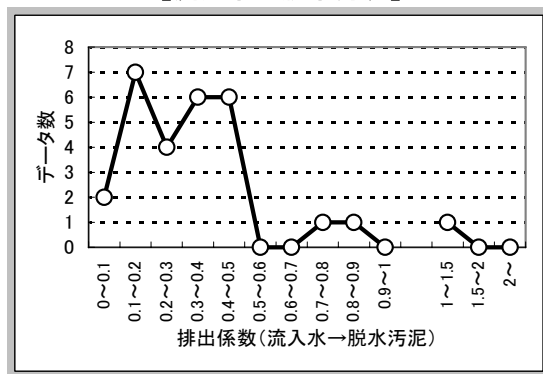
(測定データは、ニッケルとニッケル化合物の区別がなされていない。)

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



【流入水→脱水汚泥】



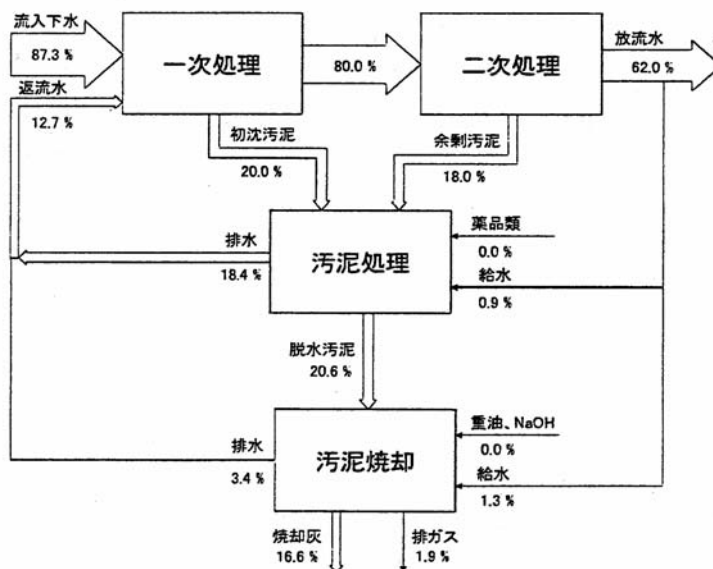
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	2.00	0.50	0.54	0.42	172
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	0.02	1.16	0.34	0.32	0.24	28
	流入水→焼却灰	0.05	0.88	0.35	0.28	0.21	16
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	~
調査4	流入水→放流水	0.00	9.46	0.84	0.30	1.79	35
調査5	流入水→放流水	0.62	~	~	流入水→焼却灰	0.17	~
	流入水→脱水汚泥	0.21	~	~	流入水→排ガス	0.02	~

平成14年度  
下水汚泥有効利用  
に伴うリスク評価に  
関する研究

独立行政法人  
土木研究所  
材料地盤研究  
グループ  
リサイクルチーム

※某流域下水道  
終末処理場  
におけるH14.10  
~H15.2の  
5ヶ月継続調査  
挙動分析結果



# 政令番号 243:バリウム及びその水溶性化合物

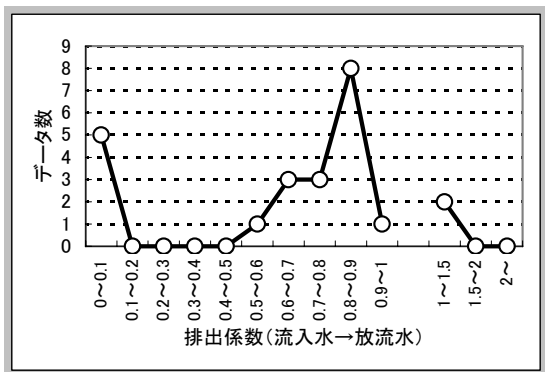
## 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査2	流入水→放流水	0.21	0.50	0.36	0.38	0.14	6
平成12年度	流入水→脱水汚泥	～					<3
PRTR実態調査	流入水→焼却灰	～					<3
	流入水→排ガス	～					<3
調査5	流入水→放流水	0.09		流入水→焼却灰		0.72	
	流入水→脱水汚泥	0.91		流入水→排ガス		0.15	
平成14年度 下水汚泥有効利用 に伴うリスク評価に 関する研究  独立行政法人 土木研究所 材料地盤研究 グループ リサイクルチーム  ※某流域下水道 終末処理場にお けるH14.10 ～H15.2の 5ヶ月継続調査 挙動分析結果	<pre> graph TD     In[流入下水 85.6%] --&gt; P[一次処理]     R[返流水 14.4%] --&gt; P     P --&gt; S[53.6%] --&gt; Sec[二次処理]     P --&gt; S1[初沈汚泥 46.4%] --&gt; ST[汚泥処理]     Sec --&gt; S2[余剰汚泥 44.8%] --&gt; ST     Sec --&gt; Out[放流水 8.8%]     ST --&gt; S3[排水 0.0%] --&gt; P     ST --&gt; S4[脱水汚泥 91.3%] --&gt; SI[汚泥焼却]     SI --&gt; S5[排水 4.0%] --&gt; P     SI --&gt; S6[焼却灰 72.4%]     SI --&gt; S7[排ガス 15.1%]     ST --&gt; S8[薬品類 0.0%]     ST --&gt; S9[給水 0.1%]     SI --&gt; S10[重油、NaOH 0.0%]     SI --&gt; S11[給水 0.1%]     </pre>						

# 政令番号 346:モリブデン及びその化合物

## 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



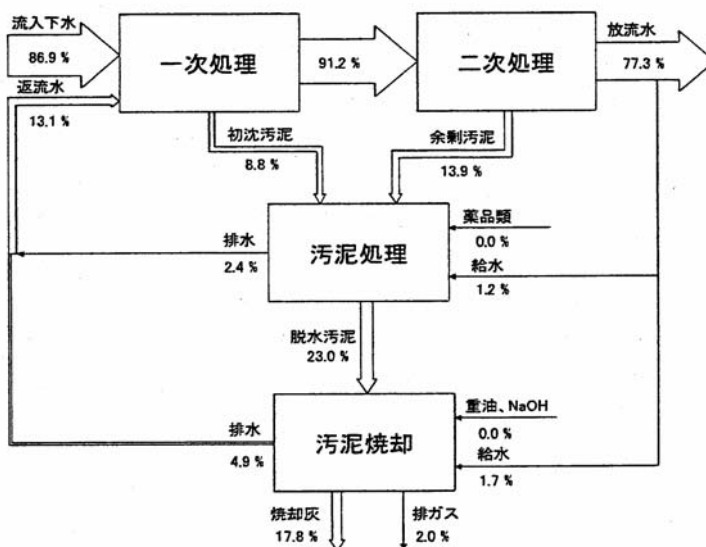
## 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.17	0.64	0.78	0.36	23
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥	~	~	~	~	~	~
	流入水→焼却灰	~	~	~	~	~	~
	流入水→排ガス	~	~	~	~	~	~
調査4	流入水→放流水	0.00	~ 0.92	0.44	0.47	0.34	13
調査5	流入水→放流水	0.77	~	流入水→焼却灰	~	0.18	~
	流入水→脱水汚泥	0.23	~	流入水→排ガス	~	0.02	~

平成14年度  
下水汚泥有効利用  
に伴うリスク評価に  
関する研究

独立行政法人  
土木研究所  
材料地盤研究  
グループ  
リサイクルチーム

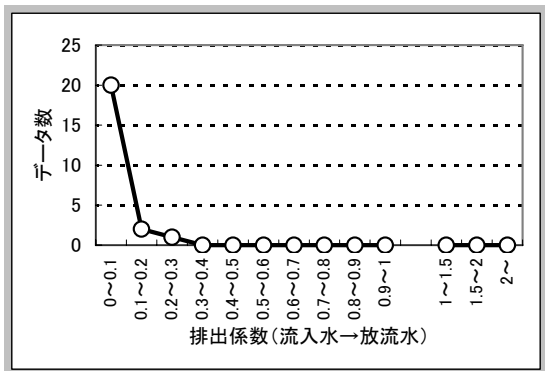
※某流域下水道  
終末処理場におけるH14.10  
~H15.2の  
5ヶ月継続調査  
挙動分析結果



## 政令番号 9: アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 0.20	0.02	0.00	0.06	23
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥		~				
	流入水→焼却灰		~				
	流入水→排ガス		~				

## 政令番号 16: 2-アミノエタノール

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査2	流入水→放流水	0.07	~ 0.58	0.31	0.28	0.21	3
平成12年度 PRTR実態調査	流入水→脱水汚泥		~				
	流入水→焼却灰		~				
	流入水→排ガス		~				

## 政令番号 24:直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

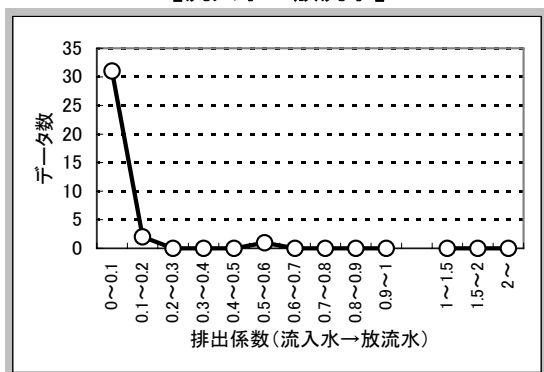
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査2 平成12年度 PRTR実態調査 (C=10)	流入水→放流水	0.01	0.30	0.06	0.02	0.08	16
	流入水→脱水汚泥	0.02	0.23	0.08	0.05	0.08	5
	流入水→焼却灰	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4
	流入水→排ガス	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4
調査2 平成12年度 PRTR実態調査 (C=11)	流入水→放流水	0.01	0.75	0.09	0.03	0.18	16
	流入水→脱水汚泥	0.05	0.76	0.23	0.13	0.27	5
	流入水→焼却灰	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4
	流入水→排ガス	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4
調査2 平成12年度 PRTR実態調査 (C=12)	流入水→放流水	0.02	0.19	0.07	0.07	0.04	14
	流入水→脱水汚泥	0.04	0.23	0.14	0.14	0.07	4
	流入水→焼却灰	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3
	流入水→排ガス	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3

## 政令番号 29:ビスフェノールA

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1 都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→放流水	0.00	0.57	0.03	0.00	0.10	34
	流入水→脱水汚泥	~					
	流入水→焼却灰	~					
	流入水→排ガス	~					

## 政令番号 47:エチレンジアミン四酢酸

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査2	流入水→放流水	0.43	～ 2.00	1.05	1.00	0.48	13
平成12年度	流入水→脱水汚泥	0.00	～ 0.00	0.00	0.00	0.00	5
PRTR実態調査	流入水→焼却灰	0.00	～ 0.00	0.00	0.00	0.00	4
	流入水→排ガス	0.00	～ 0.00	0.00	0.00	0.00	4

## 政令番号 54:エピクロロヒドリン

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査6	流入水→放流水	0.00		下水道への多量な化学物質の流入あり			

## 政令番号 56:1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査6	流入水→放流水	0.00		下水道への多量な化学物質の流入あり			

## 政令番号 59:p-オクチルフェノール

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	～ 0.00	0.00	0.00	0.00	13
都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→脱水汚泥		～				
	流入水→焼却灰		～				
	流入水→排ガス		～				

## 政令番号 61:ε-カプロラクタム

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査2	流入水→放流水	0.15	～ 0.38	0.24	0.18	0.10	3
平成12年度	流入水→脱水汚泥		～				<3
PRTR実態調査	流入水→焼却灰		～				<3
	流入水→排ガス		～				<3

## 政令番号 63:キシレン

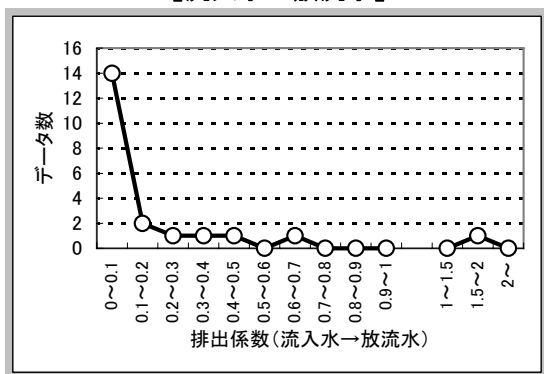
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1 都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→放流水	0.00	～ 0.83	0.18	0.00	0.32	13
	流入水→脱水汚泥	～					
	流入水→焼却灰	～					
	流入水→排ガス	～					
調査2 平成12年度 PRTR実態調査	流入水→放流水	0.00	～ 0.21	0.05	0.02	0.07	7
	流入水→脱水汚泥	0.00	～ 0.02	0.01	0.00	0.01	4
	流入水→焼却灰	0.00	～ 0.00	0.00	0.00	0.00	4
	流入水→排ガス	0.00	～ 0.01	0.00	0.00	0.00	4
調査3 平成9年度 土木研究所 VOC調査	流入水→放流水	0.00	～ 0.52	0.10	0.00	0.20	10
	流入水→脱水汚泥	0.00	～ 0.40	0.07	0.01	0.13	7
	流入水→排ガス	～					<3
	流入水→その他ガス	0.00	～ 0.40	0.06	0.02	0.11	10

## 政令番号 95:クロロホルム

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1 都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→放流水	0.00	～ 1.74	0.18	0.00	0.39	21
	流入水→脱水汚泥	～					
	流入水→焼却灰	～					
	流入水→排ガス	～					
調査2 平成12年度 PRTR実態調査	流入水→放流水	0.06	～ 1.60	0.38	0.26	0.38	16
	流入水→脱水汚泥	0.00	～ 0.01	0.00	0.00	0.00	6
	流入水→焼却灰	0.00	～ 0.00	0.00	0.00	0.00	5
	流入水→排ガス	0.00	～ 0.01	0.00	0.00	0.01	5
調査3 平成9年度 土木研究所 VOC調査	流入水→放流水	0.00	～ 0.77	0.24	0.20	0.19	12
	流入水→脱水汚泥	0.00	～ 0.02	0.01	0.00	0.01	4
	流入水→排ガス	0.00	～ 0.15	0.05	0.00	0.07	3
	流入水→その他ガス	0.01	～ 0.45	0.17	0.16	0.12	12



## 政令番号 135:1,2-ジクロロプロパン

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 0.75	0.25	0.00	0.35	3
都道府県および	流入水→脱水汚泥	~					
政令指定都市等の	流入水→焼却灰	~					
既往調査	流入水→排ガス	~					

## 政令番号 140:p-ジクロロベンゼン

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 1.80	0.19	0.00	0.45	17
都道府県および	流入水→脱水汚泥	~					
政令指定都市等の	流入水→焼却灰	~					
既往調査	流入水→排ガス	~					
調査3	流入水→放流水	0.00	~ 0.69	0.34	0.34	0.22	9
平成9年度	流入水→脱水汚泥	0.01	~ 0.08	0.04	0.03	0.03	4
土木研究所	流入水→排ガス	~					<3
VOC調査	流入水→その他ガス	0.00	~ 0.07	0.02	0.01	0.02	9

## 政令番号 172:N,N-ジメチルホルムアミド

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査6	流入水→放流水	0.00					下水道への多量な化学物質の流入あり

## 政令番号 205:テレフタル酸

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査6	流入水→放流水	0.24					下水道への多量な化学物質の流入あり

## 政令番号 227:トルエン

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1 都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→放流水	0.00	～ 1.01	0.09	0.00	0.25	17
	流入水→脱水汚泥	～					
	流入水→焼却灰	～					
	流入水→排ガス	～					
調査2 平成12年度 PRTR実態調査	流入水→放流水	0.00	～ 0.07	0.02	0.02	0.02	8
	流入水→脱水汚泥	0.00	～ 0.23	0.10	0.07	0.10	4
	流入水→焼却灰	0.00	～ 0.01	0.00	0.00	0.00	4
	流入水→排ガス	0.00	～ 0.00	0.00	0.00	0.00	4
調査3 平成9年度 土木研究所 VOC調査	流入水→放流水	0.00	～ 0.28	0.06	0.00	0.10	7
	流入水→脱水汚泥	0.00	～ 0.01	0.00	0.00	0.00	3
	流入水→排ガス	～					<3
	流入水→その他ガス	0.01	～ 1.08	0.24	0.04	0.36	7

## 政令番号 240:ニトロベンゼン

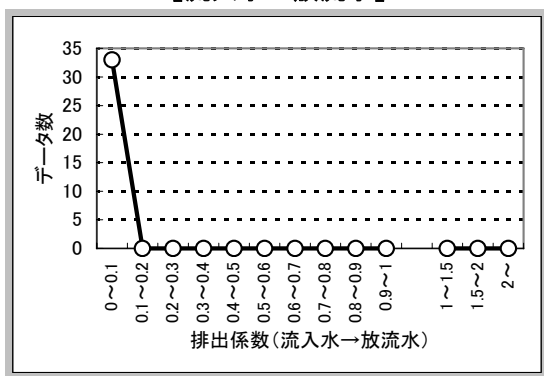
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査6	流入水→放流水	0.00					下水道への多量な化学物質の流入あり

## 政令番号 242:ノニルフェノール

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1 都道府県および 政令指定都市等の 既往調査	流入水→放流水	0.00	～ 0.00	0.00	0.00	0.00	33
	流入水→脱水汚泥	～					
	流入水→焼却灰	～					
	流入水→排ガス	～					

## 政令番号 254:ヒドロキノン

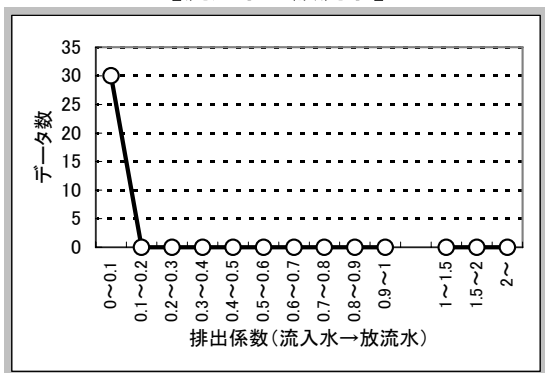
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査2	流入水→放流水	0.04	~ 0.25	0.18	0.20	0.07	10
平成12年度	流入水→脱水汚泥	~	~				<3
PRTR実態調査	流入水→焼却灰	~	~				<3
	流入水→排ガス	~	~				<3

## 政令番号 270:フタル酸ジ-n-ブチル

### 【排出係数の分布】

#### 【流入水→放流水】



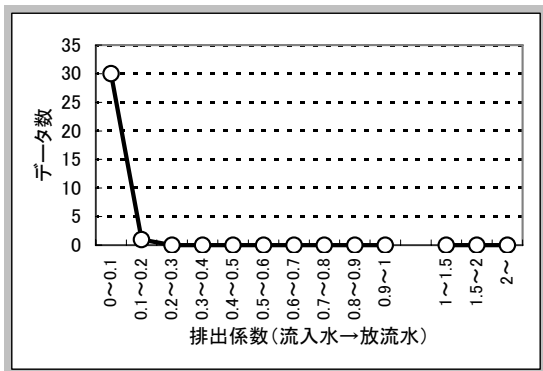
### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 0.00	0.00	0.00	0.00	30
都道府県および	流入水→脱水汚泥	~	~				
政令指定都市等の	流入水→焼却灰	~	~				
既往調査	流入水→排ガス	~	~				

## 政令番号 272:フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)

### 【排出係数の分布】

【流入水→放流水】



### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 0.20	0.01	0.00	0.03	31
都道府県および	流入水→脱水汚泥	~	~				
政令指定都市等の	流入水→焼却灰	~	~				
既往調査	流入水→排ガス	~	~				

## 政令番号 273:フタル酸 n-ブチル=ベンジル

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	~ 0.00	0.00	0.00	0.00	10
都道府県および	流入水→脱水汚泥	~	~				
政令指定都市等の	流入水→焼却灰	~	~				
既往調査	流入水→排ガス	~	~				

## 政令番号 307:ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査6	流入水→放流水	0.01					下水道への多量な化学物質の流入あり

## 政令番号 309:ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査1	流入水→放流水	0.00	～ 0.05	0.01	0.00	0.01	15
都道府県および	流入水→脱水汚泥	～					
政令指定都市等の	流入水→焼却灰	～					
既往調査	流入水→排ガス	～					

## 政令番号 310:ホルムアルデヒド

### 【排出係数一覧】

調査名称	排出係数の項目	排出係数の値					サンプル数
		最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差	
調査2	流入水→放流水	0.17	～ 9.69	2.88	1.53	3.10	12
平成12年度	流入水→脱水汚泥	0.00	～ 0.05	0.03	0.03	0.02	5
PRTR実態調査	流入水→焼却灰	0.00	～ 0.00	0.00	0.00	0.00	4
	流入水→排ガス	0.00	～ 0.03	0.01	0.00	0.01	4
調査3	流入水→放流水	0.00	～ 0.69	0.27	0.20	0.26	4
平成9年度	流入水→脱水汚泥	0.00	～ 0.05	0.02	0.01	0.02	3
土木研究所	流入水→排ガス	～					
VOC調査	流入水→その他ガス	0.00	～ 0.00	0.00	0.00	0.00	4

### 4-3. PRTR 届出対象外事業所の排出量原単位

PRTR 届出対象外事業所から下水処理場への流入量を把握する一つの目安として、平成14～16年度 PRTR データを用いて、業種別－化学物質別の排出量原単位を算出した。算出方法は次のとおりである。

- 事業所からの排出量は製造品出荷額等と関係があると推察されるが、PRTR データからは製造品出荷額等を把握することができない。事業所からの排出量と関係があると推察される他の指標としては、事業所の規模がある。

PRTR データから入手できる事業所の規模に関するデータとしては、各事業所の従業者数があることから、排出量原単位については「従業者1人あたり下水道への移動量」を捉えることとした。

- 各事業所について、化学物質別に従業者1人あたり下水道への移動量(単位:(kg/年)/人)を算出し、集計を行った。
- 少なくとも1業種－1化学物質について1年あたり届出数 10 以上の項目を抽出し、表-4.4 に統計値を整理した。

表-4.4 に示すように、算出された排出量原単位は大きな幅を有した値であるが、下水処理場への流入量を把握する一つの目安として活用していくとよい。

表-4.4(1) 業種別－化学物質別の従業者1人あたりの下水道への移動量

業種	政令番号	物質名	従業者1人あたり下水道への移動量((kg/年)/人)			
			届出数	中央値	最小値	～ 最大値
繊維工業	43	エチレングリコール	32	25.8	0.047	～ 1,142.9
	307	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル	48	25.6	0.029	～ 181.0
	309	ポリ(オキシエチレン)＝ニルフェニルエーテル	44	15.6	0.0057	～ 615.4
パルプ・紙・紙加工品製造業	304	ほう素及びその化合物	34	0.12	0.0038	～ 0.62
窯業・土石製品製造業	304	ほう素及びその化合物	23	0.073	0.00056	～ 1.67
非鉄金属製造業	230	鉛及びその化合物	51	0.0060	0.00010	～ 0.45
	232	ニッケル化合物	27	1.21	0.00051	～ 11.8
	283	ふっ化水素及びその水溶性塩	27	0.55	0.14	～ 1.67
金属製品製造業	1	亜鉛の水溶性化合物	98	0.29	0.0010	～ 47.8
	68	クロム及び3価クロム化合物	82	0.066	0.00025	～ 2.56
	69	6価クロム化合物	81	0.021	0.0013	～ 0.74
	108	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	46	0.034	0.0011	～ 0.46
	207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	54	0.18	0.0011	～ 4.10
	230	鉛及びその化合物	53	0.0077	0.00071	～ 0.065
	231	ニッケル	22	0.015	0.00038	～ 2.25
	232	ニッケル化合物	253	0.32	0.0015	～ 97.5
	283	ふっ化水素及びその水溶性塩	26	1.00	0.0011	～ 9.71
電気機械器具製造業	304	ほう素及びその化合物	39	1.27	0.0013	～ 114.3
	16	2-アミノエタノール	41	3.10	0.0016	～ 103.1
	207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	75	0.10	0.0053	～ 22.4
	230	鉛及びその化合物	46	0.0037	0.00011	～ 0.15
	231	ニッケル	18	0.088	0.00016	～ 2.69
	232	ニッケル化合物	79	0.021	0.00026	～ 27.3
	283	ふっ化水素及びその水溶性塩	132	1.05	0.00022	～ 72.5
	304	ほう素及びその化合物	23	0.15	0.012	～ 13.4
	311	マンガン及びその化合物	26	0.0058	0.00042	～ 2.97

表-4.4(2) 業種別－化学物質別の従業者1人あたりの下水道への移動量

業種	政令 番号	物質名	従業者1人あたり下水道への移動量((kg/年)/人)			
			届出数	中央値	最小値	～ 最大値
輸送用機械器具製造業	1	亜鉛の水溶性化合物	28	0.032	0.0016	～ 4.28
	63	キシレン	26	0.023	0.00024	～ 2.55
	227	トルエン	24	0.29	0.0070	～ 3.18
	232	ニッケル化合物	59	0.091	0.0024	～ 26.0
	311	マンガン及びその化合物	21	0.029	0.00062	～ 2.63
化学工業	1	亜鉛の水溶性化合物	65	0.16	0.00024	～ 21.7
	3	アクリル酸	44	0.062	0.0011	～ 83.9
	12	アセトニトリル	56	0.99	0.00058	～ 129.6
	15	アニリン	26	1.36	0.064	～ 17.3
	16	2-アミノエタノール	119	0.10	0.00036	～ 289.9
	24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	111	0.38	0.00069	～ 399.2
	43	エチレングリコール	234	0.64	0.00063	～ 304.3
	54	エピクロロヒドリン	29	0.031	0.0013	～ 666.7
	63	キシレン	93	0.17	0.00037	～ 62.7
	67	クレゾール	24	0.56	0.0026	～ 8.60
	95	クロロホルム	44	0.69	0.0013	～ 518.5
	113	1,4-ジオキサン	25	2.29	0.025	～ 87.6
	145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	50	0.062	0.00058	～ 89.7
	166	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	34	0.25	0.0011	～ 19.3
	172	N,N-ジメチルホルムアミド	78	0.50	0.0013	～ 407.6
	177	スチレン	43	0.16	0.0019	～ 87.9
	179	ダイオキシン類	74	0.00029	0.000000064	～ 0.051
	181	チオ尿素	27	0.12	0.0043	～ 10.0
	207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	37	0.037	0.00067	～ 2.50
	227	トルエン	167	0.67	0.00049	～ 370.4
	230	鉛及びその化合物	27	0.0082	0.0021	～ 0.32
	232	ニッケル化合物	61	0.12	0.00068	～ 19.5
	251	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウムクロリド	23	0.070	0.0021	～ 11.8
	253	ヒドラジン	26	0.22	0.00065	～ 52.2
	254	ヒドロキノン	29	1.12	0.0028	～ 29.0
	259	ピリジン	31	1.21	0.00067	～ 41.4
	266	フェノール	62	0.37	0.0032	～ 23.0
	283	ふっ化水素及びその水溶性塩	59	0.35	0.00090	～ 115.0
	304	ほう素及びその化合物	73	0.13	0.0013	～ 16.3
	307	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル	215	0.31	0.0024	～ 4,555.6
	308	ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニルエーテル	43	0.033	0.00080	～ 1.10
	309	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル	198	0.26	0.00035	～ 75.0
	310	ホルムアルデヒド	70	1.18	0.0038	～ 409.1
	311	マンガン及びその化合物	31	0.14	0.0013	～ 8.09
313	無水マレイン酸	22	0.15	0.0021	～ 6.25	
346	モリブデン及びその化合物	30	1.46	0.00080	～ 72.7	
その他の製造業	232	ニッケル化合物	28	0.14	0.0014	～ 19.0
自動車卸売業	43	エチレングリコール	50	3.65	0.29	～ 52.4
洗濯業	24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	30	0.90	0.033	～ 54.2
	200	テトラクロロエチレン	50	0.0083	0.0021	～ 3.70
	307	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル	30	3.25	0.0093	～ 51.6
自動車整備業	43	エチレングリコール	284	4.06	0.44	～ 214.3
一般廃棄物処理業	179	ダイオキシン類	270	0.00010	0.0000000015	～ 0.73
高等教育機関	95	クロロホルム	36	0.0042	0.000057	～ 0.15
	145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	18	0.0017	0.00010	～ 0.10
自然科学研究所	12	アセトニトリル	15	0.082	0.016	～ 4.00
	95	クロロホルム	17	0.0087	0.00034	～ 0.30

※「下水道への移動量」に関して、1業種－1化学物質について1年あたり届出数10以上の項目について算出  
 ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年  
 データ年度:H14届出(H13データ)～H16届出(H15データ)

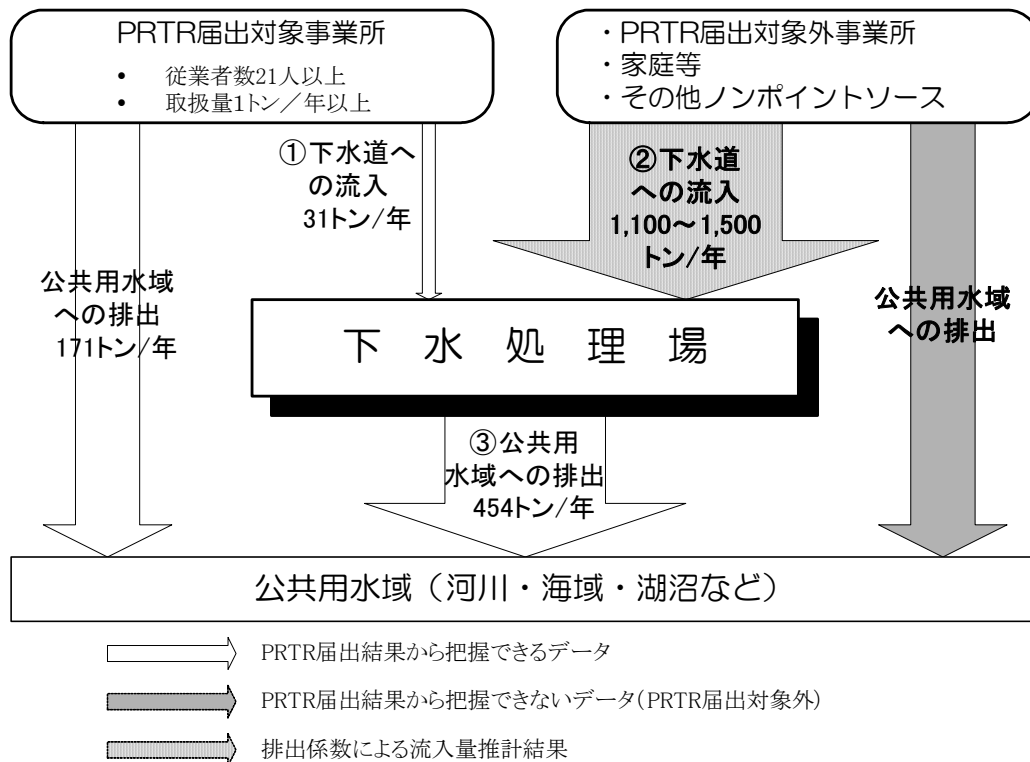
#### 4-4. 下水道をとりまく化学物質の把握

下水道のPRTR届出対象化学物質のうち、下水処理場への流入水質の測定値がほぼ定量下限値未満である下記の3物質以外の27物質について、本編2-1節の亜鉛の水溶性化合物と同様の検討方法により、検討を行った。

- 水銀及びその化合物
- ダイオキシン類
- ポリ塩化ビフェニル(PCB)

以下、平成16年度PRTR届出結果(全国値)を用いて作成した、我が国における下水処理場を中心とした流出入関係図を示す。

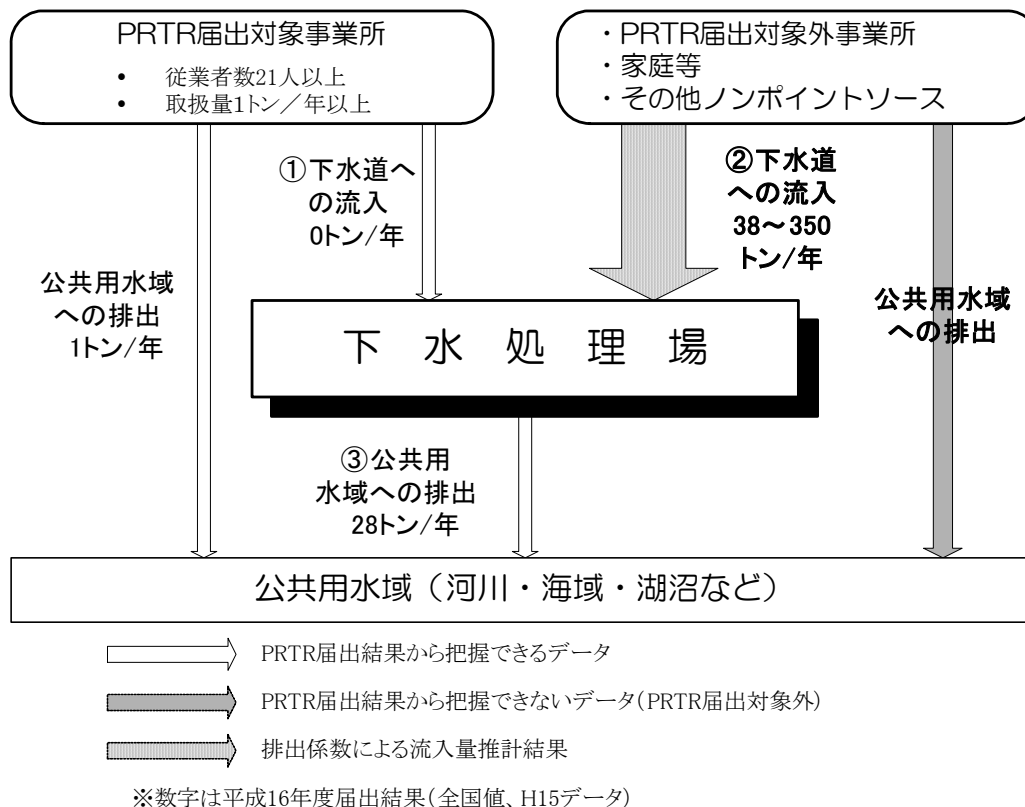
##### 1. 亜鉛の水溶性化合物(本編図-2.2 再掲)



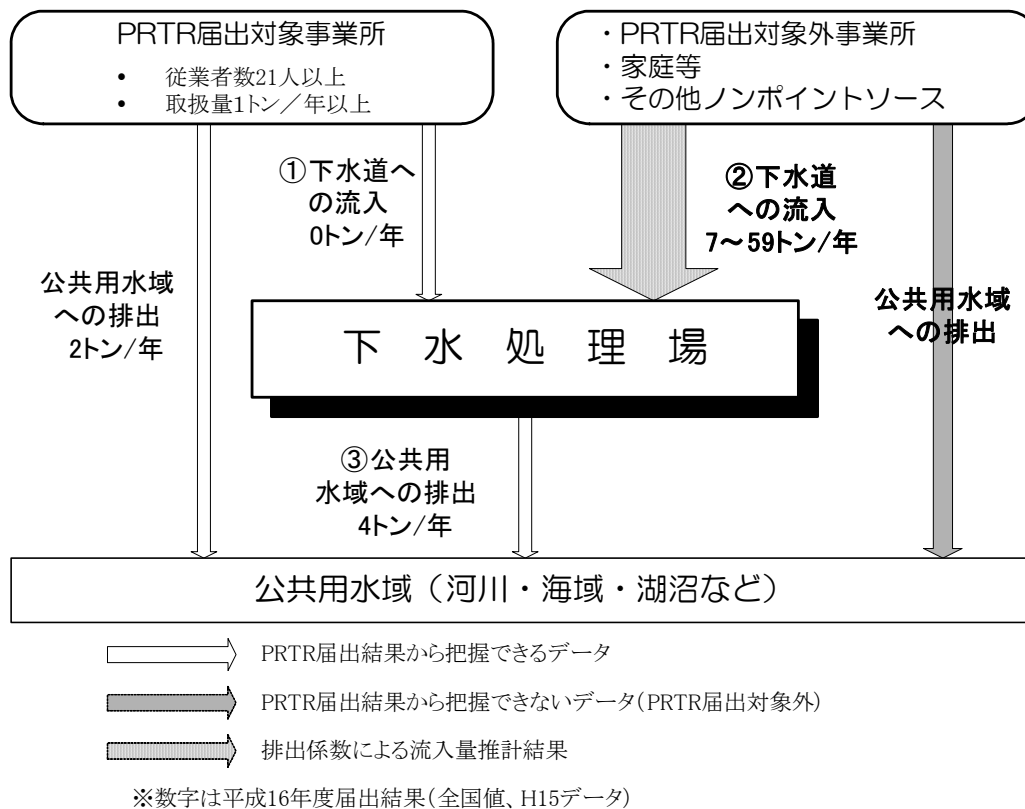
※数字は平成16年度届出結果(全国値、H15データ)



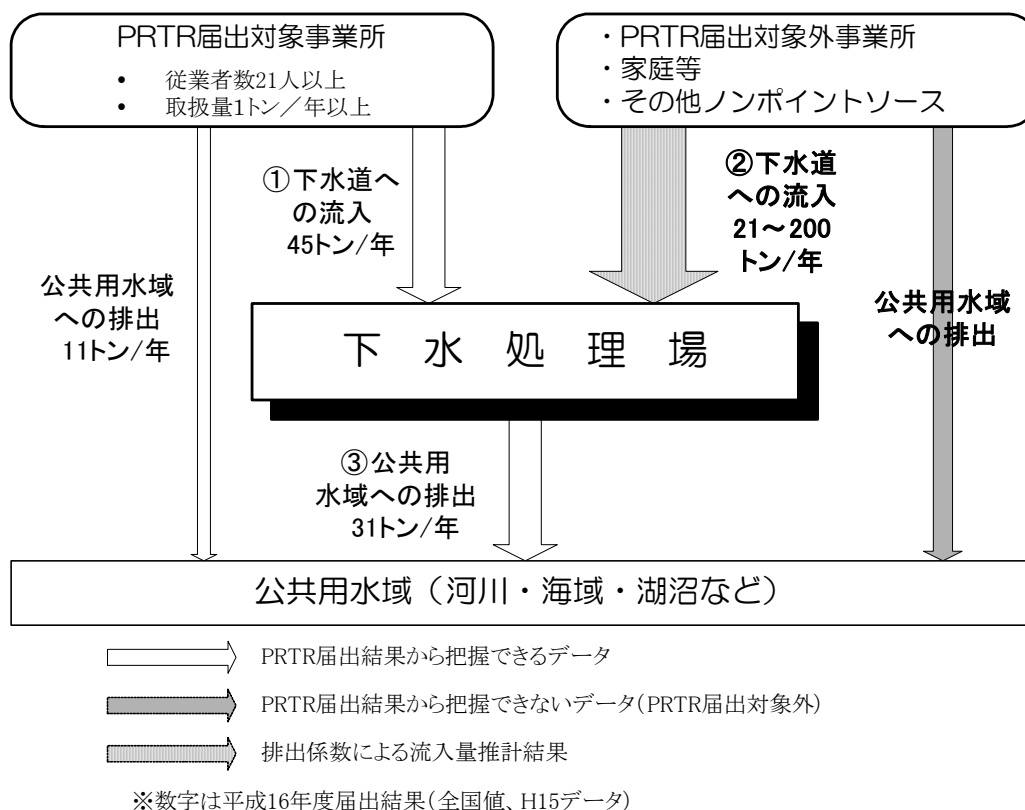
## 2. EPN



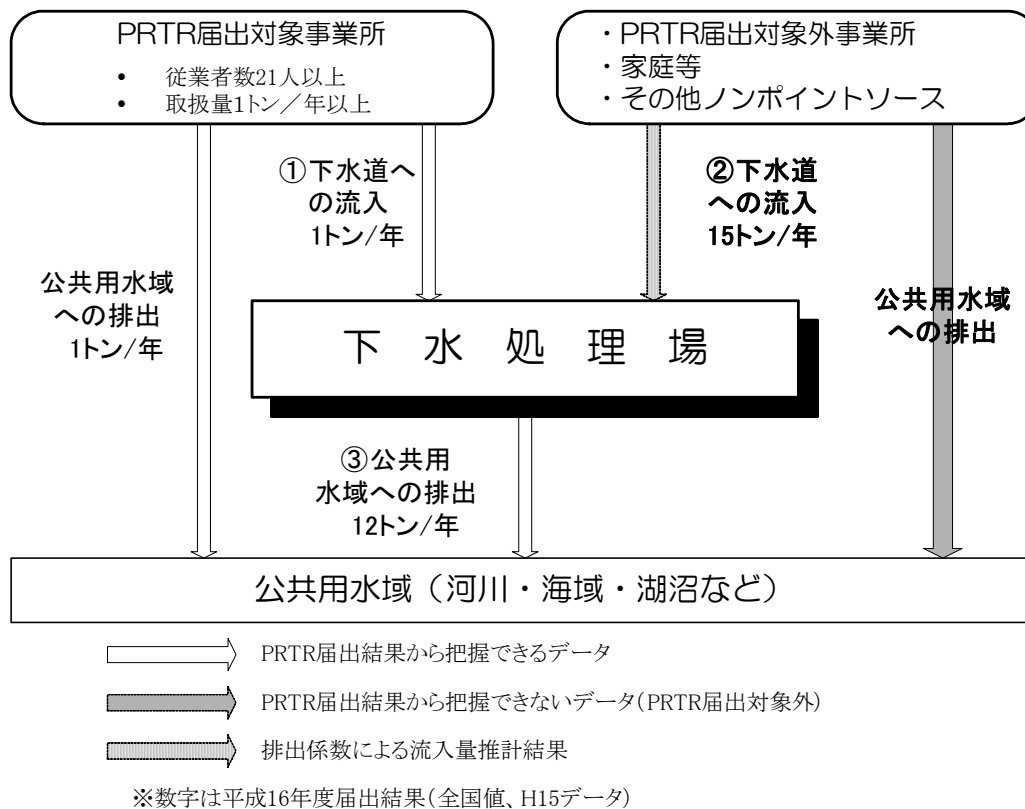
## 3. カドミウム及びその化合物



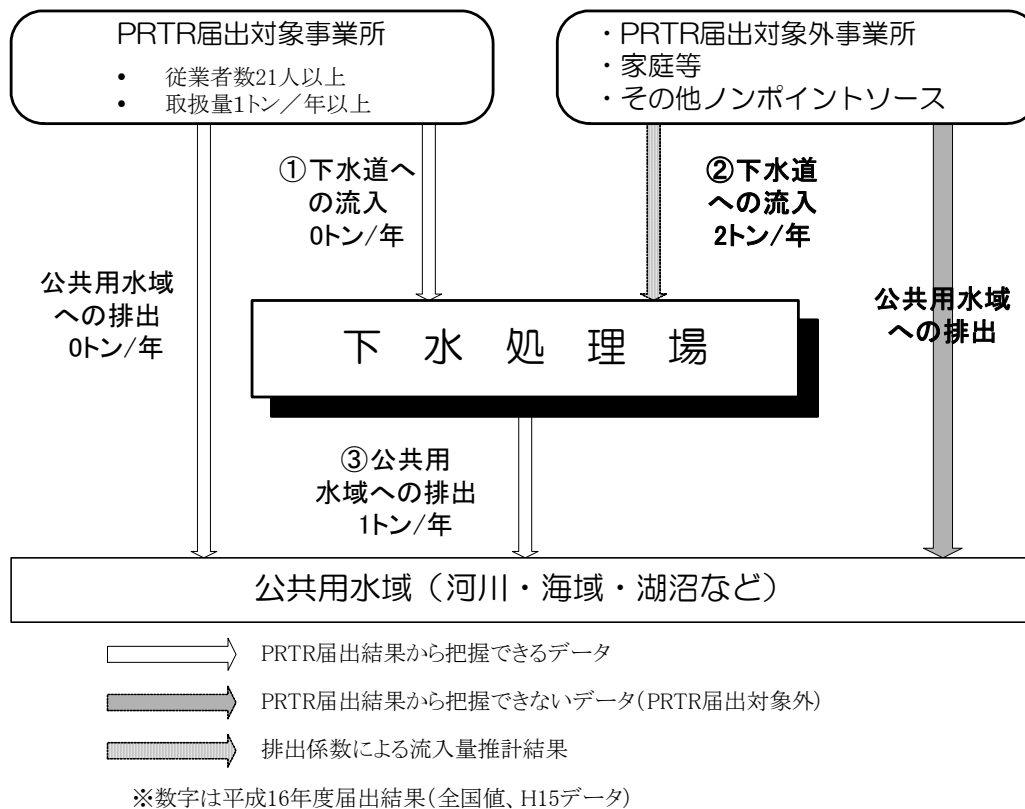
#### 4. クロム及び3価クロム化合物



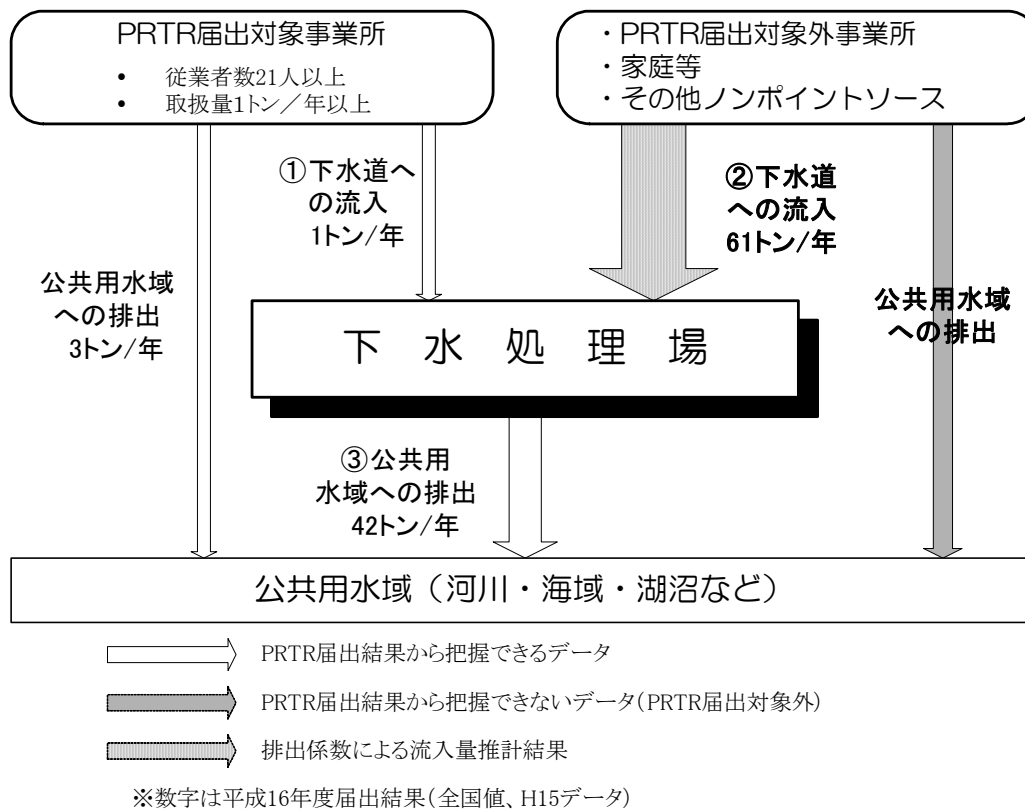
#### 5. 6価クロム化合物



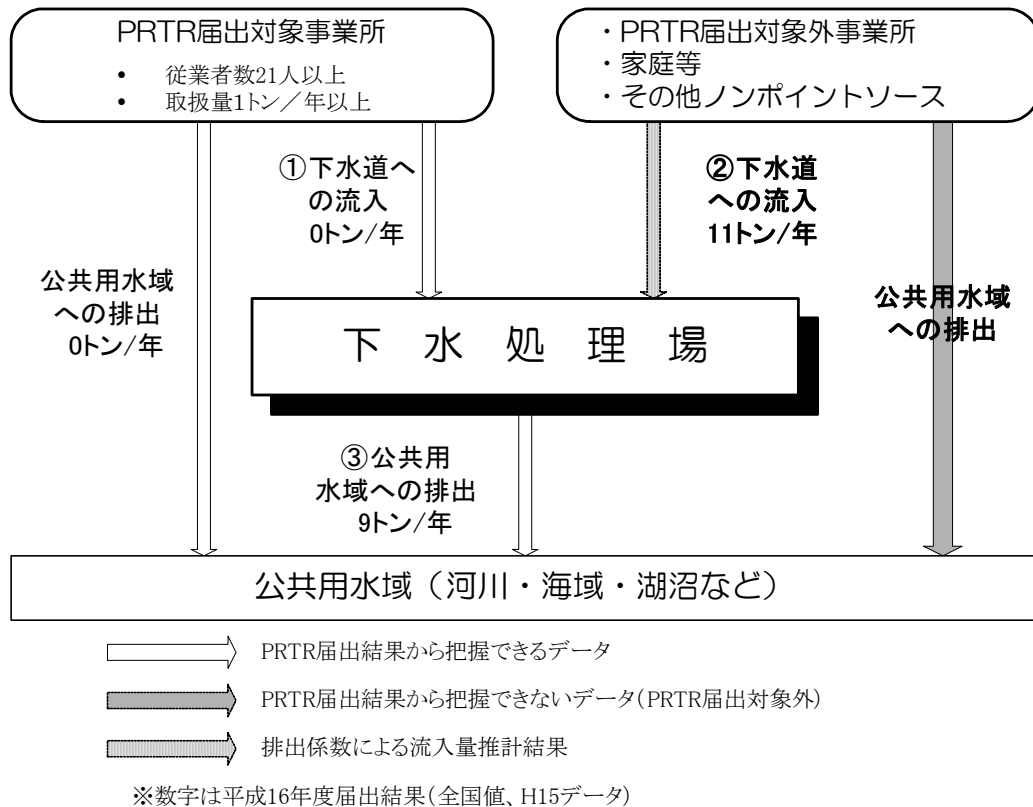
## 6. シマジン又はCAT



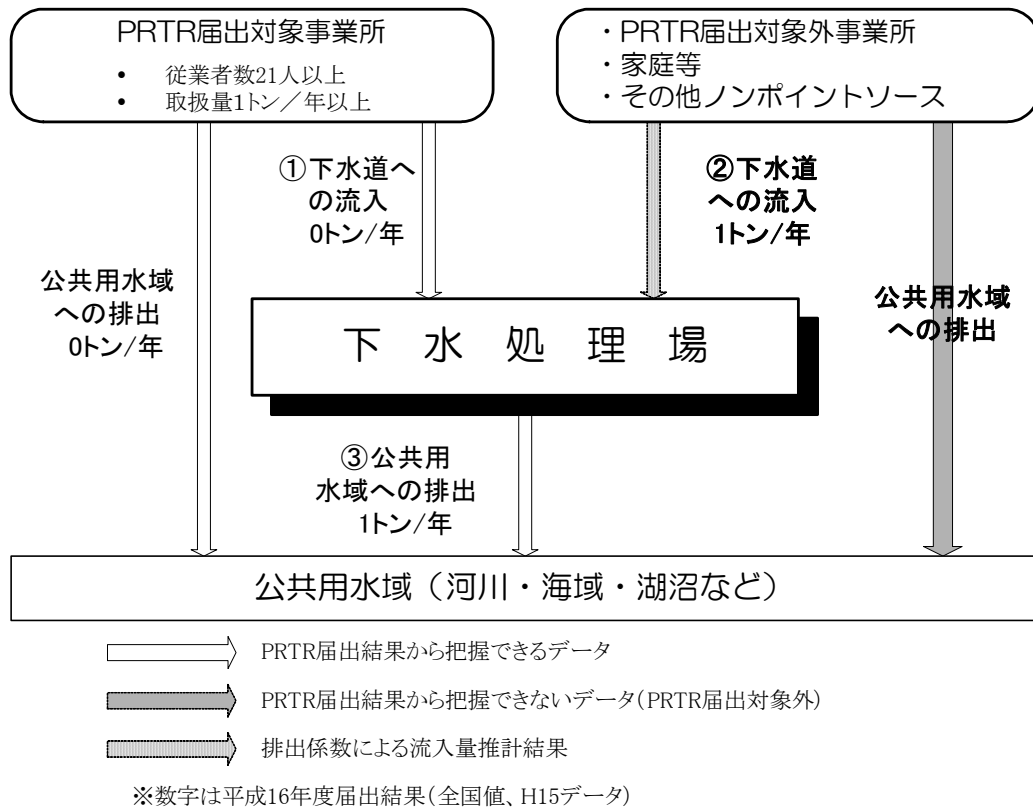
## 7. 無機シアン化合物



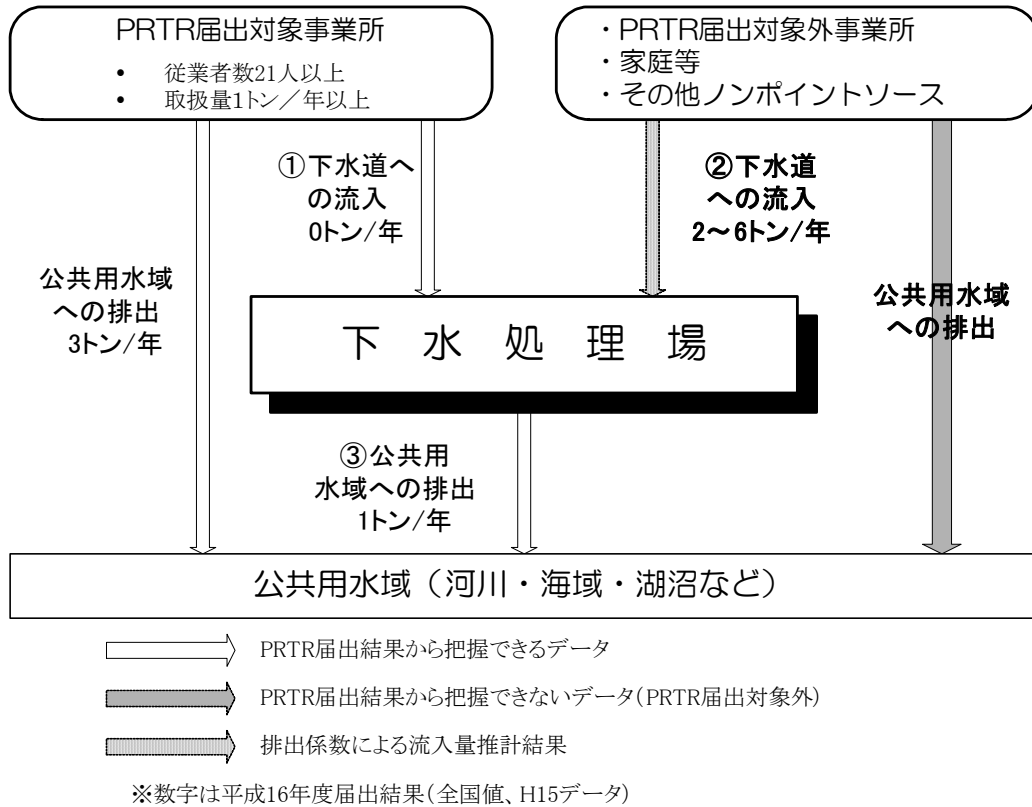
## 8. チオベンカルブ又はベンチオカーブ



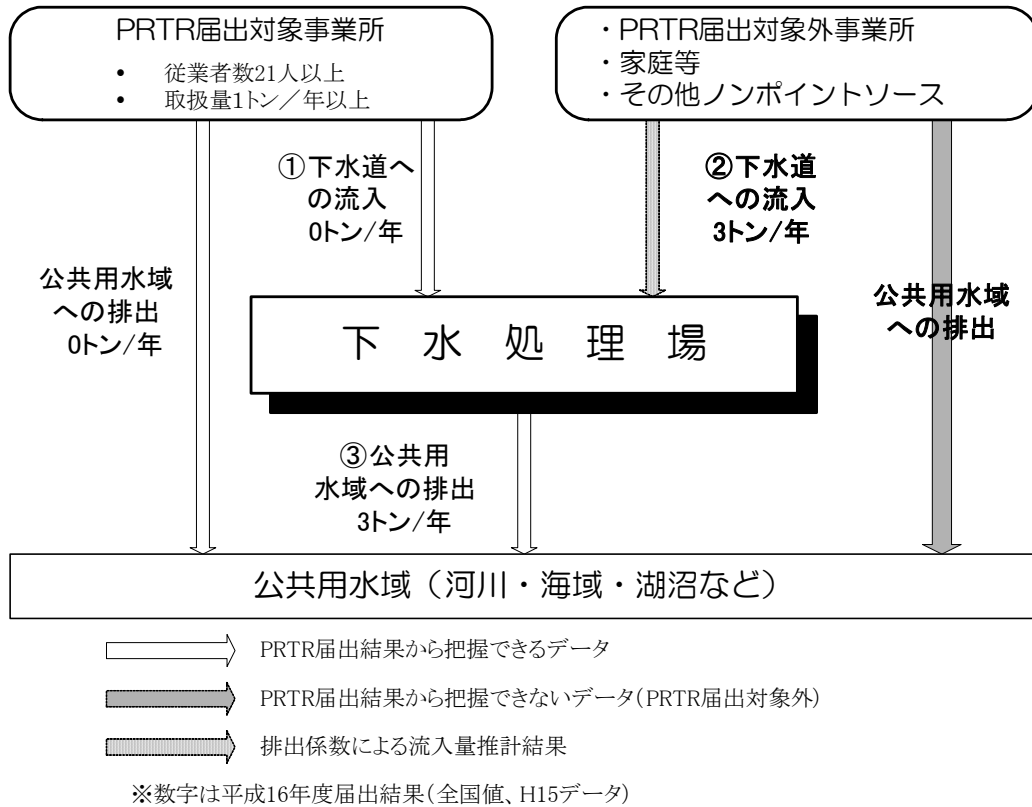
## 9. 四塩化炭素



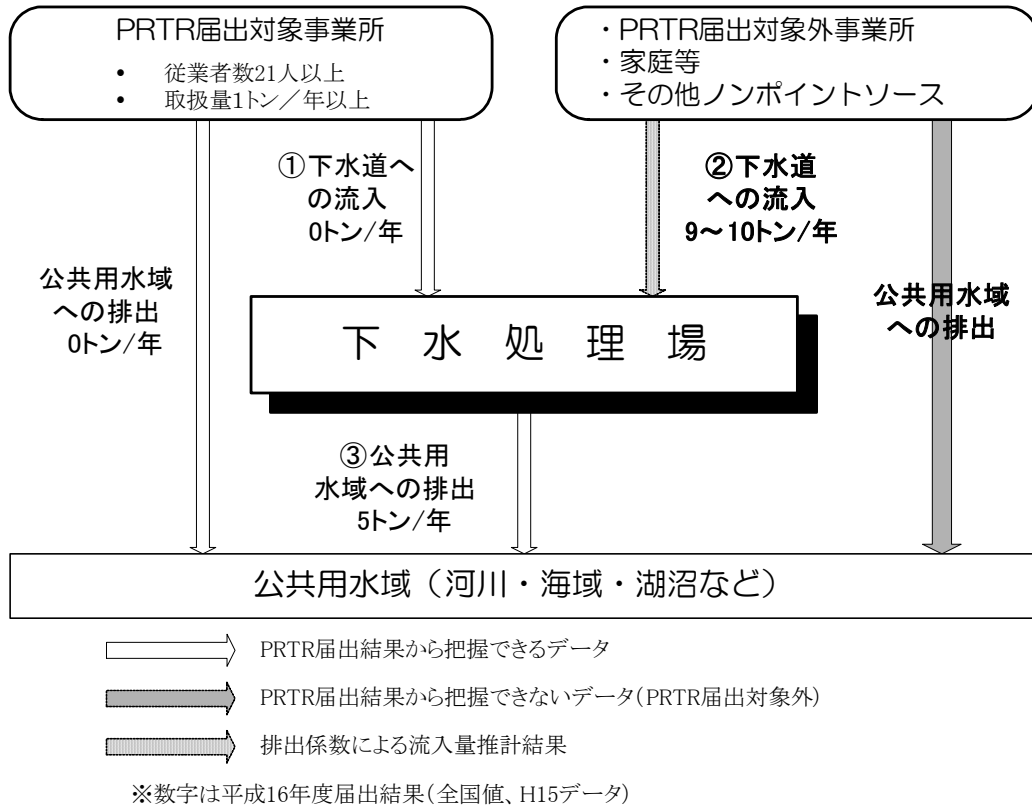
### 10. 1,2-ジクロロエタン



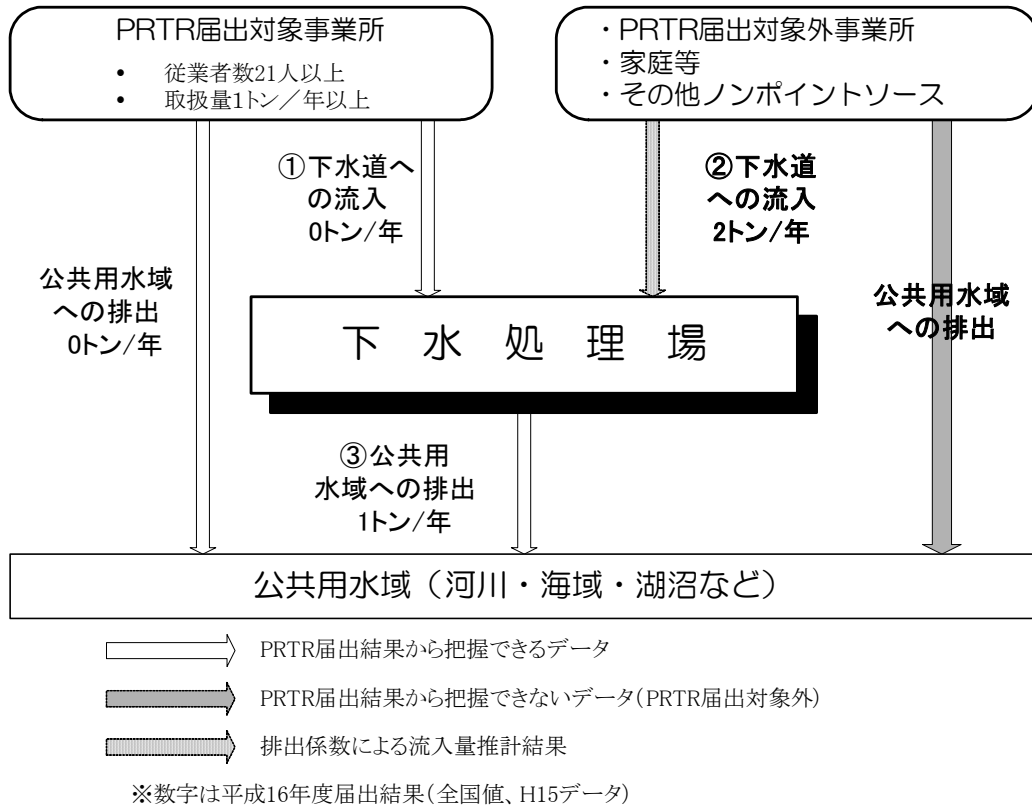
### 11. 1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)



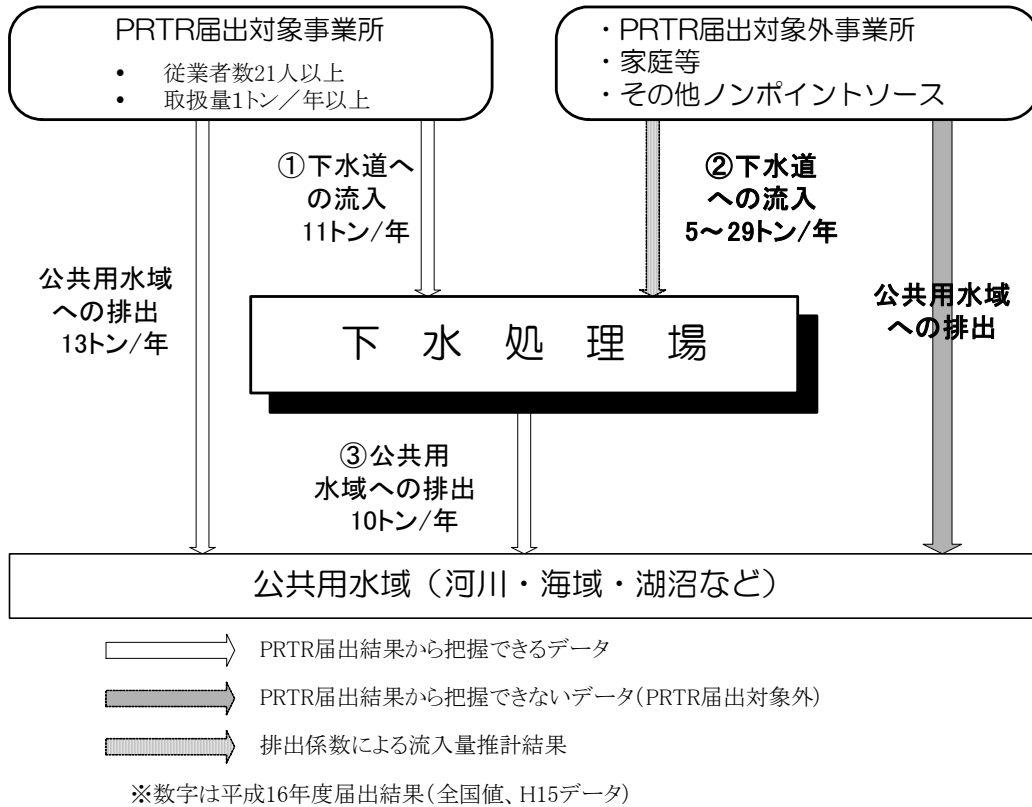
## 12. cis-1,2-ジクロロエチレン



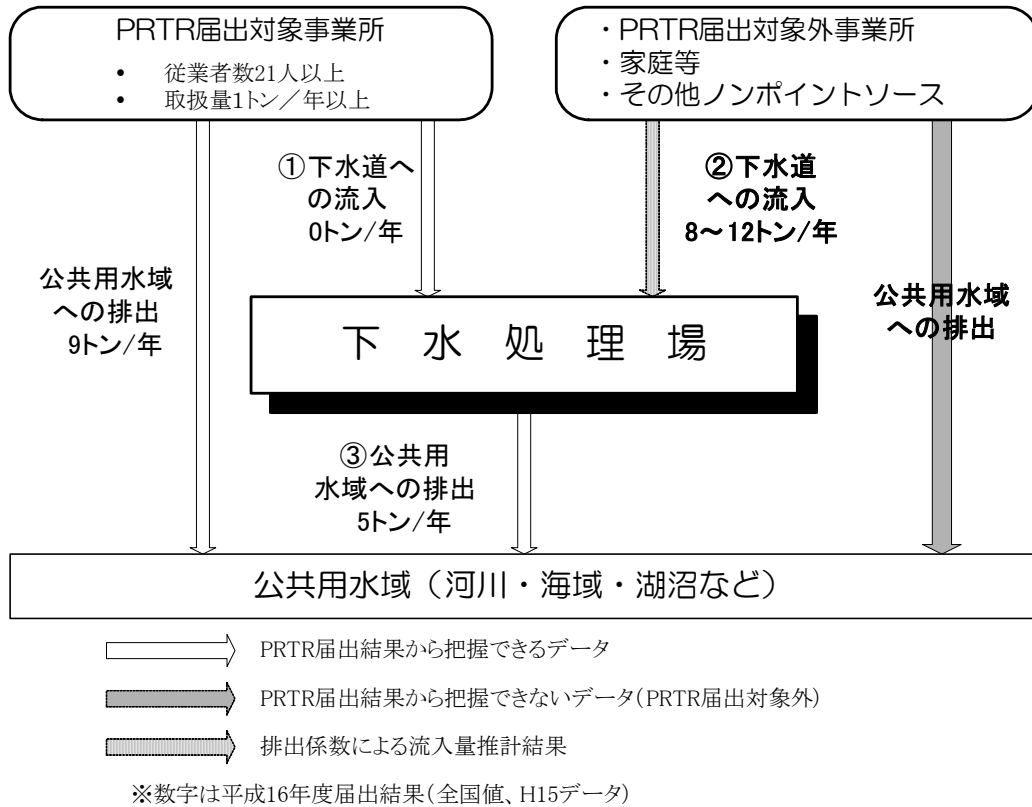
## 13. 1,3-ジクロロプロペン (別名D-D)



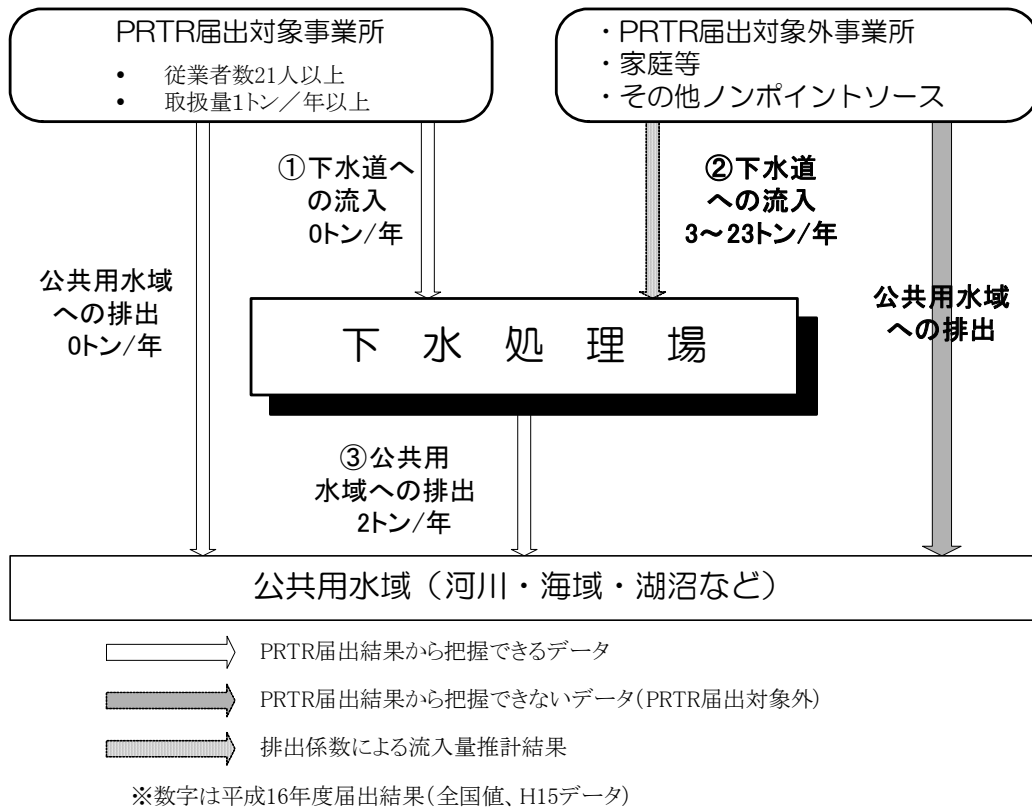
#### 14. ジクロロメタン(別名塩化メチレン)



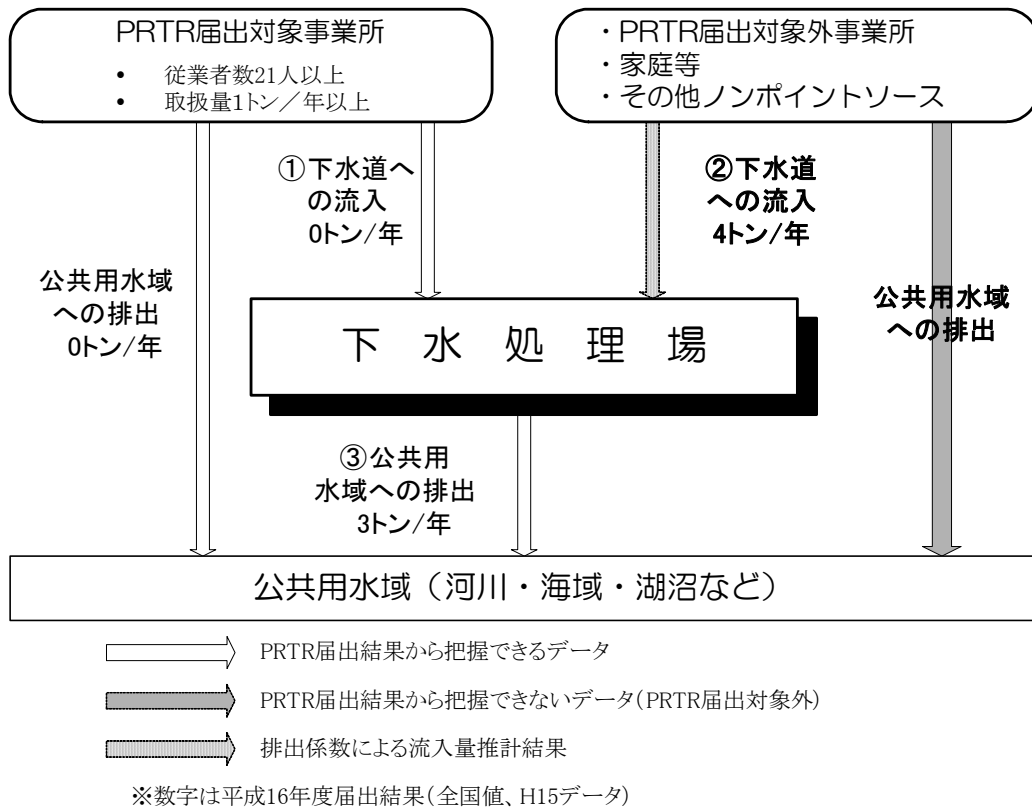
#### 15. セレン及びその化合物



## 16. テトラクロロエチレン

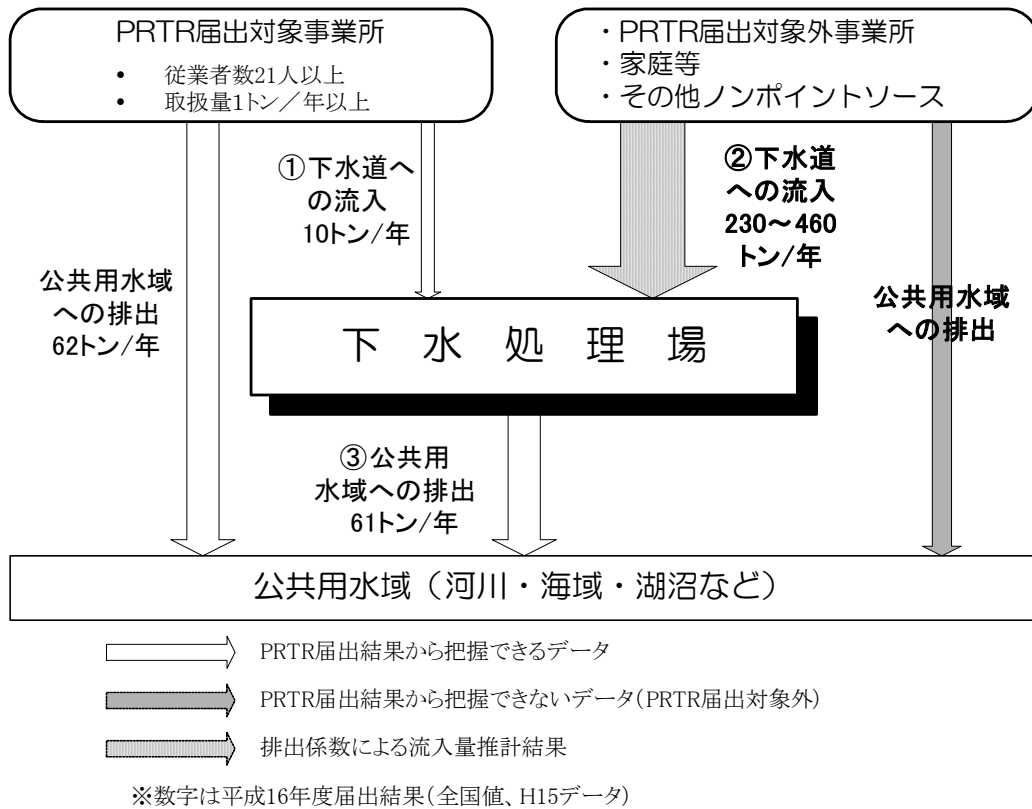


## 17. チウラム又はチラム

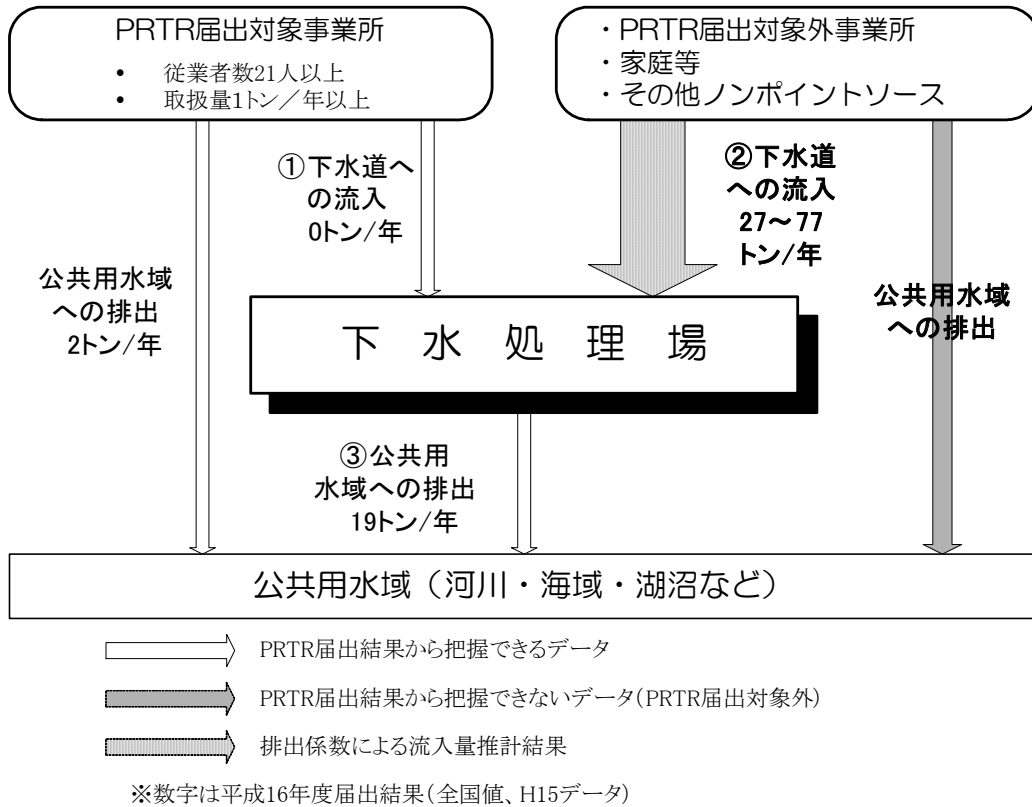




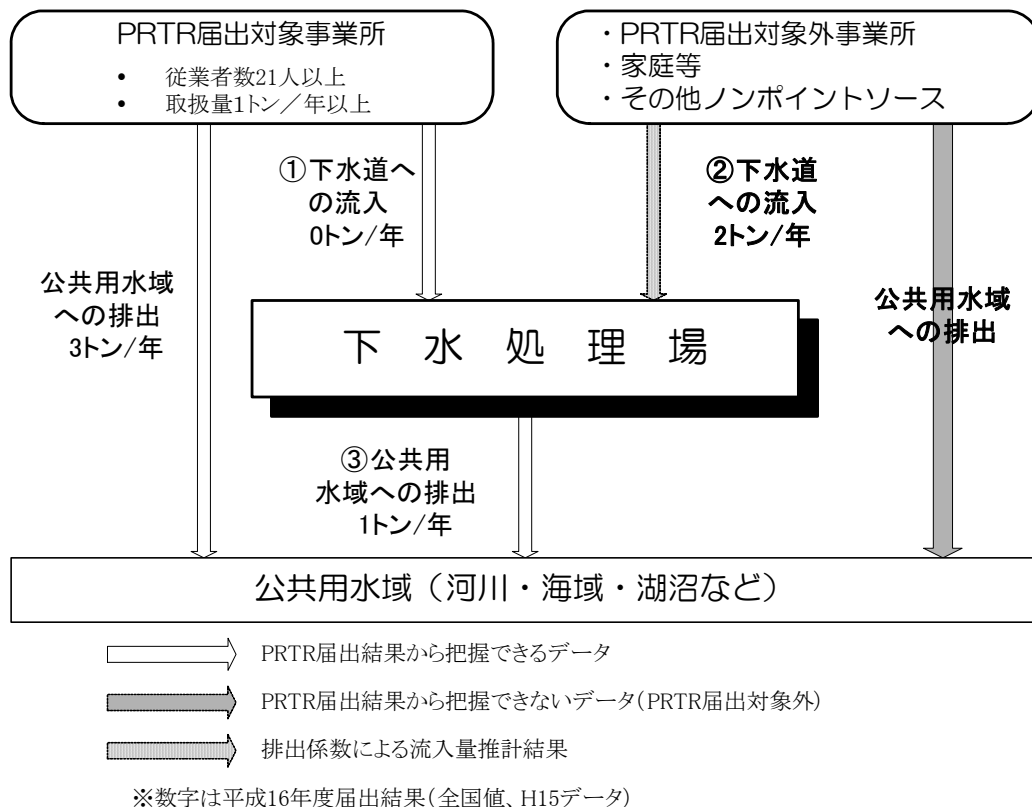
18. 銅水溶性塩(錯塩を除く。)



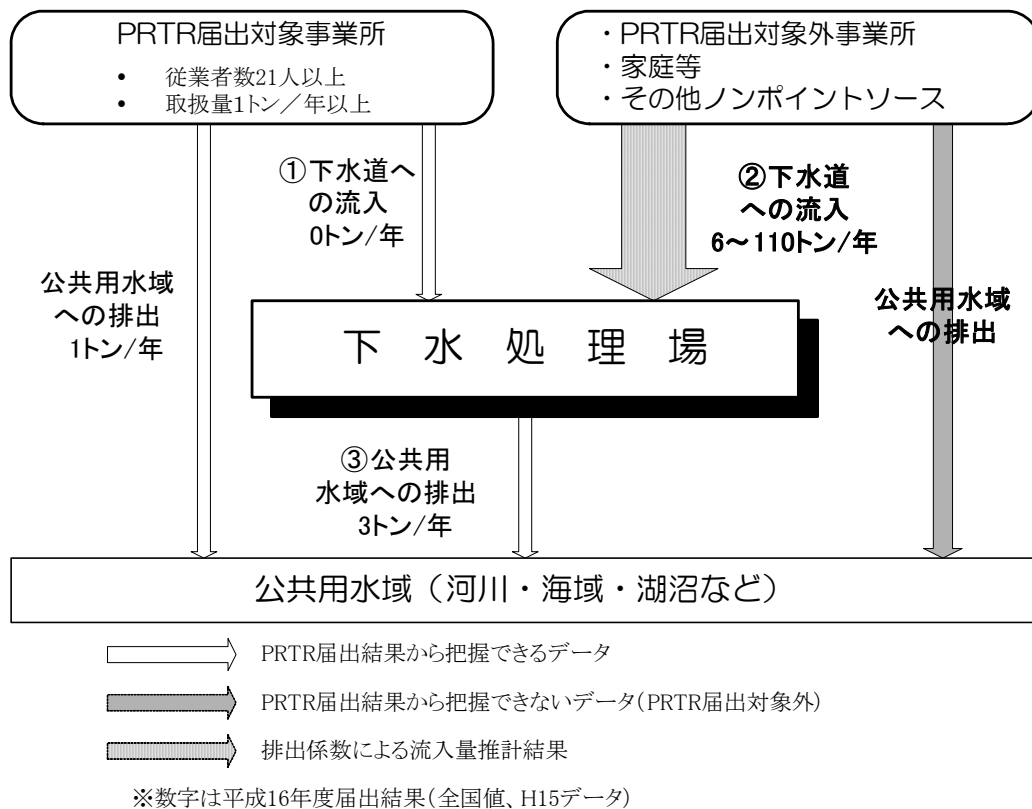
19. 1,1,1-トリクロロエタン



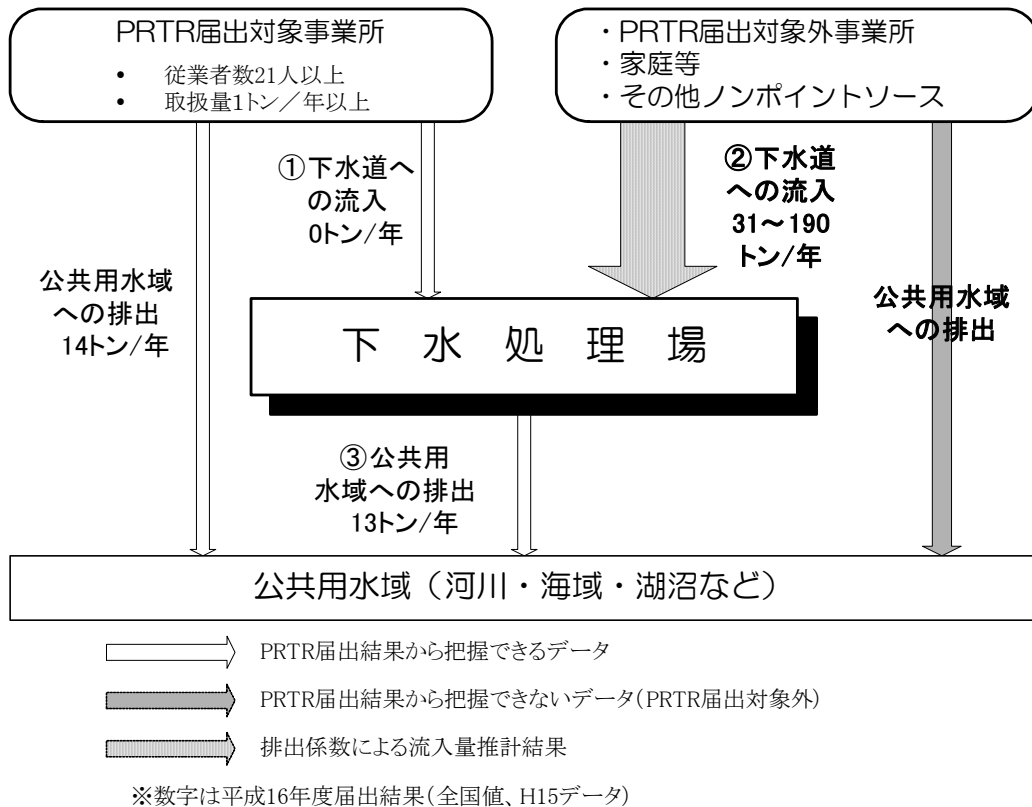
## 20. 1,1,2-トリクロロエタン



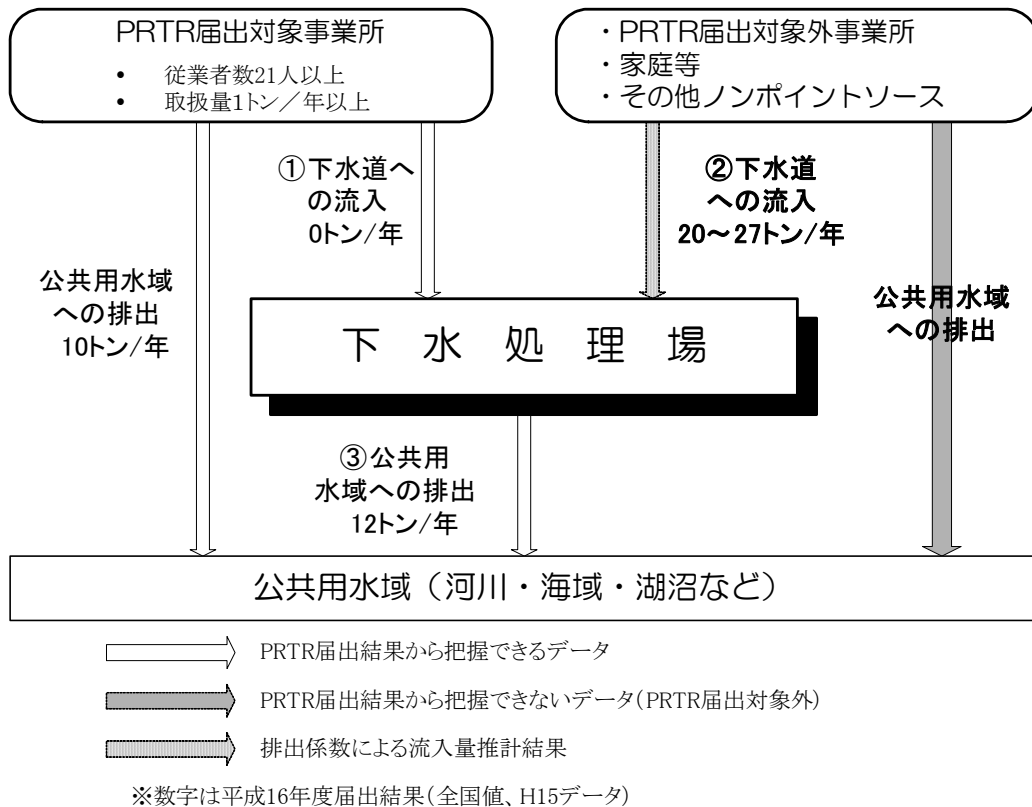
## 21. トリクロロエチレン



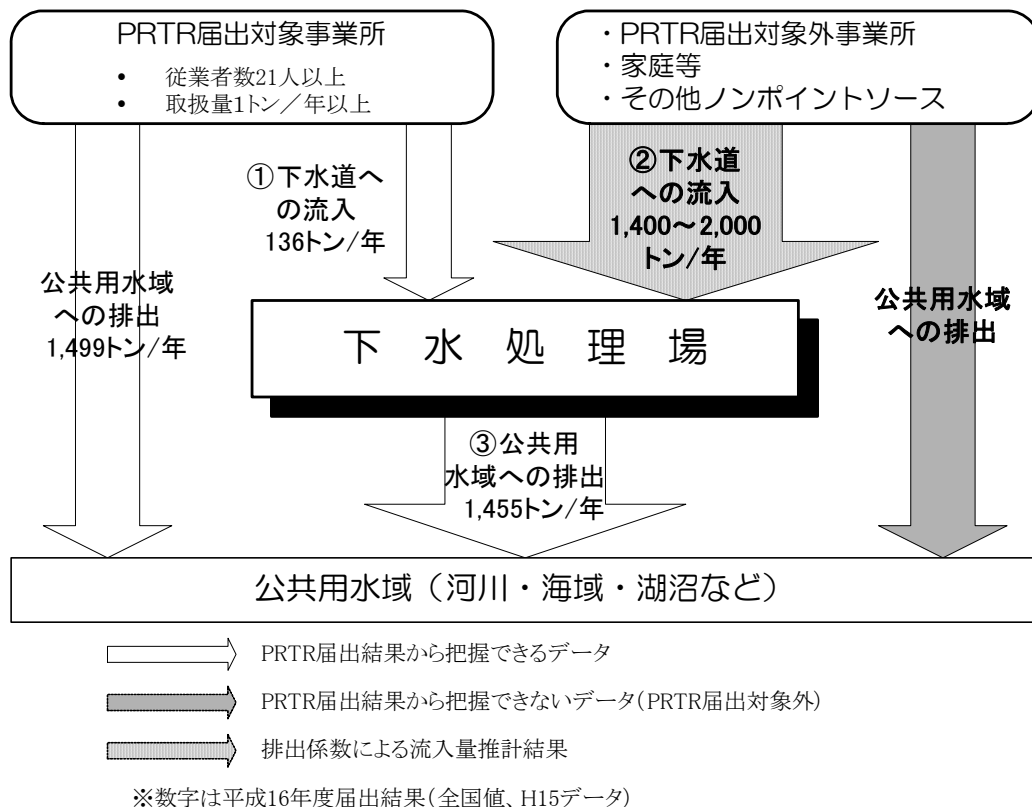
## 22. 鉛及びその化合物



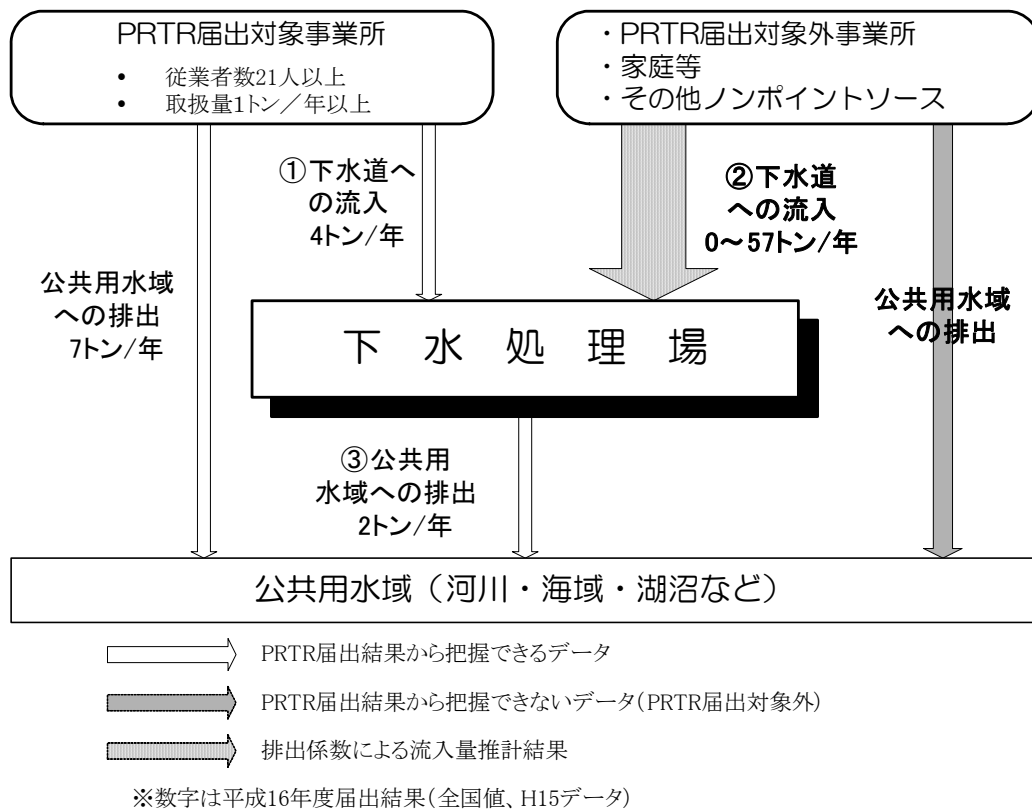
## 23. 砒素及びその無機化合物



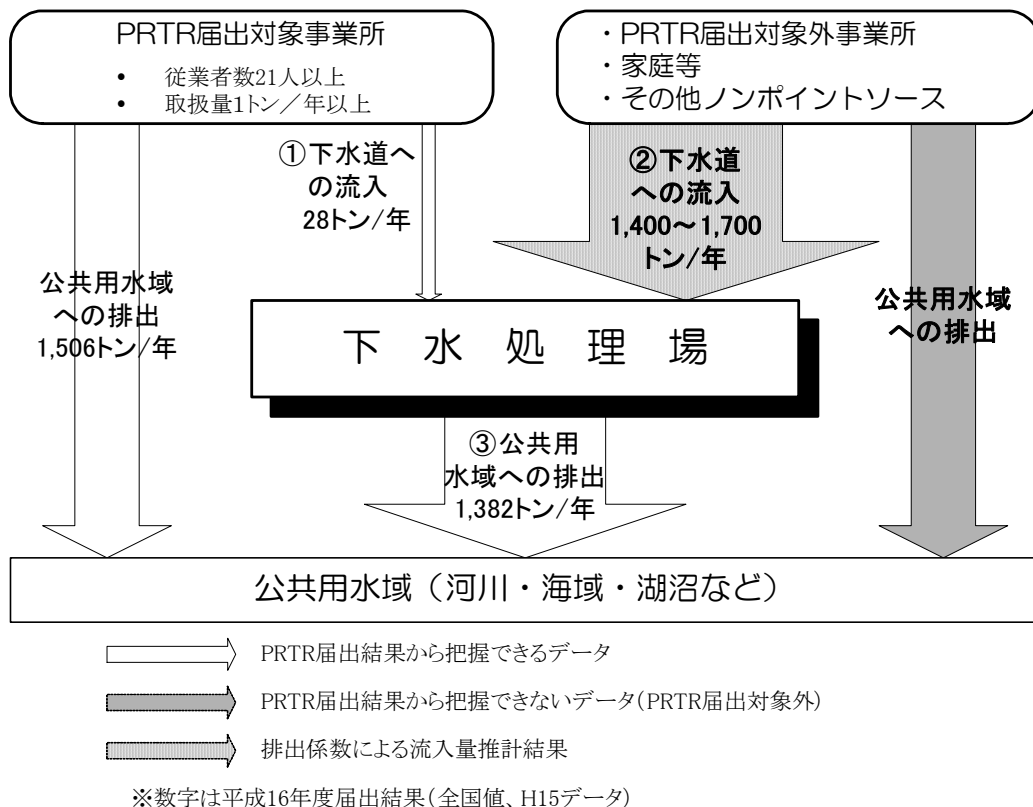
## 24. ふっ化水素及びその水溶性塩



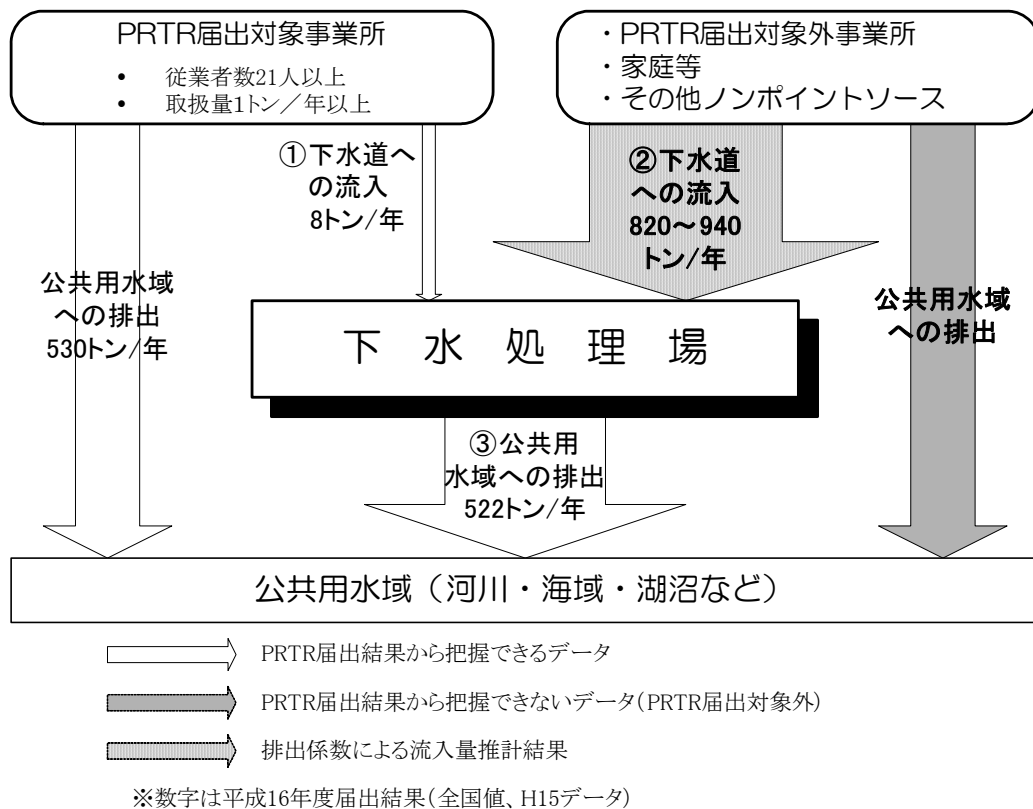
## 25. ベンゼン



## 26. ほう素及びその化合物



## 27. マンガン及びその化合物



## 5. PRTR 届出等に関する Q&A

PRTR 届出等に関して想定される疑問点、問題点等について、下記の Q&A を抜粋しとりまとめた。

- 下水道における化学物質リスク管理の手引き(案)、(社)日本下水道協会、平成 13 年 5 月 → 本文中「手引き(案)」として表記
- 経済産業省・環境省「PRTR排出量等算出マニュアル 第3版」、平成 16 年 1 月作成 → 本文中「マニュアル」として表記

### 【想定質問】

想定質問		参照	資料編 ページ
<b>1. 事業者等の定義について</b>			
Q1-1	化管法における「事業者」及び「事業所」の定義を、下水道の場合について具体的に示してもらいたい。	手引き(案) Q1-1 修正	131
Q1-2	下水道で PRTR 制度の届出が義務となる要件について、具体的に示してもらいたい。	手引き(案) Q1-2 修正	131
Q1-3	対象業種に属する事業所の接続がないことが明らかな下水道の場合。	マニュアル Q118	132
Q1-4	ダイオキシン類に関する事業者の要件	—	133
Q1-5	流域関連公共下水道で、下水処理場がないが、届出の必要があるか。	手引き(案) Q2-3	133
Q1-6	「常時使用する従業員数」は、どのようにカウントするのか。いつの時点の人数か。公社や民間の維持管理委託者、アルバイトはどのように取り扱うのか。	手引き(案) Q1-4	133
Q1-7	4月の時点では従業員数が 21 人未満であったが、5月以降に従業員数が 21 人以上になった場合は。	手引き(案) Q2-6	134
<b>2. 届出の必要性について</b>			
Q2-1	集約汚泥処理施設等については、個別の事業所として考えるのか。	手引き(案) Q1-3	135
Q2-2	雨水ポンプ場や雨水吐口から公共用水域に排出される化学物質についても、把握し、届け出るのか。	手引き(案) Q1-5	136
Q2-3	下水処理場で、水質分析の試薬や凝集剤等として、第一種指定化学物質を年間に1トン以上取り扱っている場合、水質検査の有無に関わらず届出の対象となるか。	手引き(案) Q2-4	136
Q2-4	年度途中で下水処理場を廃止した場合、次年度に当該事業所に関する届出は行わなければならないのでしょうか。	マニュアル Q11②	137

想定質問		参照	資料編 ページ
Q2-5	補修・修繕工事で使用するペンキ、使用燃料、植栽への薬品散布等は。	手引き(案) Q2-7	137
Q2-6	測定値がいずれも検出下限値以下で、排出及び移動量の算出結果が全て0の場合、届出の必要はないか。	手引き(案) Q2-8	137
Q2-7	工場等では対象化学物質の取扱量が少なければ、届出の義務がないようだが、下水道の場合、放流量が少なければ届出の義務はないか。	手引き(案) Q2-10 修正	137
Q2-8	集落排水施設等は。	手引き(案) Q2-11	138
<b>3. 対象化学物質について</b>			
Q3-1	下水道事業者が届け出るべき物質は、具体的には何ですか。	マニュアル Q112	138- 139
Q3-2	溶解性マンガン等の他法令の測定項目と PRTR 対象物質の範囲が異なる場合。	マニュアル Q116	140
Q3-3	溶解性と限定している金属化合物と限定していない化合物がある理由は。	手引き(案) Q3-3	140
Q3-4	EPN の測定結果。	マニュアル Q117	141
<b>4. 排出量及び移動量の算出方法等について</b>			
Q4-1	排水中の対象物質の測定データから、公共用水域への排出量を算出したいが、測定データが検出下限以上、定量下限未満あるいは検出下限未満の場合の扱いはどうすればよいのでしょうか。	マニュアル Q89	141
Q4-2	金属等で流入下水も水質検査しており、流入負荷量と排出量及び移動量との負荷が合わない場合は。	手引き(案) Q4-6	141
Q4-3	水質検査データをもととした届出値が、毎年大きく変動しても問題とならないか。	手引き(案) Q4-8	142
Q4-4	測定濃度×排出水量で算出する場合、雨天時越流量の取扱いは。	手引き(案) Q4-9	142
<b>5. 届出に際して</b>			
Q5-1	年度途中で下水処理場の名称を変更した場合、変更前後のいずれの名称を次年度の届出書に記載すべきでしょうか。	マニュアル Q11③	142
Q5-2	業種コードは、必ず 4 桁で記載しなければならないのですか。	マニュアル Q17 引用	142

想定質問		参照	資料編 ページ
Q5-3	届出書別紙中に記載する河川等の名称。	マニュアル Q109	143
Q5-4	施行規則の届出書別記様式で、事業所の従業員数を記入する意味は。	手引き(案) Q8-4	143
<b>6. MSDS について</b>			
Q6-1	どのような場合、下水道では対象になるのか。	手引き(案) Q5-1	143
Q6-2	MSDS の提供の方法は。	手引き(案) Q5-3	144
<b>7. リスクコミュニケーションについて</b>			
Q7-1	化管法に基づき届出を行った文章及び内容について、国による公表の時期によらず、住民への公開、広報文章等への掲載を行ってよいか。	手引き(案) Q7-1	144
Q7-2	処理場見学会等の取組みとの関係は。	手引き(案) Q7-2	144
Q7-3	従業員 21 人未満の事業所とのリスクコミュニケーションも必要か。	手引き(案) Q7-3	144
<b>8. その他</b>			
Q8-1	ISO14000 シリーズと PRTR 制度の関係は。ISO14000 シリーズの認証を取得すれば、PRTR 制度の対応は必要なくなるか。	手引き(案) Q8-1	145
Q8-2	PRTR 制度を理解するのが大変であるが、具体的に何をすれば良いのか。当町では、一つの小規模な下水処理場しかないが。	手引き(案) Q8-2 修正	145
Q8-3	下水道は化学物質の発生源でないのに、なぜ PRTR 制度の対象になるのか。	手引き(案) Q8-3	145
Q8-4	特定事業場からの水質規制の緩和について。	—	146
Q8-5	国、県等はインターネット等による情報公開を行うのか。	手引き(案) Q8-6	146



## 【質問と回答】

### 1. 事業者等の定義について

Q1-1 化管法における「事業者」及び「事業所」の定義を、下水道の場合について具体的に示してもらいたい【手引き(案)Q1-1 修正】。

#### A1-1

化管法に基づく PRTR 制度の届出者は、当該事業の責任を有するものである必要があることから、「事業者」と規定されています。下水道業は地方公共団体が行っています。地方公共団体は、法人ですから、法人として届出を行います。

届出書様式1の届出者記入欄の注意書きに「法人にあつては名称及びその代表者の氏名」となっており、「届出者」、「事業者」は地方公共団体が該当します。なお、地方公営企業法の規定を適用している場合には、当該地方公営企業が「届出者」、「事業者」となります。

事業所は、下水道業を営んでいる具体の場所であり、「〇〇下水処理場」などの名称で管理されている場所になります。

なお、PRTR の届出は、事業所単位で提出することになりますが、下水道業における「事業所」とは、下水道終末処理施設(下水処理場)のことを指します。すなわち、同一下水道管理者の所轄内に下水処理場が複数存在する場合は、一つの事業者(下水道管理者)が、下水処理場(事業所)単位で PRTR 届出(当該処理場からの排出量及び移動量)を行うことが必要となります。

Q1-2 下水道で PRTR 制度の届出が義務となる要件について、具体的に示してもらいたい【手引き(案)Q1-2 修正】。

#### A1-2

下水道業を営む者(下水道事業者)のうち、下水処理場を設置している者、又は事業活動に伴って所定の質量の第一種指定化学物質等を取り扱う事業所を有している者であつて、常時使用する従業員の数が 21 人以上である者が、化管法第 2 条第 5 項及び同法施行令第 4 条の規定により、第一種指定化学物質等取扱事業者(PRTR 制度の届出が義務)となります。

- 事業活動に伴って所定の質量の第一種指定化学物質等を取り扱う事業所を有している者について

一般に下水道事業者が第一種指定化学物質を取り扱う場合は、下水処理場の処理過程又は化学分析施設等において第一種指定化学物質を含有する相当量の化学薬剤を使用する場合に限られると考えられるため、下水処理場を設置しない下水道事業者が第一種指定化学物質等取扱事業者となるケースはほとんどないと考えられます。

- 常時使用する従業員の数について

地方公営企業法第 2 条第 3 項に基づき、条例でその経営する企業に地方公営企業法

の規定を適用することとした場合にあっては当該企業職員が、それ以外の場合にあっては、当該地方公共団体の全職員が該当します。したがって、下水処理場を設置している下水道事業者が、21人以上という第一種指定化学物質等取扱事業者の従業員数要件から外れるケースは、非常に少ないと想定されます。

**Q1-3 対象業種に属する事業所の接続がないことが明らかな下水道の場合**

国土交通省下水道部から発出された事務連絡(平成13年7月6日付け)に、「下水道業のうち、自ら第一種指定化学物質の製造、使用その他の取扱いがなく、かつ、下水道法第11条の2に基づく届出等の状況から、法施行令第3条の業種に属する事業場の接続がないことが明らかで、第一種指定化学物質の流入が見込まれない下水道に係る下水道事業を営む者については、法第2条第5項に基づく『事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者』には該当せず、第一種指定化学物質等取扱事業者には該当しません。」との記述がありますが、具体的には如何なる対象が除外されるのでしょうか【マニュアルQ118】。

**A1-3**

下水道法第11条の2の規定に基づく下水道使用者による届出の状況から、下水道管理者において、以下のいずれにも該当することが確認できた下水道終末処理施設については、法施行規則第4条第1号ニに基づく届出は不要として運用しています。

- ① 法施行令第3条の業種に属する事業所の接続がないこと(届け出られた下水道使用者のリストから判断するものとし、いかなる事業を営んでいるか不明な事業者が含まれている場合は、対象事業を行っているものとみなしてください。)
- ② 第一種指定化学物質の流入が見込まれないこと(過去に行われた放流水の水質測定において第一種指定化学物質が検出されなかった場合を意味します。)

ただし、下水道業を営む事業者が、自ら第一種指定化学物質を使用しており、その年間取扱量が1トン(特定第一種指定化学物質については0.5トン)を超える場合は、届出が必要となります。なお、同様の考え方から、もっぱら生活排水等の処理を行う農業集落排水施設及び合併処理浄化槽についても、届出は不要としているところです。

**Q1-4 ダイオキシン類に関する事業者の要件。**

A1-4

ダイオキシン類については、非意図的に発生するものがあり、取扱量の概念になじまないため、Q&A1-2の要件に該当しない下水道事業者の場合についても、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を有している者であって、常時使用する従業員の数が21人以上である者は、化管法第2条第5項及び同法施行令第4条第1号への規定により、第一種指定化学物質等取扱事業者（PRTR制度の届出が義務）となります。

**Q1-5 流域関連公共下水道で、下水処理場がないが、届出る必要があるか【手引き(案) Q2-3】。**

A1-5

Q&A1-2に示したように、下水処理場がない場合は、化管法の対象とはならないことより、届出の必要はありません。

なお、流域関連公共下水道においても、本ガイドライン(案)で示すように、下水道における化学物質リスク管理として、流域下水道管理者と一体となって、下水道への流入負荷量の把握等に努めることとなります。

**Q1-6 「常時使用する従業員数」は、どのようにカウントするのか。いつの時点の人数か。公社や民間の維持管理委託者、アルバイトはどのように取り扱うのか【手引き(案) Q1-4】。**

A1-6

「常時使用する従業員の数」とは、当該年度の4月1日の時点で、ある事業者に期間を定めずに使用されている人、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている人(嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている人も含まれます)、または前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている人をいいます。

まず、いつの時点かという点について図-5.1に示します。当該年度の4月1日の時点または前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている従業員数が対象となります。

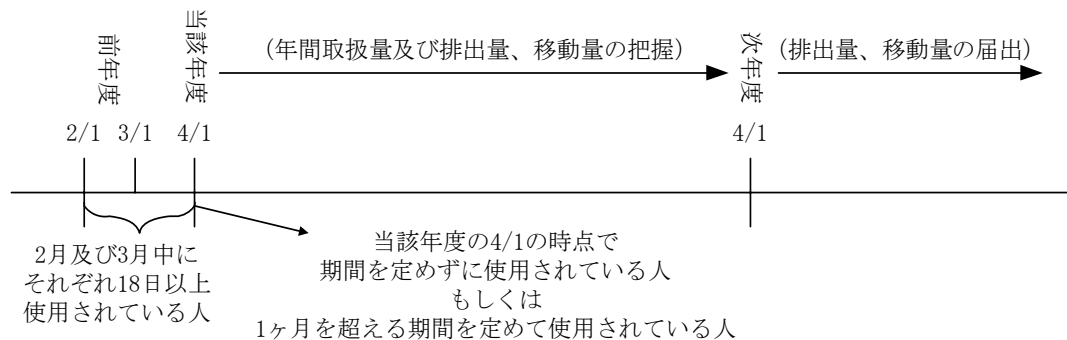


図-5.1 常時使用する従業員の数をカウントする期間

「常時使用する従業員数」としてカウントする範囲について表-5.1に整理します。事業者からの委託・請負により、当該事業者の事業所で働いている者も、委託・請負を行っている事業者の「常時使用する従業員の数」にカウントされることになります。

表-5.1 常時使用する従業員としてカウントするもの

項目	役員	※2 正社員等	臨時 雇用者	他への 派遣者 (出向者)	別事業者 への 下請労働	他からの 派遣者 (出向者)	別事業者 からの 下請労働
常時使用 する従業員	×※1	○	×	×	×	○	○

※1役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数としてカウントします。

※2パート、アルバイトと呼ばれる人で含まれる場合もあります。

出典：経済産業省・環境省「PRTR排出量等算出マニュアル 第3版」、p. II-8、平成16年1月作成

Q1-7 4月の時点では従業員数が21人未満であったが、5月以降に従業員数が21人以上になった場合は【手引き(案)Q2-6】。

A1-7

Q&A1-6に示したように、当該年度4月1日現在の従業員数で判断します。よって、4月の時点では従業員数が21人未満の場合は、届出の義務はありません。

## 2. 届出の必要性について

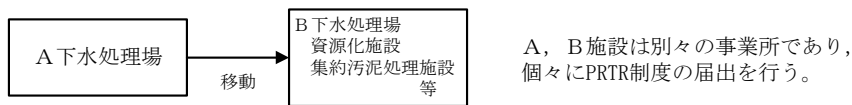
Q2-1 集約汚泥処理施設等については、個別の事業所として考えるのか【手引き(案) Q1-3】。

### A2-1

化管法における下水道業の「事業所」は、基本的に、事業認可における「終末処理場」を指します。

事業所の考え方についての例を、図-5.2 に示しています。図に提示したのは一般的な例となりますので、集約汚泥処理施設や資源化施設については、下水道法における事業認可としての位置づけを確認し、当該施設の位置づけの検討を行ってください。

同一敷地内でない場合



同一敷地内



注. 下水処理場と集約汚泥処理施設、資源化施設等が隣接している場合は、同一敷地内か否かについて確認する。

図-5.2 届出を行う事業所の考え方(例)

PRTR は、環境中へどの程度の化学物質が出されているか、を把握する制度であり、事業所(終末処理場が設置してあるもの)は、その敷地単位で判断します。すなわち、同一敷地内における下水道事業の施設間の化学物質のやりとりは PRTR 制度の排出及び移動には該当しません。

下水処理場として事業認可を取得している集約汚泥処理施設等については、公共用水域への放流口を有している場合(直接排水している場合)、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設に該当する場合は、施行規則に基づいた化学物質の把握及び届出が義務となります。

なお、例えば、集約汚泥処理施設からの返流水を他の下水処理場に輸送しているような場合は、移動に該当するものの、下水道法に基づく測定の対象とはなっていないため、PRTRによる届出の義務は生じません。しかし、「下水道における化学物質のリスク管理」の意味では、返流水としてどの程度の化学物質量が含まれているのかを把握することは有意義なことです。

**Q2-2** 雨水ポンプ場や雨水吐口から公共用水域に排出される化学物質についても、把握し、届け出るのか【手引き(案)Q1-5】。

**A2-2**

PRTR 制度においては、「下水道終末処理施設」から排出量を把握し、届出ることになっており、終末処理場としての認可を取得していない施設、例えば、雨水ポンプ場や雨水吐等の施設からの排出量及び移動量の届出の義務はありません。

なお、雨水ポンプ等からも、特に初期降雨時において化学物質が含まれている可能性があります。例えば、自動車の排気ガス等に含まれた化学物質が雨天時に道路排水として、雨水管を流下し公共用水域へ排出されることが考えられます。PRTR 制度としては、排気ガス中の化学物質は、「非点源からの大気への排出」として推計が行われています。

下水道業としての届出の義務はありませんが、雨天時の化学物質の把握は、「下水道における化学物質のリスク管理」として重要な視点であり、今後の課題と考えることができます。

**Q2-3** 下水処理場で、水質分析の試薬や凝集剤等として、第一種指定化学物質を年間に1トン以上取り扱っている場合、水質検査の有無に関わらず届出の対象となるか【手引き(案)Q2-4】。

**A2-3**

施行規則第4条第1号イ、ロの各項はそれぞれ該当するものについて適用されます。よって、例えば、下水処理場で水質分析の試薬や凝集剤等として、第一種指定化学物質を年間に1トン以上取り扱っている場合は、当該物質の排出量及び移動量を把握し、届出の必要があります。

なお、下水道へ流入する化学物質については、事業者から下水道への移動であり、取扱量には含めません。

**Q2-4** 年度途中で下水処理場を廃止した場合、次年度に当該下水処理場に関する届出は行わなければならないのでしょうか【マニュアル Q11②】。

A2-4

廃止された下水処理場を有していた下水道事業者が存続している場合は、当該事業者が廃止下水処理場が所在していた都道府県知事を経由して、当該廃止下水処理場に関する届出を行ってください。

**Q2-5** 補修・修繕工事で使用するペンキ、使用燃料、植栽への薬品散布等は【手引き(案) Q2-7】。

A2-5

当該事業者が業として(本来目的とする事業と不可分な行為として)取り扱う対象物質については取扱量に含めて考える必要がありますが、それ以外の事業活動に伴い取扱うこととなる場合は含めません。

このため、植栽への薬品の散布は取扱量に含める必要はありません。また、補修・修繕工事で使用するペンキ、使用燃料等については、それらが下水処理に直接関係する運転等に使用されるものであれば取扱量に含める必要がありますが、そうでなければ含める必要はありません。

**Q2-6** 測定値がいずれも検出下限値以下で、排出量の算出結果が全て 0(ゼロ)の場合、届出の必要はないか【手引き(案) Q2-8】。

A2-6

施行規則第 4 条第 1 号ニで「下水道法第 21 条第 1 項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質」について届出ることより、0kg/年(ダイオキシンについては、0mg-TEQ/年)として届出ることとなります。

**Q2-7** 工場等では対象化学物質の取扱量が少なければ、届出の義務がないようだが、下水道の場合、放流量が少なければ届出の義務はないか【手引き(案) Q2-10 修正】。

A2-7

Q&A1-2 に示したように、下水道終末処理施設においては、施行令による放流量等による裾切りはありません。

Q2-8 集落排水施設等は【手引き(案)Q2-11】。

A2-8

集落排水施設等は、法律上は合併処理浄化槽であり、下水道業に含まれないため対象となりません。

### 3. 対象化学物質について

Q3-1 下水道事業者が届け出るべき物質は、具体的には何ですか【マニュアル Q112】。

A3-1

下水道事業者については「下水道法第 21 条第 1 項の規定に基づく水質検査の対象となっている第一種指定化学物質」(法施行規則第 4 条第 1 号ニ)、であり、具体的には表-5.2に掲げる 29 物質及びダイオキシン類です(ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設の場合のみ)。

なお、「フェノール類」が水質検査の対象となっていますが、これには第一種指定化学物質である「フェノール」、「クレゾール」及び「ピロカテコール」を含む多様な物質が含まれており、それぞれの分別が困難であること等にかんがみ、いずれについても届出は不要と解します。

都道府県の判断により表-5.2 に示す 29 物質及びダイオキシン類以外の PRTR の対象物質で水質検査の対象に加えられている物質については、届出の必要はありません。



表-5.2 下水道法水質測定項目(29物質)

物質名	政令 番号
1 亜鉛の水溶性化合物 <亜鉛及びその化合物>	1
2 O-エチル=O-4-ニトロフェニル= フェニルホスホチオアート (別名EPN) <有機燐化合物>	37
3 カドミウム及びその化合物	60
4 クロム及び三価クロム化合物 <クロム及びその化合物>	68
5 六価クロム化合物	69
6 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミ ノ)-1,3,5-トリアジン (別名シマジン又はCAT)	90
7 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。) <シアン化合物>	108
8 N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル(別名チオベ ンカルブ又はベンチオカーブ)	110
9 四塩化炭素	112
10 1,2-ジクロロエタン	116
11 1,1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)	117
12 シス-1,2-ジクロロエチレン	118
13 1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	137
14 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	145
15 水銀及びその化合物 <水銀及びアルキル水銀その他 の水銀化合物>	175

物質名	政令 番号
16 セレン及びその化合物	178
17 テトラクロロエチレン	200
18 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)	204
19 銅水溶性塩(錯塩を除く。) <銅及びその化合物>	207
20 1,1,1-トリクロロエタン	209
21 1,1,2-トリクロロエタン	210
22 トリクロロエチレン	211
23 鉛及びその化合物	230
24 砒素及びその無機化合物 <砒素及びその化合物>	252
25 ふっ化水素及びその水溶性塩 <弗素化合物>	283
26 ベンゼン	299
27 ほう素及びその化合物	304
28 ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	306
29 マンガン及びその化合物 <マンガン及びその化合物(溶 解性)>	311

物質名は、政令名を記載。但し、化管法における第一種指定化学物質と下水道法の水質測定項目が完全に一致しない場合は、下水道法の化学物質名を< >書きで記載。

なお、フェノール類は PRTR 届出項目には該当しない。また、平成13年7月より、下水道法水質測定項目に「ほう素及びその化合物」が追加。

**Q3-2** 溶解性マンガンの他法令の測定項目と PRTR 対象物質の範囲が異なる場合  
例えば、マンガンを及びその化合物(物質番号 311)等については、下水道法や水質汚濁防止法等の法定測定項目としては「溶解性」のものに限定されており、第一種指定化学物質の範囲と法定測定項目の記載にズレがあります(注)。このような場合は、「溶解性マンガンを」についての測定結果をそのまま用いて、「マンガンを及びその化合物」の排出量を算出してもよろしいですか【マニュアル Q116】。

A3-2

差し支えありません。

(注)なお、以下についても同様です。

- 「亜鉛の水溶性化合物」(← 法定測定項目は「亜鉛及びその化合物」)
- 「クロム及び三価クロム化合物」(←「クロム及びその化合物」)
- 「無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)」(← 「シアン化合物」)
- 「水銀及びその化合物」(←「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」)
- 「銅水溶性塩(錯塩を除く)」(←「銅及びその化合物」)
- 「砒素及びその無機化合物」(←「砒素及びその化合物」)
- 「ふっ化水素及びその水溶性塩」(←「ふっ素化合物」)

**Q3-3** 溶解性と限定している金属化合物と限定していない化合物がある理由は【手引き(案) Q3-3】。

A3-3

化学物質の毒性は、「水に溶けている状態」と「水に溶けていない状態」で異なるものがあります。施行令による指定においては、その毒性の違いを勘案して、「溶解性」の限定をするか否かの判断をしています。

#### Q3-4 EPN の測定結果

EPN については、法では EPN 単体が届出の対象である第一種指定化学物質とされているが、下水道法や水質汚濁防止法等の法定測定項目ではパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN の総量で「有機燐化合物」として測定しています。外部委託で測定を実施している場合、有機燐化合物として環境計量証明が出されており、EPN 単体としては証明されていないのが通常ですが、このような場合、測定業者に EPN 単体の測定結果を問い合わせる排出量を算定しなければならないのですか【マニュアル Q117】。

#### A3-4

「有機燐化合物」としての測定値を用いて、「EPN」(物質番号 37)の排出量を算出しても、差し支えありません。(PRTR の届出を行うべき物質は、「有機燐化合物」ではなく、「EPN」です。)

### 4. 排出量及び移動量の算出方法等について

Q4-1 排水中の対象物質の測定データから、公共用水域への排出量を算出したいが、測定データが検出下限以上、定量下限未満あるいは検出下限未満の場合の扱いはどうすればよいのでしょうか【マニュアル Q89】。

#### A4-1

測定データが検出下限以上、定量下限未満の場合は、定量下限値の 2 分の 1 とみなし、検出下限未満の場合は、0(ゼロ)とみなして、排出量を算出してください。

定量下限値、検出下限値の具体的な値については、水質検査機関に問い合わせてください。

Q4-2 金属等で流入下水も水質検査しており、流入負荷量と排出量及び移動量との負荷が合わない場合は【手引き(案) Q4-6】。

#### A4-2

下水道への流入負荷量は変動しており、測定誤差もあることより、負荷収支を正確に合わせることが困難な場合もあります。このような点より、算出した排出量及び移動量を届出で問題はありません。しかしながら、負荷収支の差が大きい場合は、その原因を以降の調査で検討していくことが必要と考えられます。

**Q4-3** 水質検査データをもととした届出値が、毎年大きく変動しても問題とならないか【手引き(案)Q4-8】。

A4-3

水質検査データによる化学物質の排出量及び移動量の算出結果は、流入負荷量の変動や水質検査回数、水質検査方法等により、当初の間は変動することが考えられます。しかしながら、下水道へ排出する事業者とのリスクコミュニケーションや、流入負荷量の把握に努めること等により、これらの誤差は小さくすることができるものと考えられます。住民とのリスクコミュニケーションにおいて的確な情報提供を行うとともに、下水道における化学物質リスク管理を進めるために、これらの取組みが重要とされています。

**Q4-4** 測定濃度×排出水量で算出する場合、雨天時放流水量の取扱いは【手引き(案)Q4-9】。

A4-4

排出水量は、原則として年間総放水量とします。下水処理場の放流水の水質検査は、下水道法施行令第12条により、雨水の影響の少ない日に行われます。したがって、水量については、簡易処理等雨天時放水量について、見込まないとする方法も考えられます。

## 5. 届出に際して

**Q5-1** 年度途中で下水処理場の名称を変更した場合、変更前後のいずれの名称を次年度の届出書に記載すべきでしょうか【マニュアル Q11③】。

A5-1

年度途中で名称変更があった場合の下水処理場については、原則として、把握対象年度の期首(4月1日)現在における下水処理場名を記載してください。(ただし、年度中に新たに供用開始となった下水処理場については、供用開始時の名称を記載してください。)

**Q5-2** 業種コードは、必ず4桁で記載しなければならないのですか【マニュアル Q17引用】。

A5-2

届出書の業種コード欄には、届出の手引きに記載されているもの(4桁)のみを記載してください。下水道業は「3830」と記載します。

**Q5-3 届出書別紙中に記載する河川等の名称**

届出書別紙中に記載すべき排出先の河川等の名称は、いかなるものを記載したらよいでしょうか【マニュアル Q109】。

**A5-3**

経済産業省及び環境省のホームページにおいて、都道府県ごとに記載すべき名称を整理したもの(「PRTR 届出の公共用水域(河川、湖沼、海域等)の名称について」)が掲載してありますので、それを参照してください。

また、下水処理場からの排水が 2 つ以上の公共用水域に排出されている場合には、排出される対象物質の排出量の多い方の公共用水域を記入してください。

**Q5-4 施行規則の届出書別記様式で、事業所の従業員数を記入する意味は【手引き(案) Q8-4】。**

**A5-4**

従業員数の裾切り要件は事業者単位での適用ですが、届出書別記様式においては事業所の従業員数としています。事業所の従業員数の記入は、他の事業所との比較等の政策的な目的で利用するために届出事項となっています。

## 6. MSDS について

**Q6-1 どのような場合、下水道では対象になるのか【手引き(案) Q5-1】。**

**A6-1**

MSDS は対象となる化学物質を一定以上含む製品について必要とされます。製品とは有価のものであり、汚泥のコンポスト、焼成レンガ等の資源化施設、処理水の中水道への供給水等が対象となる場合があります。

化学物質の含有割合については、施行令で第一種指定化学物質については1%以上、特定第一種指定化学物質については 0.5%以上、第二種指定化学物質については1%以上となっています。MSDS については、第一種指定化学物質 354 物質に、第二種指定化学物質 81 物質を合わせて 435 物質が対象となります。

通常の下水道関連の製品においては、化学物質の含有量は ppm のレベルであり MSDS の対象にならないと考えられますが、工場排水の多い下水処理場における汚泥の資源化製品においては、1%を越える場合も想定されます。

なお、PRTR 制度の届出と異なり、常用雇用者数等の裾切り要件はありません。

**Q6-2 MSDS の提供の方法は【手引き(案)Q5-3】。**

A6-2

「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令(平成 12 年 12 月 22 日公布 通商産業省令第 401 号)により、書面または磁気ディスクの交付以外に、現在の事業者間取引において一般的なファクシミリによる送信、電子メールの送付、ホームページへの掲載等の方法についても、指定化学物質等を譲渡または提供する相手方が承諾したことを条件にみとめられます。

## 7. リスクコミュニケーションについて

**Q7-1 化管法に基づき届出を行った文章及び内容について、国による公表の時期によらず、住民への公開、広報文章等への掲載を行ってよいか【手引き(案)Q7-1】。**

A7-1

自主的な公表については、問題はありません。

**Q7-2 処理場見学会等の取組みとの関係は【手引き(案)Q7-2】。**

A7-2

下水道は、小学生や住民の処理場見学会、下水処理場の上部公園の開放、処理水を利用した蛍のタベの催し物等、これまでも地域住民とのコミュニケーションに努めています。これらのコミュニケーションにおいて、化学物質に関する情報を提供することにより、化学物質のリスクコミュニケーションを行うことができます。

また、事業所についても、これまで以上に化学物質の視点をもってコミュニケーションを行うことが重要です。

将来的には、住民、事業者、下水道管理者が一体となったリスクコミュニケーションが確立されることが目標となります。

**Q7-3 従業員 21 人未満の事業所とのリスクコミュニケーションも必要か【手引き(案)Q7-3】。**

A7-3

下水道への化学物質の排出量は、必ずしも従業員の規模が小さいからといって、少ないとは限りません。したがって、必要に応じて従業員 21 人未満の事業所とも、リスクコミュニケーションの構築に努めることとなります。

## 8. その他

Q8-1 ISO14000 シリーズと PRTR 制度の関係は、ISO14000 シリーズの認証を取得すれば、PRTR 制度の対応は必要なくなるか【手引き(案)Q8-1】。

A8-1

PRTR 制度は、事業者からの化学物質の排出及び移動量の届出情報に、非点源に関する情報等加えたものを行政が公表するもので、その過程で事業者の自主的な取組みが促進されるとともに、行政・住民も公表されたデータを環境保全のための取組みに利用することができる制度です。

一方、ISO14000 シリーズは、事業者の活動が環境に与える影響を自ら適正に管理するための体制の国際的自主規格であり、これを導入することにより、事業者の環境保全に係る自主的な取組みが促進されることが期待されるものです。

このように、PRTR 制度と ISO14000 シリーズは、ともに化学物質の管理の改善を促進し、環境保全上の自主的な取組みを図るものですが、制度としての手法、手続きは異なるものであり、ISO をもって PRTR 制度に代えることはできません。

なお、ISO で定めることとされている「環境目標」として、PRTR 制度の対象化学物質リスク管理の適正化を掲げる等、PRTR 制度と ISO14000 シリーズを相補的に活用することができます。

Q8-2 PRTR 制度を理解するのが大変であるが、具体的に何をすれば良いのか。当町では、一つの小規模な下水処理場しかないが【手引き(案)Q8-2 修正】。

A8-2

小規模な下水処理場においても、下水道における化学物質リスク管理として、PRTR 制度に準じた排出量及び移動量の把握に努めることとなります。

法定測定対象化学物質については、水質検査を行っていますから、その水質検査結果と年間の放流量より、排出量及び移動量は容易に算出することが可能です。

Q8-3 下水道は化学物質の発生源でないのに、なぜ PRTR 制度の対象になるのか【手引き(案)Q8-3】。

A8-3

化管法第2条第5項第2号において、第一種指定化学物質等取扱事業者とは、「事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、または排出することが見込まれるもの」と規定されており、下水道はこれにあたります。

下水道からの化学物質の排出量及び移動量は、環境における化学物質の問題を検討する場合の基本的な情報といえます。したがって、施行令により、他の廃棄物処理施設同様、下水道においても化学物質の排出量及び移動量の把握を行い、届出ることとしています。

**Q8-4 特定事業場からの水質規制の緩和について**

本ガイドライン(案)では下水道法において処理困難物質として取り扱われている亜鉛、クロム等 30 種類の化学物質について、下水処理場での排出係数が示されていますが、下水処理場での処理が可能であれば、特定事業場からの水質規制を緩和できるのではありませんか。

**A8-4**

**PRTR** データは、事業所からの届出に基づき国、都道府県、市町村ごとに集計される各化学物質の当該年度における排出量および排出先の情報です。

本ガイドライン(案)で示す排出係数は、この **PRTR** データに基づいて、当該年度に下水処理場を経由し公共用水域に排出される各化学物質の量を推計するために、統計的に算出したものです。このため、個々の下水処理場における各化学物質の実際の削減能力に基づくものではなく、具体的にそれぞれの化学物質を処理できることを示すものではありません。

実際、下水処理場における化学物質の流入量に対する排出量の割合は、時々刻々と変化しています。したがって、下水道として個々の規制値を別途規定できるものではありません。このような理由により下水道法では、下水処理場に流入する処理困難物質について水質汚濁防止法と同様の水質規制を行っています。

**Q8-5 国、県等はインターネット等による情報公開を行うのか【手引き(案)Q8-6】。**

**A8-5**

化管法において、国は届出データをファイル化し、集計・公表し、都道府県知事は国から通知されたデータを活用し、地域ニーズに応じた集計・公表を行うこととなります。

集計結果等の公表内容の詳細については未定ですが、種々の形で情報公開がされることとなります。



## 6. PRTR データの開示請求

PRTR データの開示請求の具体的な手続きについては、経済産業省・環境省の下記のホームページを参照するとよい。

開示請求についての説明ホームページ(平成 17 年 8 月現在)

経済産業省 : [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/7.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/7.html)

環境省 : <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>

参考として、環境省「PRTR 開示請求の手引き」平成 16 年 3 月を次頁以降に示す。

# PRTR 開示請求の手引き

～PRTRデータの開示請求をされる方へ～

化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度により、国の関係行政機関（主務省庁）の長に対し、事業者が届け出た化学物質の環境への排出量等に関する情報について、誰でも開示を請求することができます。

環境省では、「環境省 PRTR 開示窓口」を設け、開示請求や開示に係る各種御相談を受け付けています。

## ○PRTR 制度とは？

化学物質を取り扱う事業者が、事業活動によって環境に排出される化学物質の排出量・移動量等について、毎年4月～6月の間に、都道府県を經由して自ら営む業を所管する主務省庁の長に届け出ることが義務づけられている制度です。

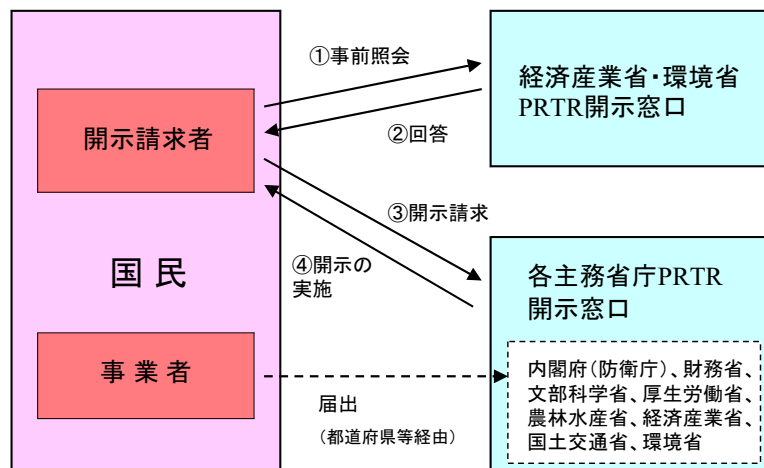
この届け出られた個別事業所ごとの排出量等の情報は、環境省・経済産業省のコンピュータにて電子的に記録され集計されます。

集計結果の公表日以後、どなたでも主務省庁の保有する事業所に係る情報の開示を請求することができます。

## ○主務省庁

届出をする事業者が営む業を所管する省庁のことで、本法においては防衛庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省の8省庁が該当します。

### <開示請求制度の概要>



- ①事前照会 : 開示請求の際に、開示対象(開示を求める事業所名等)を特定するための事前の手續のことで。
- ②回答 : 開示対象を特定するために必要となる情報の提供を受けることができます。
- ③開示請求 : 「ファイル記録事項開示請求書」の提出と手数料の納付を行います。
- ④開示の実施 : 指定した媒体で開示を受けることができます。

平成16年3月

環 境 省

## 開示請求の対象となる情報

事業者から届け出られた情報は、個人情報等を除き、すべて開示の対象となります。  
具体的には、

- 事業者、事業所に関する情報（名称、所在地等）
- 事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報
  - ・第一種指定化学物質の名称
  - ・大気への排出量
  - ・公共用水域への排出量及び排出先の名称
  - ・土壌への排出量
  - ・下水道への移動量
  - ・事業所外への移動量

等について、開示請求により誰でも必要とする情報を入手することができます。

これらの情報は、データ量が膨大であり電子的にファイルに記録していることから、「**ファイル記録事項**」と呼んでいます。

## 開示を受けることのできる媒体

開示対象のファイル記録事項について開示を受ける際には、以下3つの媒体から選択することができます。（媒体ごとで手数料の額が変わります。）

なお、環境省においては、インターネットによる開示請求の受付は可能ですが、当面はインターネットによる開示ができないために、インターネットによる開示請求であっても、以下の3つの媒体から選択して開示を受けることとなります。

- ①用紙による提供　：一事業所につきおよそ1枚
- ②フロッピーディスク（FD）による提供　：約1.4MBのデータ量まで収容可
- ③光ディスク（CD-R）による提供　：約650MBのデータ量まで収容可

電子媒体（②・③）で提供を受ける場合、3種類のファイルにデータが収められます。

- 本紙ファイル  
事業者、事業所に関する情報（従たる業種を除く。）
- 別紙ファイル  
事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報
- 他業種ファイル  
事業者が営む従たる業種

各ファイルは、txt形式（カンマ区切りのテキスト形式）のファイルとなっています。  
各種表計算ソフトを起動させた上でtxt形式のファイルを開くと、表形式で表示させることができ、独自の検索や集計等の加工を任意に行えます。

また、表形式にした場合の各データ項目のタイトルは、別のファイルに収録しています。  
その他、これらのファイルと一緒に収録している「はじめに.txt」というファイル名のファイルにも、特記事項が記載されていますので、ファイルを開いてご覧ください。

## 開示請求の方法

開示請求を行う際、開示請求者の氏名及び住所の他に、開示請求しようとする事業所の名称及び所在地、その他の開示請求に係る事業所を特定するに足りる事項を明らかにしていただくことが必要です。

このため、これらの事項を「ファイル記録事項開示請求書」（以下、単に「開示請求書」。）に記載し、PRTR 開示窓口に提出する方法、郵送による方法又はインターネットによる方法のいずれかにより提出してください。

なお、インターネットによる方法で提出する場合は、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp>）の各種の窓口・案内（電子申請・届出窓口）から利用してください。

開示請求には、所定の手数料が必要です。開示請求書に手数料に相当する収入印紙を添付し納付してください。なお、インターネットによる場合は、電子納付していただくこととなります。

なお、環境省及び経済産業省では、個別事業所の業種に関係なくすべての個別事業所のファイル記録事項について、開示請求への対応が可能です。

具体的な開示の手続は次のとおりです。

### （１）一年度分のファイル記録事項を一括して開示請求する場合

開示請求書（表面のみ）に必要事項を記載し、PRTR 開示窓口に提出する方法、郵送による方法又はインターネットによる方法のいずれかにより提出してください。

※ 1.データ量は開示請求のあった年度の届出事業所の総数、届出物質数などにより異なります。平成 14 年度の場合、1 枚の CD-R に全事業所のデータを収録可能です。

また、今回、平成 13 年度データの公表後に変更のあった届出事項を修正したもの（以下「平成 13 年度修正版」という。）も併せて開示しますが、平成 14 年度分と併せて 1 枚の CD-R に全事業所のデータを収録することが可能です。

→ 平成 14 年度の全国・全事業所のデータのみを 1 枚の CD-R に収録したもの、平成 13 年度修正版と平成 14 年度の各々の全国・全事業所のデータを併せて 1 枚の CD-R に収録したものも、金額は同じで、各々「1,100 円」となります。

なお、手数料（1,100 円）については、PRTR 開示窓口への提出又は郵送の場合は相当額の収入印紙を開示請求書に帖付することにより、また、インターネットによる場合は、電子納付により納めることとなります。

※ 2.一年度分のデータは相当の容量があるため、データベースソフトを使用してデータを見る場合には便利ですが、表計算ソフトでは、読み込みができる行数が限られていることがあるため、すべてのデータを一度に読み込むことができない可能性があります。

表計算ソフトを使用して見る場合には、全データを都道府県ごとに切り分けたファイルを別に収録していますので、御活用ください。

### （２）一部のファイル記録事項について開示請求する場合

一部のファイル記録事項について開示請求する場合、あらかじめ入手しようとする情報の特定（届け出られた全ファイル記録事項のデータの中から、入手しようとする情報をコ

ンピュータ上で特定し抽出)が必要となります。(開示請求書の提出の前に行っていただくこの手続を「事前照会」と呼びます。)

以下の方法により必ず事前照会を行っていただきますようお願いいたします。

なお、インターネットにより開示請求する場合は、事前照会の手続きは不要です。

#### <事前照会の方法>

FAX、E-mail 又は電話による方法から選択し、事前照会に必要な事項を環境省 PRTR 開示窓口までお問い合わせください。

※ FAX の場合は、「開示請求事前照会書」を御利用いただくと便利です。また、E-mail の場合は、必要事項をメールの本文に記載して送信してください。

メールの件名は「PRTR 開示請求事前照会」としてください。

※お電話による御相談も承りますが、大変混雑することが予想されますので、FAX 又は E-mailにて御照会いただきますようよろしくお願いいたします。

※事前照会は、経済産業省 PRTR 窓口でも受け付けています。

照会を受けた PRTR 開示窓口からは、開示対象を特定するために必要な情報を提供します。この回答をもとに開示請求を行ってください。

#### <事前照会及び環境省 PRTR 開示窓口からの回答>

「事前照会」として以下の事項をお知らせください。

##### <事前照会の内容>

- ① 開示対象の特定方法  
→ 事業所(名称及び所在地)を指定又は地域(都道府県・市区町村)、業種、化学物質名その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象を特定
- ② 希望する開示媒体の種類  
→ 用紙(A4)、フロッピーディスク(FD)又は光ディスク(CD-R)
- ③ 媒体の入手方法  
→ 郵送又はPRTR開示窓口への御来訪

環境省 PRTR 開示窓口から以下の事項を回答します。

- ① 開示請求しようとする情報の存否(届出が行われている事業者か否か)
- ② 開示の実施に係る手数料の額
- ③ 郵送による開示実施の場合の郵送料の額

## 手数料の算出・納付

開示請求には、所定の手数料が必要です。

手数料は、次の表に示すとおり開示を受ける媒体及びデータの量（容量）によって決まります。

### <媒体別手数料算出方法>

内容	開示媒体	手数料算出方法
事業所を 検索して 開示	用紙（A4）	紙1枚につき20円
	フロッピーディスク（FD）	FD1枚につき80円＋0.5MB（メガバイト）までごとに260円
	光ディスク（CD-R）	CD-R1枚につき200円＋0.5MBまでごとに260円
年度の全 データを 開示	光ディスク（CD-R）	CD-R1枚につき200円＋200MBまでごとに900円 なお、平成14年度全データのみを1枚のCD-Rに収録したものも、平成13年度全データ（修正版）と平成14年度データを併せて1枚のCD-Rに収録したものも、金額は同じで、各々1,100円とする。

開示請求書に収入印紙を貼付して納付してください。なお、インターネットにより開示請求する場合には、電子納付していただくことになります。

## 開示の実施

開示請求書の記載に不備がなく、所定の手数料を納付されたことが確認できたら、開示を実施することとなります。

開示請求者があらかじめ指定した媒体（書面・フロッピーディスク・CD-R）にて開示が実施されます。

なお、郵送で開示請求する場合、開示請求書とともに郵便切手を貼った返信用封筒を同封してください。（同封する郵便切手の額については、事前照会にて確認してください。）

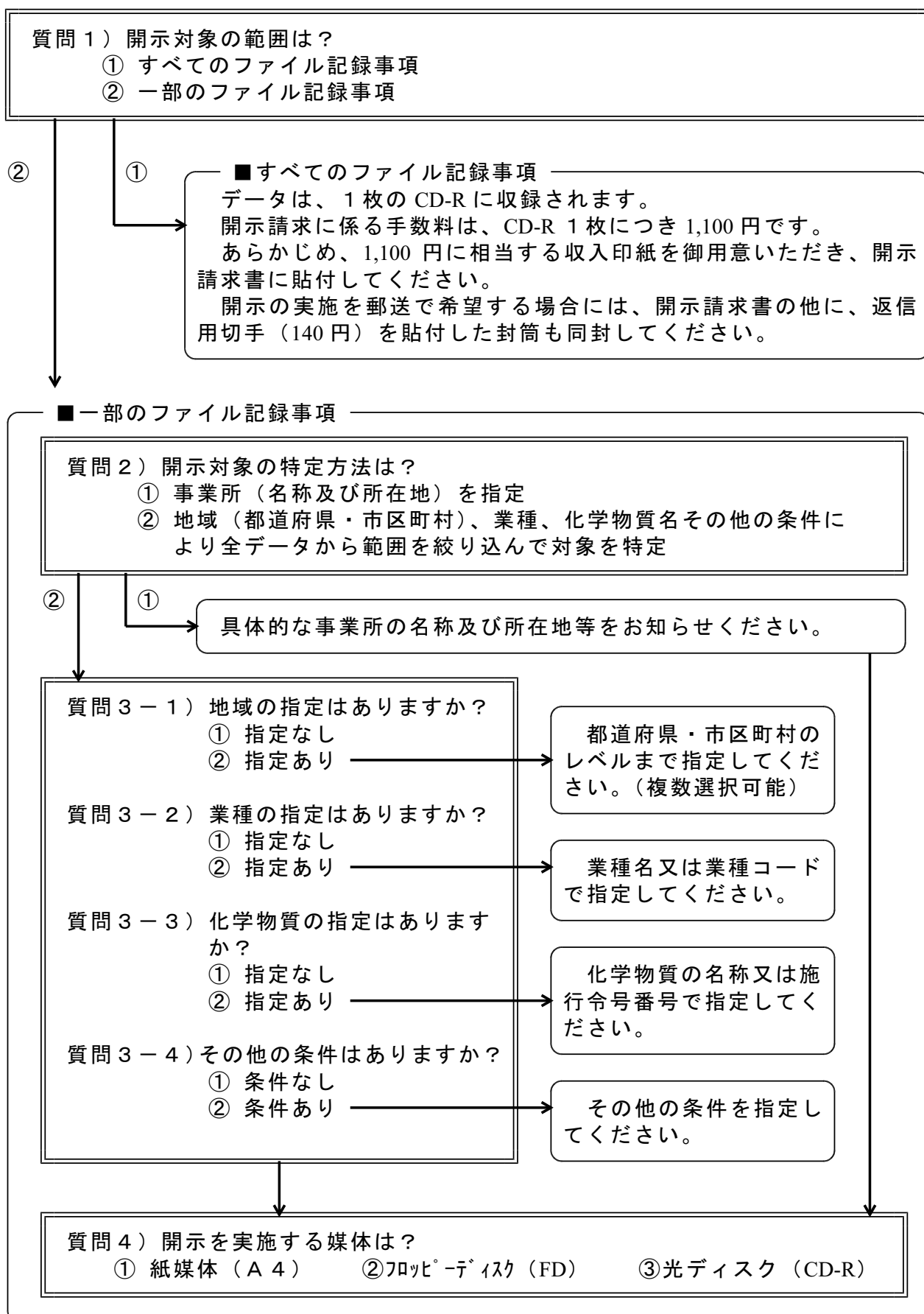
また、インターネットで開示請求する場合も、郵便切手を貼った返信用封筒を別途送付してください。（同封する郵便切手の額等については、開示請求があった後、環境省担当窓口まで連絡いたします。）

## 各主務省庁のPRTR開示窓口

各主務省庁に設置されている PRTR 開示窓口は、以下のとおりです。

省 庁 名	問い合わせ部署	TEL / FAX / E-mail
環 境 省	環境保健部環境安全課	TEL 03-3581-3351（内線 6356） FAX 03-3580-3596 E-mail prtr@env.go.jp
防 衛 庁	長官官房施設課環境対策室	TEL 03-3268-3111（内線 20902） FAX 03-5261-2327
財 務 省	理財局総務課たばこ塩事業室	TEL 03-3581-4111（内線 2258）
文部科学省	研究開発局海洋地球課地球・環境科学技術推進室	TEL 03-5253-4111（内線 4475） FAX 03-5253-4147
厚生労働省	医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室	TEL 03-5253-1111（内線 2425） FAX 03-3593-8913 E-mail PRTRkaiji@mhlw.go.jp
農林水産省	消費・安全局農産安全管理課農薬対策室	TEL 03-3502-8111（内線 3149） FAX 03-3501-3774
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	TEL 03-3501-1511（内線 3694、3695） FAX 03-3580-6347 E-mail qqhbbf@meti.go.jp
国土交通省	総合政策局環境・海洋課	TEL 03-5253-8111（内線 24-313） FAX 03-5253-1549

<事前照会の流れ>





## 7. PRTR データ(平成 14 年度届出～平成 16 年度届出)

凡例: 太字: 下水道のPRTR届出対象化学物質(30物質)、網掛け: 過去3年間で下水道への移動なし(161物質)

(単位: トン/年)

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	平成14年度届出(H13データ)				平成15年度届出(H14データ)				平成16年度届出(H15データ)			
			下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)
1		亜鉛の水溶性化合物	<b>23</b>	<b>469</b>	<b>170</b>	<b>73%</b>	<b>17</b>	<b>441</b>	<b>121</b>	<b>79%</b>	<b>31</b>	<b>454</b>	<b>171</b>	<b>73%</b>
2	79-06-1	アクリルアミド	0	0	1	0%	0	0	1	0%	0	0	0	0%
3	79-10-7	アクリル酸	10	0	27	0%	7	0	40	0%	15	0	48	0%
4	140-88-5	アクリル酸エチル	0	0	1	0%	0	0	1	0%	0	0	1	0%
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
6	96-33-3	アクリル酸メチル	0	0	14	0%	0	0	16	0%	0	0	14	0%
7	107-13-1	アクリロニトリル	0	0	66	0%	0	0	65	0%	0	0	24	0%
8	107-02-8	アクロレイン	0	0	1	0%	0	0	1	0%	0	0	0	0%
9	103-23-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	-
10	111-69-3	アジポニトリル	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
11	75-07-0	アセトアルデヒド	0	0	60	0%	0	0	51	0%	0	0	59	0%
12	75-05-8	アセトニトリル	10	0	8	0%	17	0	31	0%	24	0	18	0%
13	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
14	90-04-0	o-アニシジン	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
15	62-53-3	アニリン	7	0	40	0%	6	0	30	0%	7	0	35	0%
16	141-43-5	2-アミノエタノール	256	0	29	0%	105	0	24	0%	133	0	53	0%
17	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン(別名ジエチレントリアミン)	0	0	120	0%	0	0	110	0%	0	0	110	0%
18	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィロニル)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
19	61-82-5	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
20	53369-07-6	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィノイル]酪酸(別名グルホシネート)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
21	591-27-5	m-アミノフェノール	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
22	107-18-6	アリールアルコール	0	0	8	0%	0	0	2	0%	1	0	11	0%
23	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0%
24		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	116	0	38	0%	34	0	35	0%	22	0	48	0%
25		アンチモン及びその化合物	1	0	4	0%	2	0	7	0%	1	0	8	0%
26	1332-21-4	石綿	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
27	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキサシランイソシアネート	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
28	78-79-5	イソブレン	17	0	0	-	21	0	0	-	22	0	0	-
29	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	31	0	0	0%	25	0	0	0%	1	0	0	0%
30	25068-38-6	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)	0	0	5	0%	0	0	1	0%	0	0	2	0%
31	4162-45-2	2,2'-(イソプロピリデン)ビス(2,6-ジプロモ-4,1-ブフェニル)オキシジエタノール	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
32	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
33	13516-27-3	1,1'-[イミジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミクタジン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
34	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリノキシ)フェニル]プロピオナート(別名キサロホップエチル)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
35	25319-90-8	S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセテート(別名フェノチオール又はMCPAチオエチル)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
36	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)sec-ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミス)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0%
37	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニルフェニルホスホチオアート(別名EPN)	<b>0</b>	<b>36</b>	<b>1</b>	<b>98%</b>	<b>0</b>	<b>27</b>	<b>1</b>	<b>97%</b>	<b>0</b>	<b>28</b>	<b>1</b>	<b>96%</b>
38	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ベンデメタリン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
39	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
40	100-41-4	エチルベンゼン	26	0	2	0%	2	0	1	0%	7	0	3	0%
41	151-56-4	エチレンイミン	0	0	0	0%	0	0	0	-	0	0	0	-
42	75-21-8	エチレンオキシド	51	0	24	0%	52	0	20	0%	54	0	30	0%
43	107-21-1	エチレングリコール	389	0	1,845	0%	289	0	1,449	0%	345	0	987	0%
44	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	18	0	15	0%	13	0	21	0%	10	0	37	0%
45	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	0	0	9	0%	0	0	8	0%	1	0	8	0%

凡例：太字：下水道のPRTR届出対象化学物質(30物質)、網掛け：過去3年間で下水道への移動なし(161物質)

(単位：トン/年)

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	平成14年度届出(H13データ)				平成15年度届出(H14データ)				平成16年度届出(H15データ)			
			下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)
46	107-15-3	エチレンジアミン	1	0	161	0%	0	0	166	0%	1	0	142	0%
47	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	65	0	26	0%	37	0	37	0%	25	0	26	0%
48	12122-67-7	N,N'-エチレンジアミン(ジチオカルバミン酸)亜鉛 (別名ジネブ)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
49	12427-38-2	N,N'-エチレンジアミン(ジチオカルバミン酸)マンガ ン(別名マンネブ)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	-
50	8018-01-7	N,N'-エチレンジアミン(ジチオカルバミン酸)マンガ ンとN,N'-エチレンジアミン(ジチオカルバミン酸)亜 鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	0	0	0	-	0	0	0	0%	0	0	0	-
51	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビス(ピリジニウム)ジプロミド (別名ジクアトジプロミド又はジクワット)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
52	62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0%
53	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジア ゾール(別名エクロメゾール)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
54	106-89-8	エピクロロヒドリン	60	0	2	0%	90	0	2	0%	105	0	2	0%
55	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
56	75-56-9	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	28	0	4	0%	92	0	5	0%	84	0	5	0%
57	122-60-1	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
58	111-87-5	1-オクタノール	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
59	1806-26-4	p-オクチルフェノール	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0%
60		カドミウム及びその化合物	0	4	1	74%	0	3	2	66%	0	4	2	72%
61	105-60-2	ε-カプロラクタム	0	0	200	0%	0	0	205	0%	0	0	179	0%
62	576-26-1	2,6-キシレンール	0	0	0	-	0	0	0	0%	0	0	0	0%
63	1330-20-7	キシレン	53	0	35	0%	48	0	29	0%	26	0	38	0%
64		銀及びその水溶性化合物	0	0	0	0%	1	0	0	0%	1	0	2	0%
65	107-22-2	グリオキサール	0	0	23	0%	0	0	24	0%	0	0	19	0%
66	111-30-8	グルタルアルデヒド	1	0	0	0%	1	0	0	0%	2	0	0	0%
67	1319-77-3	クレゾール	1	0	19	0%	1	0	23	0%	1	0	25	0%
68		クロム及び3価クロム化合物	11	46	11	81%	30	33	9	78%	45	31	11	74%
69		6価クロム化合物	4	18	1	93%	1	12	1	90%	1	12	1	91%
70	79-04-9	クロアセチルクロリド	0	0	1	0%	0	0	1	0%	0	0	0	0%
71	95-51-2	o-クロロアニリン	2	0	1	0%	1	0	1	0%	1	0	0	0%
72	106-47-8	p-クロロアニリン	0	0	2	0%	0	0	2	0%	0	0	2	0%
73	108-42-9	m-クロロアニリン	0	0	0	-	0	0	0	-	1	0	0	-
74	75-00-3	クロロエタン	0	0	0	0%	0	0	9	0%	0	0	0	-
75	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ- 1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
76	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メチル-1-メチルエ チル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メラクロー ル)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
77	75-01-4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	12	0	16	0%	10	0	15	0%	2	0	19	0%
78	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピ リジリル)-α,α,α-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-ト ルイジン(別名フルアジナム)	0	0	0	0%	0	0	0	-	0	0	0	-
79	119446-68-3	1-(2,12-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニ ル)-4-メチル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル)- 1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾー ル)	0	0	0	-	0	0	0	0%	0	0	0	-
80	79-11-8	クロロ酢酸	0	0	25	0%	0	0	14	0%	0	0	11	0%
81	51218-49-6	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチ ル)アセトアニリド(別名プレチラロール)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
82	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(4-キシメチル)ア セトアニリド(別名アラクロール)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
83	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
84		1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC- 142b)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
85		クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	0	0	2	0%	0	0	2	0%	0	0	2	0%
86		2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HC FC-124)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
87		クロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
88		クロトリフルオロメタン(別名CFC-13)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
89	95-49-8	o-クロトルエン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
90	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジ ン(別名シマジン又はCAT)	0	1	0	99%	0	1	0	98%	0	1	0	98%
91	107-05-1	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)	0	0	0	0%	0	0	1	0%	0	0	0	0%
92	86598-92-7	4-クロロベンジル-N-(2,4-ジクロロフェニル)-2- (1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミ ダート(別名イマビコナゾール)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
93	108-90-7	クロロベンゼン	1	0	26	0%	1	0	29	0%	1	0	24	0%
94		クロロベンタフルオロエタン(別名CFC-115)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
95	67-66-3	クロホルム	17	0	174	0%	17	0	168	0%	15	0	162	0%

凡例：太字：下水道のPRTR届出対象化学物質(30物質)、網掛け：過去3年間で下水道への移動なし(161物質)

(単位:トン/年)

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	平成14年度届出(H13データ)				平成15年度届出(H14データ)				平成16年度届出(H15データ)			
			下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)
96	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)	2	0	3	0%	0	0	4	0%	0	0	2	0%
97	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP 又はMCPA)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
98	96491-05-3	2-クロロ-N-(3-メキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメ チルアセトアニリド(別名テニルクロール)	0	0	0	-	0	0	0	0%	0	0	0	-
99	1314-62-1	五酸化バナジウム	0	0	0	0%	2	0	0	0%	2	0	2	0%
100		コハルト及びその化合物	1	0	11	0%	1	0	11	0%	0	0	15	0%
101	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレンジグリコール モノエチルエーテルアセテート)	0	0	1	0%	0	0	1	0%	0	0	2	0%
102	108-05-4	酢酸ビニル	0	0	15	0%	1	0	34	0%	1	0	31	0%
103	110-49-6	酢酸2-メキシエチル(別名エチレンジグリコール モノメチルエーテルアセテート)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
104	90-02-8	サリチルアルデヒド	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
105	102851-06-9	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ- α,α,α-トリフルオロ-p-トリル)-D-パリアート (別名フルバシネート)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
106	51630-58-1	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロ フェニル)-3-メチルブチラート(別名フェンハレ レート)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
107	52315-07-8	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロ ロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキ シラート(別名シベルメトリン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
108		無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除 く。)	0	30	4	88%	0	37	4	89%	1	42	3	93%
109	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	3	0%
110	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-(4-クロロベン ジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ) N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニル)スル ホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミ ド(別名カブフェンストロール)	0	7	0	98%	0	8	0	98%	0	9	0	98%
111	125306-83-4		0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
112	56-23-5	四塩化炭素	0	1	0	97%	0	1	0	97%	0	1	0	97%
113	123-91-1	1,4-ジオキサソ	13	0	23	0%	8	0	64	0%	13	0	80	0%
114	108-91-8	シクロヘキシルアミン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	1	0	8	0%
115	95-33-0	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェ ニアミド	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
116	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	0	2	3	35%	0	1	4	27%	0	1	3	30%
117	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	0	4	0	90%	0	4	0	89%	0	3	0	92%
118	156-59-2	cis-1,2-ジクロロエチレン	0	7	0	98%	0	7	0	96%	0	5	0	94%
119	156-60-5	trans-1,2-ジクロロエチレン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
120	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0	0	0	0%	0	0	0	-	0	0	0	-
121		ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
122	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベン ズアミド(別名プロピザミド)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
123		ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
124		2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HC FC-123)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
125	106917-52-6	2',4'-ジクロロ-α,α,α-トリフルオロ-4'-ニトロ- m-トルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミ ド)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
126	82692-44-2	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルイル)-1,3-ジメチル -5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェン(別 名ベンゾフェナップ)	0	0	0	0%	0	0	0	-	0	0	0	-
127	3209-22-1	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
128	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	0	0	0	0%	0	0	0	-	0	0	0	-
129	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別 名ジウロン又はDCMU)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
130	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メキシ-1-メチル尿 素(別名リニエロン)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
131	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は 2,4-PA)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
132		1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC- 141b)	0	0	0	-	0	0	0	0%	0	0	0	-
133		ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
134	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	14	0	45	0%	17	0	30	0%	20	0	47	0%
135	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	1	0	0	0%
136	709-98-8	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパニ ル又はDCPA)	0	0	0	0%	0	0	0	-	0	0	0	-
137	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	0	1	0	98%	0	1	0	99%	0	1	0	99%
138	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
139	95-50-1	α-ジクロロベンゼン	10	0	4	0%	2	0	2	0%	11	0	4	0%
140	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	0	0	1	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
141	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピ ラゾリルオキシ]アセトフェン(別名ピラゾキシ フェン)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
142	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラ ゾリル-4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレー ト)	0	0	0	-	0	0	0	0%	0	0	0	0%
143	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロロニル又 はDBN)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
144		ジクロロベンタフルオロプロパン(別名HCFC- 225)	0	0	0	-	0	0	0	0%	0	0	0	0%
145	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	1	11	9	54%	8	10	11	48%	11	10	13	44%

凡例：太字：下水道のPRTR届出対象化学物質(30物質)、網掛け：過去3年間で下水道への移動なし(161物質)

(単位：トン/年)

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	平成14年度届出(H13データ)				平成15年度届出(H14データ)				平成16年度届出(H15データ)			
			下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)
146	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
147	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
148	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
149	640-15-3	ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル(別名チオトロン)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
150	35400-43-2	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名スルプロホス)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
151	298-04-4	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオトロン又はジスルホトロン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
152	2310-17-0	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル]メチル(別名ホサロン)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
153	34643-46-4	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
154	950-37-8	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-オキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
155	121-75-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラン又はマラチオン)	0	0	0	0%	0	0	0	-	0	0	0	-
156	60-51-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジトエート)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
157	25321-14-6	ジントロルエン	31	0	4	0%	31	0	3	0%	31	0	3	0%
158	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
159	122-39-4	ジフェニルアミン	8	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0%
160	102-81-8	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール	0	0	0	0%	0	0	0	-	0	0	0	-
161	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン(別名カルボスルファン)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
162		ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
163	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
164	95-64-7	3,4-ジメチルアニリン	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
165	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシプロピル(別名フェノチオカルブ)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
166	1643-20-5	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	4	0	0	0%	6	0	0	0%	2	0	0	0%
167	52-68-6	ジメチル-2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロロホス又はDEF)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
168	4685-14-7	1,1'-ジメチル-4,4'-ビビリジニウム塩(次号に掲げるものを除く)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
169	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビビリジニウムジクロリド(別名バラコート又はバラコートジクロリド)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
170	85785-20-2	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル(別名エスプロカルブ)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
171	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン(別名o-トリジン)	0	0	0	0%	0	0	0	-	0	0	0	0%
172	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	955	0	294	0%	948	0	608	0%	1,044	0	830	0%
173	2597-03-7	2-[(ジメチルホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	-
174	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイオキシニル)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
175		水銀及びその化合物	0	0	0	93%	0	0	0	95%	0	0	0	92%
176		有機スズ化合物	0	0	2	0%	0	0	1	0%	1	0	1	0%
177	100-42-5	ステレン	68	0	5	0%	3	0	5	0%	14	0	4	0%
178		セレン及びその化合物	0	5	5	46%	0	4	5	46%	0	5	9	38%
179		ダイオキシン類	0	1	3	24%	0	1	2	25%	0	0	2	23%
180	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジジン(別名ダゾメット)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
181	62-56-6	チオ尿素	2	0	115	0%	4	0	180	0%	10	0	242	0%
182	108-98-5	チオフェノール	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
183	77458-01-6	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)	0	0	1	0%	0	0	0	-	0	0	0	0%
184	2636-26-2	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチル(別名シアノホス又はCYAP)	0	0	0	0%	0	0	0	-	0	0	0	-
185	333-41-5	チオリン酸O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ヒドロキシニル)(別名ダイアジン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
186	119-12-0	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソト-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	-
187	13593-03-8	チオリン酸O,O-ジエチル-O-2-キノキサリニル(別名キナルホス)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
188	2921-88-2	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0%
189	18854-01-8	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)(別名イノキサチオン)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
190	97-17-6	チオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O,O-ジエチル(別名ジクロロフェンチオン又はECP)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
191	2275-23-2	チオリン酸O,O-ジメチル-S-[2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル](別名バドチオン)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
192	122-14-5	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェントロチオン又はMEP)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
193	55-38-9	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
194	5598-13-0	チオリン酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル-O,O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
195	41198-08-7	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェホス)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	-

凡例：太字：下水道のPRTR届出対象化学物質(30物質)、網掛け：過去3年間で下水道への移動なし(161物質)

(単位：トン/年)

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	平成14年度届出(H13データ)				平成15年度届出(H14データ)				平成16年度届出(H15データ)			
			下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)
196	26087-47-8	テオリル酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別 名イブペンホス又はIBP)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
197	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	3	0	1	0%	4	0	1	0%	3	0	1	0%
198	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 <sup>3,7</sup> ]デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)	0	0	1	0%	0	0	1	0%	0	0	1	0%
199	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロタロニル 又はTPN)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
200	127-18-4	テトラクロロエチレン	0	2	0	94%	0	2	0	93%	0	2	0	91%
201		テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
202	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
203	116-14-3	テトラフルオロエチレン	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
204	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム 又はチラム)	0	2	0	85%	0	2	0	97%	0	3	0	97%
205	100-21-0	テレフタル酸	136	0	25	0%	84	0	20	0%	37	0	133	0%
206	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
207		銅水溶性塩(錯塩を除く。)	6	77	45	63%	5	57	53	52%	10	61	62	50%
208	75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド	0	0	180	0%	0	0	41	0%	0	0	3	0%
209	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	0	35	1	98%	0	16	1	92%	0	19	2	92%
210	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	0	3	5	34%	0	1	5	21%	0	1	3	30%
211	79-01-6	トリクロロエチレン	1	4	1	77%	1	3	1	76%	0	3	1	76%
212	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
213		トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)	0	0	1	0%	0	0	1	0%	0	0	1	0%
214	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロクリン)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
215	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタ ノール(別名ケルセン又はジコホル)	0	0	0	-	0	0	0	0%	0	0	0	-
216	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリ クロピル)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
217		トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
218	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリア ジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
219	118-96-7	2,4,6-トリニトロルエン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
220	1582-09-8	α,α,α-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロ ピル-p-トルイジン(別名トリフルラリン)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
221	118-79-6	2,4,6-トリブロモフェノール	0	0	0	0%	0	0	0	0%	5	0	0	0%
222	75-25-2	トリプロメタン(別名プロモホルム)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
223	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
224	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン	12	0	0	0%	8	0	1	0%	2	0	1	0%
225	95-53-4	o-トルイジン	19	0	0	0%	20	0	0	0%	18	0	0	0%
226	106-49-0	p-トルイジン	4	0	0	0%	4	0	1	0%	5	0	0	0%
227	108-88-3	トルエン	65	0	115	0%	40	0	103	0%	38	0	84	0%
228	95-80-7	2,4-トルエンジアミン	3	0	0	-	3	0	0	-	4	0	0	-
229	52570-16-8	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名 ナブリアニリド)	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
230		鉛及びその化合物	0	17	17	51%	0	14	17	45%	0	13	14	48%
231	7440-02-0	ニッケル	5	3	14	18%	2	0	8	0%	3	0	7	0%
232		ニッケル化合物	29	0	105	0%	21	0	99	0%	19	0	108	0%
233	139-13-9	ニトリロ三酢酸	0	0	0	-	0	0	0	0%	0	0	0	0%
234	100-01-6	p-ニトロアニリン	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0%
235	628-96-6	ニトログリコール	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
236	55-63-0	ニトログリセリン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
237	100-00-5	p-ニトロクロベンゼン	0	0	0	0%	0	0	0	-	0	0	0	-
238	86-30-6	N-ニトロジフェニルアミン	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	1	0%
239	100-02-7	p-ニトロフェノール	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
240	98-95-3	ニトロベンゼン	140	0	5	0%	140	0	6	0%	150	0	6	0%
241	75-15-0	二酸化炭素	16	0	141	0%	0	0	92	0%	1	0	103	0%
242	25154-52-3	ノニルフェノール	0	0	2	0%	2	0	0	0%	2	0	0	0%
243		バリウム及びその水溶性化合物	16	0	1	0%	33	0	1	0%	26	0	3	0%
244	88-89-1	ピクリン酸	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
245	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリ アジン(別名シメトリン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%

凡例：太字：下水道のPRTR届出対象化学物質(30物質)、網掛け：過去3年間で下水道への移動なし(161物質)

(単位：トン/年)

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	平成14年度届出(H13データ)				平成15年度届出(H14データ)				平成16年度届出(H15データ)			
			下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)
246	10380-28-6	ビス(8-キノリノト)類(別名オキジン類又は有機銅)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0
247	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0
248	563-12-2	ビス(ジチオリオン酸)S,S'-メチレン-O,O',O',O'-テトラエチル(別名エチオン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0
249	137-30-4	ビス(N,N'-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
250	64440-88-6	ビス(N,N'-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンジス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0
251	61789-80-8	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウムクロリド	2	0	1	0%	3	0	1	0%	0	0	4	0%
252		砒素及びその無機化合物	<b>0</b>	<b>13</b>	<b>9</b>	<b>58%</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>11</b>	<b>51%</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>10</b>	<b>54%</b>
253	302-01-2	ヒドラジン	1	0	11	0%	1	0	10	0%	3	0	22	0%
254	123-31-9	ヒドロキノ	38	0	20	0%	21	0	4	0%	24	0	5	0%
255	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
256	100-69-6	2-ビニルピリジン	0	0	3	0%	0	0	4	0%	0	0	5	0%
257	55179-31-2	1-(4-ピフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタン-1-オール(別名ピテルタメル)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
258	110-85-0	ピペラジン	0	0	8	0%	0	0	9	0%	0	0	17	0%
259	110-86-1	ピリジン	1	0	50	0%	3	0	23	0%	5	0	37	0%
260	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	2	0%
261	96-09-3	フェニルオキシラン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
262	95-54-5	o-フェニレンジアミン	5	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
263	106-50-3	p-フェニレンジアミン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
264	108-45-2	m-フェニレンジアミン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
265	156-43-4	p-フェネチジン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
266	108-95-2	フェノール	14	40	20	67%	21	0	11	0%	22	0	17	0%
267	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメリン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
268	106-99-0	1,3-ブタジエン	0	0	10	0%	0	0	5	0%	0	0	5	0%
269	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
270	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル	6	0	3	0%	1	0	2	0%	0	0	2	0%
271	3648-21-3	フタル酸ジ-n-ヘプチル	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
272	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	0	0	1	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
273	85-68-7	フタル酸n-ブチルベンジル	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
274	69327-76-0	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名ブプロフェジン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
275	112410-23-8	N-tert-ブチル-N'(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジン(別名テブフェノジド)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
276	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベニル)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
277	122008-78-0	ブチル(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェニル)フェニル]アミノプロピオナート(別名シハロホット)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
278	111812-58-9	tert-ブチル=4-[[[1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル]メチリデン]アミノキシメチル]ベンゾアト(別名フェンロキシメート)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
279	2312-35-8	2-(4-tert-ブチルフェニル)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィト(別名プロバキグット又はBPPS)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
280	96489-71-3	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジン(別名ピリダベン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
281	119168-77-3	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
282	95-31-8	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
283		ふっ化水素及びその水溶性塩	<b>93</b>	<b>1,844</b>	<b>1,392</b>	<b>57%</b>	<b>106</b>	<b>1,689</b>	<b>1,249</b>	<b>57%</b>	<b>136</b>	<b>1,455</b>	<b>1,499</b>	<b>49%</b>
284	12071-83-9	N,N'-プロピレンジス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名プロビネブ)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
285		プロモクロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
286		プロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
287	75-26-3	2-プロモプロパン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
288	74-83-9	プロモメタン(別名臭化メチル)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
289	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタキサン(別名酸化フェンブタス)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
290	115-28-6	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビシクロ[2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%

凡例：太字：下水道のPRTR届出対象化学物質(30物質)、網掛け：過去3年間で下水道への移動なし(161物質)

(単位:トン/年)

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	平成14年度届出(H13データ)				平成15年度届出(H14データ)				平成16年度届出(H15データ)						
			下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)			
291	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,8a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン-3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
292	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	0	0	15	0%	0	0	22	0%	0	0	39	0%			
293	822-06-0	ヘキサメチレンジイソシアネート	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
294		ベリウム及びその化合物	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0%
295	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0%
296	98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0%
297	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	2	0	0	0%	0	0	0	0%	1	0	0	0	0	0	0%
298	100-52-7	ベンズアルデヒド	2	0	1	0%	1	0	0	0%	2	0	0	0	0	0	0%
299	71-43-2	ベンゼン	10	2	13	15%	3	11	10	51%	4	2	7	20%			
300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0%
301	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアフリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセット)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0%
302	82-68-8	ベンタクロロトロペンゼン(別名キントゼン又はPCNB)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0%
303	87-86-5	ベンタクロロフェノール	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0%
304		ほう素及びその化合物	18	1,160	970	54%	22	1,409	983	59%	28	1,382	1,506	48%			
305	75-44-5	ホスゲン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0%
306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	0	0	0	99%	0	0	0	95%	0	0	0	97%			
307		ポリ(オキシエチレン)エーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	168	0	226	0%	149	0	220	0%	150	0	249	0%			
308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)オクタフルオリエーテル	0	0	1	0%	0	0	4	0%	2	0	6	0%			
309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)ノニフルオリエーテル	283	0	295	0%	68	0	98	0%	61	0	73	0%			
310	50-00-0	ホルムアルデヒド	114	0	81	0%	93	0	68	0%	104	0	54	0%			
311		マンガシ及びその化合物	8	589	450	57%	7	536	549	49%	8	522	530	50%			
312	85-44-9	無水フタル酸	401	0	0	0%	120	0	0	0%	1	0	0	0%			
313	108-31-6	無水マレイン酸	13	0	0	0%	13	0	0	0%	0	0	0	0%			
314	79-41-4	メタクリル酸	0	0	20	0%	11	0	38	0%	54	0	33	0%			
315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
316	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	1	0	0	0%	2	0	0	0%	1	0	0	0%			
317	105-16-8	メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
318	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	0	0	4	0%	0	0	2	0%	0	0	2	0%			
319	97-88-1	メタクリル酸n-ブチル	0	0	0	0%	0	0	1	0%	0	0	1	0%			
320	80-62-6	メタクリル酸メチル	5	0	74	0%	4	0	72	0%	5	0	65	0%			
321	126-98-7	メタクリロニトリル	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドrazon(別名フェリムノン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
323	100-61-8	N-メチルアニリン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
324	556-61-6	メチルイソシアシアネート	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名プロボキスル又はPHC)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン(別名カルボフラン)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル(別名XMC)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルパリル又はNAC)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノプロカルブ又はBPMC)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
331	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメチル-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロメチル)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
332	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザベントラ-1,4-ジエン(別名アミトラス)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
333	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
334	2439-01-2	6-メチル-1,3-ジチオ[4,5-b]キノザリン-2-オン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
335	98-83-9	α-メチルスチレン	0	0	0	0%	1	0	0	0%	0	0	0	0%			
336	108-99-6	3-メチルピリジン	0	0	7	0%	0	0	5	0%	0	0	6	0%			
337	61432-55-1	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ビペリジン-1-カルボチオアート(別名ジメビペレート)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
338	26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート(別名m-トリレンジイソシアネート)	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
339	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			
340	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%			

凡例：太字：下水道のPRTR届出対象化学物質(30物質)、網掛け：過去3年間で下水道への移動なし(161物質)

(単位：トン/年)

政令 番号	CAS	物質名(政令記載名)	平成14年度届出(H13データ)				平成15年度届出(H14データ)				平成16年度届出(H15データ)					
			下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)	下水道への 移動	下水道から 排出(A)	下水道以外 排出(B)	(A)÷ (A+B)		
341	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキセン)=ジイソシアネート	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
342	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
343	298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-b]1]ベンゾピラン-7-オン(別名メキサレン)	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
344	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
345	68-11-1	メルカプト酢酸	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
346		モリブデン及びその化合物	12	0	79	0%	5	0	91	0%	5	0	82	0	0	0%
347	470-90-6	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル(別名クロルフェンビンホス又はCVP)	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
348	2274-67-1	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル(別名ジメチルビンホス)	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
349	300-76-5	りん酸1,2-ジプロポキ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル(別名チレド又はBRF)	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
350	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
351	6923-22-4	りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル(別名モノクロトホス)	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
352	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
353	25155-23-1	りん酸トリス(ジメチルフェニル)	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
354	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル	0	0	1	0%	0	0	1	0%	0	0	1	0	0	0%
合計			3,973	4,435	8,200	35%	2,977	4,344	7,700	36%	3,088	4,082	8,464	33%		

※ダイオキシン類のみ単位：g-TEQ/年

資料出典：平成14～16年度PRTR届出データ(開示請求データを独自集計)